

見附市地域防災計画

(資料編)

令和6年5月

見附市防災会議

見附市防災計画 資料編（目次）

1 防災組織に関する資料

1-1	見附市防災会議条例	1
1-2	見附市防災会議委員	3
1-3	見附市防災会議運営規程	4
1-4	見附市災害対策本部条例	5
1-5	見附市災害対策本部設置要綱	6
1-6	見附市災害救助条例	11
1-7	見附市災害弔慰金の支給等に関する条例	12
1-8	見附市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	16
1-9	見附市火災警報発令規程	19
1-10	異常気象時火災の消防対策要綱	20
1-11	見附市消防本部水防計画	29
1-12	関係機関防災担当部課一覧	35
1-13	緊急輸送路	36
1-14	見附市国民保護協議会条例	36-1
1-15	見附市国民保護協議会委員	36-2
1-16	見附市国民保護協議会運営規程	36-3

2 緊急給水機材に関する資料

2-1	給水用車両	37
2-2	水道給水能力	37

3 食料及び生活必需品等に関する資料

3-1	米穀販売業者	38
3-2	パン製造業者	39
3-3	食肉販売業者	39

4 運送に関する資料

4-1	バス・タクシー事業者	40
4-2	一般貨物自動車運送事業者	40

5 通信施設に関する資料

5-1	市内無線局一覧表	41
5-2	災害時優先電話	42

6 避難所及び医療防疫等に関する資料

6-1	避難所施設一覧表	43
6-2	福祉避難所一覧表	44
6-3	避難地一覧表	44
6-4	病院診療所一覧表	45
6-5	見附薬業組合名簿	46
6-6	清掃消毒用機械一覧表	46
6-7	し尿処理業者一覧表	46
6-8	塵芥収集車一覧表	46

7 災害危険区域に関する資料

7-1	土石流発生危険溪流	47
7-2	地すべり危険箇所	49
7-3	急傾斜地崩壊危険箇所	50
7-4	山地に起因する災害危険箇所	52
7-5	保安林指定箇所	55
7-6	雪崩発生危険箇所	56
7-7	山地に起因する災害危険箇所に該当する要配慮者利用施設	57
7-8	浸水想定区域内要配慮者利用施設	57
7-9	河川関係重要水防区域	59
7-10	危険物貯蔵及び取扱施設	61
7-11	消防機械現有台数	64
7-12	市内土木機械類一覧表	65
7-13	水防倉庫格納資器材	66
7-14	災害時におけるヘリポート使用予定地	66
7-15	農業用ため池	66
7-16	防災地図	67

8 応援協定に関する資料

8-1	長岡地域災害相互応援協定	74
8-2	村上市、見附市、妙高市災害時相互応援協定書	76
8-3	見附市、入善町災害時相互応援協定書	78
8-4	見附市、伊達市災害時相互応援協定書	80
8-5	見附市・渋川市災害時相互応援協定書	82
8-6	見附市・田川市災害時相互応援協定書	85

8-7	大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定書	86
8-8	災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書 (見附管工事業協同組合・今泉設備株式会社・堀設備)	87
8-9	災害時の緊急情報放送に関する協定書(エフエムラジオ新潟)	88
8-10	災害時における物資供給に関する基本協定(コメリ災害対策センター)	89
8-11	災害時の応援業務に関する協定書(見附建設業協同組合)	92
8-12	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書 (有限会社 あおぞら)	94
8-13	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書 (生活サポーター ふるまい)	96
8-14	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書(虹祐)	98
8-15	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書 (特別養護老人ホームフローラ)	100
8-16	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書 (社会福祉法人 見附市社会福祉協議会)	102
8-17	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書 (見附市介護老人保健施設ケアプラザ見附)	104
8-18	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書 (社会福祉法人 見附福祉会)	106
8-19	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書 (社会福祉法人 人と緑の大地)	108
8-20	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書 (公益社団法人新潟県看護協会 訪問看護ステーションみつけ)	110
8-21	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書 (社会福祉法人 ウエルネス)	112
8-22	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書 (社会福祉法人 悠游)	114
8-23	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書 (社会福祉法人 クレアメディコ)	116
8-24	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書 (株式会社 ワールドステイ)	118
8-25	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書 (株式会社 こまち)	120
8-26	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書 (有限会社 たんぽぽ)	122

8-27	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書 (株式会社 ユニマット リタイアメント・コミュニティ)	124
8-28	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書 (株式会社 東日本福祉経営サービス)	126
8-29	災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書 (社会福祉法人 みつけタクシー)	128
8-30	災害時の応援業務に関する協定 (社団法人新潟県農業土木技術協会)	130
8-31	災害時における見附市と郵便事業株式会社見附支店の協力に関する協定書	132
8-32	災害時の応援業務に関する協定(社団法人新潟県測量設計業協会)	134
8-33	災害時の応援業務に関する協定 (社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部)	136
8-34	災害時の協力に関する協定書(東北電力株式会社長岡営業所)	138
8-35	災害時における LP ガス供給に関する協定書 (社団法人新潟県エルピーガス協会長岡支部)	140
8-36	災害時の情報交換に関する協定 (国土交通省 北陸地方整備局)	142
8-37	災害時における物資供給に関する協定書(株式会社アクティオ)	142-2
8-38	災害時における緊急情報放送に関する協定書 (長岡移動電話システム株式会社)	142-4
8-39	災害時における食料等物資の供給協力に関する協定 (株式会社ひまわり食品)	142-6
8-40	災害時における緊急輸送協力に関する協定書(有限会社ひまわり観光)	142-8
8-41	災害時における畳の供給に関する協定書 (5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会)	142-10
8-42	災害時における避難所物資等の供給協力に関する協定書 (原山化成工業 株式会社)	142-12
8-43	災害時における避難所物資等の供給協力に関する協定書 (株式会社矢沢ダンボール)	142-14
8-44	災害時における要配慮者用災害食の供給協力に関する協定書 (有限会社エコ・ライス新潟)	142-16
8-45	見附市における防災・減災対策等に関する協定書 (あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)	142-18
8-46	災害時における応援業務に関する協定書 (株式会社MEATUS(ミータス))	142-20
8-47	見附市の地域防災力向上に関する連携協定 (損害保険ジャパン日本興亜株式会社長岡支店)	142-22
8-48	災害時における消防用水の確保に関する協定書 (長岡地区生コン事業協同組合)	142-24

8-49	災害時における消防用水の確保に関する協定書 (大湊コンクリート工業株式会社)	142-26
8-50	地域における協力に関する協定 (日本郵便株式会社 見附郵便局)	142-28
8-51	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書(株式会社ゼンリン) . . .	142-30
8-52	災害に係る情報発信等に関する協定(ヤフー株式会社)	142-32
8-53	災害時におけるガス供給に関する協定	142-34
8-54	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	142-36
8-55	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定 (公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部)	142-38
8-56	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 (公益社団法人日本下水道管路管理業協会)	142-40
8-57	災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定 (一般財団法人新潟県下水道維持改築協会)	142-40
8-57	水道緊急連絡管水融通等相互応援に関する協定書(三条市)	142-41
8-57	「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定 (一般社団法人 助けあいジャパン)	142-42
8-58	災害時における法律相談業務に関する協定(新潟県弁護士会)	142-44
8-59	水害時における施設の相互利用に関する協定(長岡市)	142-46
8-60	災害時における施設利用に関する協定(株式会社ダイナム)	142-49
8-61	災害時における応急対策業務に関する協定 (一般社団法人日本石材産業協会新潟県支部及び 一般社団法人日本石材産業協会)	142-51
8-62	防災パートナーシップに関する協定(株式会社新潟放送)	142-54
8-63	災害時における宿泊施設利用に係る協定(ルートインジャパン株式会社) . .	142-56
8-64	新潟県協定締結一覧	143

9 その他の資料

9-1	主要河川の状況	144
9-2	気象統計	145
9-3	災害報告取扱要領	146
9-4	自衛隊災害派遣要請依頼書	150
9-5	消防防災航空隊出動要請書	151
9-6	新潟県災害救助法施行細則別表	152
9-7	見附市防災ファミリーサポート制度について	159
9-8	洪水害時非常配備・避難情報発令基準	161
9-9	土砂災害時非常配備・避難情報発令基準	161-2

9-10 地震発生時非常配備基準	162
9-11 大雪時非常配備基準体制表	162-1
9-12 復旧・復興のための時系列的検証	163

10 添付資料

見附市原子力災害に備えた屋内退避・避難計画【初版】

1 防災組織に関する資料

1-1 見附市防災会議条例

(昭和 38 年 3 月 30 日条例第 10 号)

改正 平成 6 年 6 月 22 日条例第 26 号

平成 11 年 12 月 27 日条例第 29 号

平成 19 年 3 月 22 日条例第 13 号

平成 24 年 9 月 25 日条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、見附市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 見附市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する事務
 - (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務
- (会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は 35 人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 新潟県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 新潟県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 教育長
- (5) 消防長、消防署長及び消防団長
- (6) 指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- (7) 自主防災組織を結成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項第 6 号及び第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第26号)

この条例は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第29号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第13号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第25号)

1-2 見附市防災会議委員

法定区分	所属機関	職名
会長	見 附 市	市 長
第 1 号	長岡地域振興局 地域整備部	部 長
第 2 号	見附警察署	署 長
第 3 号	見 附 市	副市長
〃	見 附 市	企画調整課長
〃	見 附 市	まちづくり課長
〃	見 附 市	総務課長
〃	見 附 市	市民税務課長
〃	見 附 市	健康福祉課長
〃	見 附 市	地域経済課長
〃	見 附 市	農林創生課長
〃	見 附 市	建設課長
〃	見 附 市	都市環境課長
〃	見 附 市	上下水道局長
〃	見 附 市	教育総務課長
〃	見 附 市	病院長
第 4 号	見附市教育委員会	教育長
第 5 号	見附市消防本部	消防長
〃	見附市消防署	消防署長
〃	見附市消防団	団 長
第 6 号	J R 長岡駅	駅 長
〃	日本郵便(株)見附郵便局	局 長
〃	見附市南蒲原郡医師会	医師会長
〃	N T T 東日本(株)新潟支店	支店長
〃	東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センター	所 長
〃	刈谷田川土地改良区	理事長
〃	越後交通(株)栃尾営業所	所 長
〃	日本通運(株)見附営業支店	支店長
〃	北陸ガス株式会社 長岡供給センター	センター長
〃	見附市社会福祉協議会	会 長
第 7 号	本所 1 丁目自主防災組織	代 表
〃	長岡技術科学大学大学院 技術経営研究科システム安全専攻	准教授
〃	赤十字安全奉仕団見附市分団	委員長
〃	東部地区民生委員児童委員協議会	

1-3 見附市防災会議運営規程

(昭和 38 年 7 月 20 日告示第 23 号)

改正 昭和 42 年 3 月 31 日告示第 9 号

平成 8 年 4 月 1 日告示第 15 号

(目的)

第 1 条 この規程は、見附市防災会議条例(昭和 38 年見附市条例第 10 号)第 5 条の規定に基づき、見附市防災会議の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会議は年 1 回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の招集通知には、会議の日時、場所及び付議すべき事項を記載するものとする。

(議長)

第 3 条 会長は、会議の議長となる。

(議事)

第 4 条 議事は、出席議員の過半数で決する。

(説明聴取)

第 5 条 会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を聴することができる。

(特例)

第 6 条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、あらかじめ承認を得た事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は、次の会議において報告しなければならない。

第 7 条 臨時急施を要するとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は、次の会議において報告し、承認を受けなければならない。

(部会)

第 8 条 会長は、必要の都度その事務を定めて部会を置くことができる。

(会議の記録)

第 9 条 会議の状況は、その概要を記録し、保存しなければならない。

(異動等の報告)

第 10 条 委員は、異動が生じた場合は、すみやかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

第 11 条 防災会議の庶務は、企画調整課において行なう。

附 則

この規程は、昭和 38 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年告示第 15 号)

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

1-4 見附市災害対策本部条例

(昭和 38 年 3 月 30 日見附市条例第 11 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、見附市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部下職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年条例第 26 号)

1-5 見附市災害対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、見附市災害対策本部条例(昭和38年見附市条例第11号)の規定に基づき、見附市災害対策本部の災害の防止又は災害が発生した場合における被害の拡大の防止、応急復旧及び被災者の応急救助が迅速適確に行なわれるために有効な組織及び職務を定めることを目的とする。

(本部の組織及び会議)

第2条 副本部長は副市長とし、部長以下の本部員については見附市職員をもって充てる。

2 本部長のもとに本部会議を置き、部に班を置く。

3 本部会議は、本部長、副本部長、消防長、部長及び班長をもって構成し、防災に関する重要事項について協議する。

4 部長、班長及び班員は、別表1に掲げるとおりとする。

(業務分掌)

第3条 前条に規定する部及び班の業務分掌は、別表2に掲げるとおりとする。

(本部の設置及び廃止)

第4条 本部は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合、本部長が必要と認めたとき設置する。

2 本部は、災害の危険が解消したと認められるとき又は災害応急対策がおおむね終了したと認めるときは廃止する。

別表 1 見附市災害対策本部組織図



別表 2 見附市災害対策本部業務分掌

部	班	事 務 分 掌
総務部	総務班	1 本部の設置及び閉鎖に関する事。 2 本部会議及び本部の庶務に関する事。 3 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 4 各部との連絡及び応援職員の調整に関する事。 5 無線通信の統括に関する事。 6 車両の確保及び配車に関する事。 7 県への連絡及び被害報告に関する事。 8 県、他市町村への応援要請及び受け入れ調整に関する事。 9 災害救助法、県災害救助条例、見附市災害救助条例に関する事。 12 ヘリポートの設置に関する事。 14 町内会及び自主防組織との連絡調整に関する事。 15 本部内における相互応援協定及び他団体からの応援職員の派遣調整に関する事。 16 災害時における職員の健康管理に関する事。 17 国その他関係機関に対する説明資料の作成に関する事。 18 災害関連死の認定に関する事。 19 市議会との連絡に関する事。 20 その他、各部に属さない事項。
	情報班	1 被害状況の収集、集計に関する事。 2 河川情報、気象情報等の収集及び伝達に関する事。 3 警報の伝達、避難の指示等に関する事。 4 各指定避難所に対する災害関連情報の提供に関する事。 5 市民への広報に関する事。 6 報道機関との連絡調整に関する事。 7 災害記録に関する事。 8 国、県等との陳情、視察等に関する事。 9 市のホームページ等の更新に関する事。 10 所要見舞者の応接に関する事。
	財務班	1 災害対策に係る予算の編成及び執行管理に関する事。 2 市有財産の被害調査に関する事。 3 義援金の給付配布に関する事。 4 災害弔慰金等の支給に関する事。 5 災害援護資金に関する事。 6 被災者生活再建支援金に関する事。 7 被害状況及び損害額の集計の取りまとめに関する事。

総務部	財務班	8 災害時における予算及び資金の管理に関すること。 9 災害対策基金の管理運用に関すること。 10 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）の適用に関すること。
	情報システム班	1 市所有の情報システムの機能確保に関すること。 2 システム・インフラの復旧に関すること。 3 庁舎内システム・インフラの動作状況及び被害調査に関すること。 4 代替拠点施設の被害調査に関すること。 5 ICT 資源の確認及び確保に関すること。
出納部	会計班	1 災害時における出納、経理に関すること。 2 救援資金及び見舞金の受入に関すること。 3 被災者に対する納期限の延長に係る指定金融機関との調整に関すること。
民生部	避難対策班	1 指定避難所の開設に関すること。 2 避難者救護に関すること。 3 避難者名簿の作成に関すること。 4 指定避難所施設の災害対策及び被害調査に関すること。 5 仮設トイレの設置に関すること。
	避難者支援班	1 被災者に対する応急品の給与に関すること。 2 救援物資の受入れ及び配布に関すること。 3 ボランティアに関すること。 4 外国人の被災調査に関すること。 5 被災外国人に対する支援に関すること。 6 食料確保及び緊急炊き出しに関すること。 7 遺体の収容及び埋火葬に関すること。
	家屋調査班	1 被災世帯（家屋）の調査に関すること。 2 被災者台帳の作成に関すること。 3 り災証明に関すること。 4 被災者に対する市税の納税猶予、納期限の延長及び減免に関すること。

福祉保健部	福祉保健班	1 要配慮者の救助に関すること。 2 被災者相談所の開設に関すること。 3 人的被害状況の調査に関すること。 4 被災者に対する福祉相談に関すること。 5 重傷者名簿の作成に関すること。 6 安否情報の収集に関すること。 7 要配慮者被災者世帯訪問による被災状況の把握及び相談支援に関すること。 8 被災者の医療費助成に係る所得制限の撤廃に関すること。 9 被災者に対する介護保険料の納付猶予、納期限の延長及び減免措置の検討に関すること。 10 被災者に対する国民健康保険税の納税猶予、納期限の延長及び減免措置の検討に関すること。 11 老人保健、国民健康保険、医療費助成に係る一部負担等の減免措置の検討に関すること。 12 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 13 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。 14 福祉避難所の開設、運営及び閉鎖に関すること。 15 感染症予防及び防疫対策に関すること。 16 看護班の編成及び傷病人の応急救護に関すること。 17 保健衛生用資機材の調達及び防疫用薬剤に関すること。 18 保健医療情報の収集に関すること。 19 保健衛生活動の実施に関すること。 20 被災者の入浴支援に関すること。 21 被災者に対する栄養指導に関すること。 22 被災者の精神保健指導に関すること。
産業部	農林班	1 農林施設及び農地、農作物の災害対策及び被害調査に関すること。 2 治山、砂防等の災害対策及び被害調査に関すること。 3 被災農業者に対する災害融資に関すること。 4 農林関係機関・団体との連絡調整に関すること。 5 災害時における家畜伝染病の防疫に関すること。
	商工班	1 商工業者の災害対策及び被害調査に関すること。 2 被災商工業者に対する災害融資に関すること。 3 商工関係機関・団体に対する災害関連情報の提供に関すること。 4 災害時における雇用確保に関すること。
建設部	建設班	1 土木施設の災害防止及び復旧に関すること。 2 道路、橋梁、その他土木施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3 公共交通機関との連絡調整、交通途絶箇所、迂回路線の公示に関すること。 4 土木災害応急機材の調達に関すること。 5 水防活動の連絡調整に関すること。

建設部	建設班	6 建築物、宅地等の応急復旧及び応急危険判定に関する事。 7 市営住宅等の災害対策及び被害調査に関する事。 8 応急仮設住宅に関する事。 9 建設業者との連絡調整に関する事。 10 住宅被災者の公営住宅への特定入居に関する事。
	生活衛生班	1 清掃並びに塵芥及びし尿処理に関する事。 2 廃棄物の処理に関する事。 3 企業の公害発生防止指導に関する事。 4 死亡獣畜等の処理に関する事。 5 ねずみ族、害虫等の駆除に関する事。 6 衛生施設の災害対策及び被害調査に関する事。 7 愛玩動物に関する事。
上下水道部	水道班	1 水道施設の災害対策及び応急復旧対策に関する事。 2 水道施設の被害調査に関する事。 3 飲料水の確保及び給水に関する事。 4 飲料水の水質管理に関する事。
	下水道班	1 下水道施設の災害対策及び応急復旧対策に関する事。 2 下水道施設の被害調査に関する事。 3 排水施設の管理及び運転に関する事。 4 農業集落排水施設等の被害調査及び報告に関する事。
教育部	教育総務班	1 教育施設の災害対策及び被害調査に関する事。 2 学用品の調達あつせんに関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。
	学校教育班	1 学校教育の確保に関する事。 2 児童、生徒の避難に関する事。 3 災害時における応急教育に関する事。 4 各校の単位 PTA 等教育関係団体への協力要請及び連絡調整に関する事。 5 児童生徒及び教職員の被災状況調査に関する事。 6 PTA 連合会への協力要請及び連絡調整に関する事。
	幼児保育班	1 保育児童の被災状況調査に関する事。 2 被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関する事。 3 保育園児の避難に関する事。
医療部	庶務班	1 医療救護対策に関する事。 2 関係医療機関との連絡調整に関する事。 3 救護病院の開設及び管理に関する事。
	治療班	1 災害時の医療救護に関する事。
	看護班	1 災害時の病人、負傷者の看護に関する事。
消防本部		1 消火、救急、救助等、消防に関する事。 2 消防団の活動に関する事

(空白)

1-6 見附市災害救助条例

(昭和 44 年 11 月 29 日公布 見附市条例第 11 号)

改正 昭和 50 年 12 月 24 日 条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害に際して市が応急的に必要な救助を行ない、災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

(救助の実施要件)

第 2 条 この条例による救助(以下「救助」という。)は、災害救助法(昭利 22 年法律第 118 号)が適用されない災害であつて、次に定める程度の災害が発生した場合で当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して行なうものとする。

(1) 住家が滅失した世帯数が 15 以上に達した場合

(2) 前号の基準に達しないが多数の世帯の住家が滅失し、市長が特に必要と認めた場合

(3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第 1 号及び第 2 号に定める住家が滅失した世帯数の算定は住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

(救助の種類等)

第 3 条 救助の種類は、次のとおりとする。

(1) 避難所の設置

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与

(4) 学用品の給与

(5) 災害にかかった者の救出

(6) 応急仮設住宅の設置

(7) 災害にかかった住宅の応急修理

(8) 障害物の除去

(9) その他災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 23 条に定める範囲内において市長が必要と認めた救助

2 前項第 6 号、第 7 号及び第 8 号の救助については、生活困窮者を対象者として行なうものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第 4 条 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則(昭和 35 年新潟県規則第 30 号)第 5 条に定める範囲内において行なうものとする。

2 市長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず救助の期間及び程度をこえて行なうことができる。

附 則

この条例は、昭和 45 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-7 見附市災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和 49 年 6 月 25 日条例第 23 号)

改正 昭和 50 年 3 月 25 日条例第 10 号

昭和 50 年 12 月 24 日条例第 27 号

昭和 51 年 12 月 30 日条例第 29 号

昭和 53 年 7 月 7 日条例第 27 号

昭和 56 年 10 月 1 日条例第 19 号

昭和 57 年 12 月 29 日条例第 25 号

昭和 62 年 3 月 23 日条例第 9 号

平成 3 年 12 月 26 日条例第 28 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という)並びに新潟県災害弔慰金補助及び災害援護資金貸付要綱の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行うことによって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地滑り、地震、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、見附市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市民が令第 1 条に規定する災害又は新潟県災害救助条例(昭和 39 年新潟県条例第 77 号)が適用された災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の粗暴当時そのものと同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときはその1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は次の各号の1に該当する場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他特別な事情があるため市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当りの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市長は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯主は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 他の被害がない場合	150 万円
イ 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合	250 万円
ウ 住居が半壊した場合	270 万円
エ 住居が全壊した場合	350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合	150 万円
イ 住居が半壊した場合	170 万円
ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。)	250 万円
エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350 万円

(3) 第 1 号のウ又は第 2 号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年とする。ただし、次の各号の 1 に該当する場合は、据置期間はそのうち 5 年とする。

(1) 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前 1 年以内に法第 8 条第 1 項の被害(自然災害によるこれに相当する被害を含む。)を受けた場合

(2) 当該被害により世帯主が死亡したとき、又は世帯主が地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)第 7 条の 15 の 3 に規定する特別障害者となった場合

(3) 生活保護を受けている世帯が被災した場合

2 災害援護資金の償還方法は、年賦償還又は半年賦償還とし、償還額は元利均等の償還方法とする。ただし、繰上償還する場合は、この限りでない。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

第4章 補則

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年12月1日から適用する。

附 則(昭和53年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日から適用する。

附 則(昭和56年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成3年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成23年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

1-8 見附市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和 49 年 6 月 25 日規則第 20 号)

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、見附市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年見附市条例第 23 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、災害弔慰金支給調査書(様式第 1 号により次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、見附市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、見附市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別紙様式第 1 号の 1)を出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」と

いう。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の説明書
- (3) その他市長が必要と認めた事項

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3か月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付の決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに保証人の連署した借用書(様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申請書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、償還金支払猶予不承認通知書(様式第9号)

を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した償還免除申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、その者に督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を氏名等変更届(様式第 16 号)により市長に提出しなければならない。

ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

(委任)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

1-9 見附市火災警報発令規程

(昭和 40 年 4 月 1 日公布 告示第 19 号)

改正 昭和 58 年 2 月 22 日 告示第 73 号

改正 平成 18 年 11 月 27 日 告示第 143 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号。以下「法」という。)第 22 条第 3 項による火災に関する警報(以下「火災警報」という。)を発令する基準等について定める。

(発令の基準)

第 2 条 火災警報の発令は、法第 22 条第 2 項の通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認める次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 出火危険度が 5 以上となる見込みのとき。
- (2) 実効湿度が 60 パーセント以下であって、最低湿度が 40 パーセントを下り、最大風速が 7 メートルをこえる見込みのとき。
- (3) 風速 10 メートル毎秒以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。
- (4) 前各号において降雨、降雪中は状況により発令しないことがある。

(広報及び連絡)

第 3 条 火災警報を発令したときは、消防信号およびその他の方法によりすみやかに市民に広報し、関係機関に連絡しなければならない。また、これを解除したときも同様である。

2 前項の関係機関は、次のとおりとする。

- (1) 新潟県県民生活・環境部防災局消防課予防係
- (2) その他消防長が必要と認めた機関

(火災の警戒)

第 4 条 消防機関は、火災警報発令中は見附市火災予防条例(昭和 37 年 3 月 26 日条例第 9 号)第 29 条による火の使用の制限の徹底と状況に応じ警戒体制の強化を図るものとする。

(委任)

第 5 条 この規程の施行に関し必要な事項は、消防長がこれを定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 58 年告示第 73 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年告示第 143 号)

この規定は、公布の日から施行する。

1-10 異常気象時火災の消防対策要綱

第1 総 則

- 1 目 的
- 2 意 義
- 3 地 区
- 4 想定演習と住民の協力

第2 消 防 計 画

- 1 消防部隊の強化
- 2 警戒態勢下の措置
- 3 部隊編成
- 4 水利選定(統制)計画
- 5 警戒態勢の解除

第3 消 火 活 動

- 1 火災の特異性
- 2 消火活動に及ぼす影響
- 3 出火時の消火活動要領

第4 事 後 措 置

- 1 給食措置
- 2 火災概要書作成
- 3 火災原因ならびに損害調査
- 4 対市民活動

第1 総 則

1 目 的

この要綱は、異常気象時における火災予防と延焼火災の警戒防ぎょに、特に必要な事項を定め、その被害を軽減することを目的とする。

2 意 義

異常気象時火災とは、火災警報発令時及び平均風速 15 メートル以上の烈風下に発生した火災をいう。ただし、状況により平均風速 15 メートル以上でも降雨、降雪中のときは含まないことがある。

3 地 区

見附市全域を警戒防ぎょ上、消防団管轄区域別の 8 地区に分ける。

4 想定演習と住民の協力

- (1) 消防機関は、毎年 1 回地区ごと、もしくは地区が連合して火災発生を想定した消防演習を行なうとともに、関係地域住民にも消防訓練を指導する。
- (2) 消防機関は、機会あるごとに住民に対して初期消火及び飛火消火の必要を徹底し、消火器、バケツ等の応急消火用具の準備を指導するとともに、地域住民が連帯意識のもと、組織的に行動で

きるよう自主防災組織の結成を奨励する。

- (3) 自衛消防機関に対しては、その機能を最大限に発揮するよう指導する。

第2 消 防 計 画

1 消防部隊の強化

(1) 第1警戒態勢

気象状況が悪化し(平均風速 10 メートルをこえる見込程度の気象状況に一応の基準を置く)命令のあるときは、第1警戒態勢として次の人員を召集し、部隊の強化を行なう。

ア 消防本部

消防長は非番・公休者を全員召集し、各勤務署所に待機させるものとする。

イ 消防団

各分団は、適宜に有事即応の態勢をとること。ただし、市街地の第1分団、第7分団は、おおむね次の人員を召集し、機械器具置場に待機させるものとする。

自動車ポンプ 1台につき 5名

可搬ポンプ(積載車含む) 1台につき 4名

(2) 第2警戒態勢

火災警報発令下において、第2警戒態勢として次の人員を召集する。

ア 消防団

団長は方面隊長以上を召集し、各分団長は次の基準をおいて分団員を召集する。

自動車ポンプ 1台につき 5名

可搬ポンプ(積載車含む) 1台につき 4名

ただし、特に命令のあったときは、全団員もしくは半数以上の団員を召集するものとし、召集されない団員は、直ちに応召できるよう原則として自宅待機とする。

2 警戒態勢下の措置

第2警戒態勢下における予防警戒上の措置は次のとおりとし、第1警戒態勢下においてもおおむねこれに順応し、措置するものとする。

(1) 消防本部

ア 予防警戒広報

予防課長は、別に定める計画により市街地全地域内の予防警戒広報を行なう。

イ 火気使用制限

見附市火災予防条例第29条に定める火気の使用制限の徹底を期するとともに、そのための警戒査察を行なうものとする。

ウ 通信勤務

通信勤務員は通信機能を活用し、気象に関する予報、警報及びその他の緊急を要する情報等、有事に適切な措置を取られるよう万全を期すること。

エ 機械器具点検

中隊長は、機械器具の点検を行ない、燃料、ホースは可能な限り積載させるものとする。

オ 無線機点検及び予備電源確保

通信指令係長は、各無線局の機器点検を行なうとともに、本部局の予備電源の異常の有無を確認しておくこと。

カ 燃料の確保

庶務係長は、全出動隊用の燃料を手配し、その補給に支障がないよう万全を期すること。

キ 増水手配措置

警防課長は、浄水場に対し増水手配措置をするとともに、気象に関する情報収集に努めるものとする。

ク 着待機

特に命令のあったとき第1出動部隊は、着待機するものとし、警戒が長時間にわたるときは、命令をもって第1出動部隊の着待機を解除するか、もしくは第2出動部隊と交替する。

ケ 給食措置

庶務係長は、警戒上必要と認めた場合は、給食の措置を講ずるものとする。

(2) 消防団

ア 予防警戒巡回

各分団長は、各部の参加人員と管轄区域を勘案し、出動に支障のない範囲において管轄区域内の巡回をして、火災の予防警戒と火気使用制限の徹底を図るとともに、火災の早期発見に努める。

イ 出動車両の借上措置

各分団は、機動的出動を行なうため小型動力ポンプを運搬するトラック等の借上措置を講ずること。

ウ 増水手配

各分団長は、区域内の自然水利用水路の水門の開閉もしくは堰止を行なうか、他に支障を及ぼすおそれがあるときは、その準備を行なう等消防水利の確保を図ること。そのため、他に利害を及ぼす恐れのある場合は、あらかじめ関係者と協議する。

エ 機械器具点検

各部長は、自隊の機械器具の異状の有無を確かめ、燃料及びホースは可能な限り積載する。ただし、これらの装備に関しては、消防行動を阻害するものであってはならない。

オ 見張り勤務

各分団長は、管轄区域内を勘案のうえ高所にて見張り勤務を行ない、火気使用制限の徹底と火災の早期発見に努めること。

カ 本部等の連絡

各分団長は、配置についたとき電話又は積載車等の無線機を活用し、速やかに消防本部(電話62-0555)と連絡のとれるようにするとともに、出動人員等必要事項を報告し、指示事項の照会を行なうこと。

各部長は、分団長あて伝令を派遣しておくか、又は速やかに電話連絡のとれるようにすること。

キ 交替人員の確保

各分団長は、警戒が長時間にわたり、かつ、団員の召集が半数以下の場合は、勤務交替を行なえるよう、あらかじめその配置人員を考慮し、人員を確保しておくこと。

3 部隊編成

第1・2警戒態勢下における出動計画並びに部隊編成は次のとおりとし、第1警戒態勢下においては通常火災における出動計画によるものとする。

(1) 消防署

ア 出動計画

出動要綱の規定による。

イ 部隊編成

出動隊は消火隊、飛火警戒隊とし、原則的に次のとおりとするが、状況により命令に従うものとする。

出動隊の長は現場到着の際、部署位置等必要事項を消防本部に送信する。

(ア) 第1出動隊

出火地点消火隊及び飛火警戒隊

(イ) 第2出動隊

原則的に待機隊とするが、状況に応じて出動するものとし、出動の時期配置は命令によって行う。

(ウ) その他の部隊

残留部隊の長は、燃料、食糧及びホース等消防作業に必要な物件補給にあたりとともに、非常給食の措置、応急要請その他の連絡等の業務にあたる。

(2) 消防団

ア 出動計画

原則的に消防団(分団)出動要綱の定めるところによる。

イ 部隊編成

(ア) 出火地点消火部隊

地元及び隣接分団。ただし、状況によっては、隣接分団は飛火警戒部隊に回るものとする。

(イ) 飛火警戒部隊

消火部隊を除く当該地区の分団を原則とし、状況により風下直近地区もしくは当該地外の先着分団がこれに応援をする。

(ウ) 防ぎよ部隊(延焼阻止隊)

出火地点消火部隊、飛火警戒部隊を除く出動部隊(応援部隊を含む)の全部隊。

(エ) その他の部隊

a 伝令隊

各分団長は、所要の伝令人員を現場本部に派遣すること。

b 誘導隊

積載車配属の各部は、班長を指揮者として隊員3名をもって部隊(応援部隊を含む)の誘導隊を編成する。ただし、班長に事故あるときは、上席団員の職にある者がこれを代行する。

c 残留部隊

各分団長は管轄区域を勘案し、出火時飛火警戒その他警備のため、若干名の人員を管轄

区域内に残留させるようあらかじめ計画する。

ウ 進入路

第1分団以外の分団が、第1分団地区内の火災応援するときは、次の場所に集結し、「第3消火活動 3 出火時の消火活動要領」で定められた誘導隊より、情報及び指示を受ける進入及び活動するもの。

- (ア) 第2・6分団地区 細越2丁目又は南本町2丁目
- (イ) 第3分団地区 南本町2丁目
- (ウ) 第4分団地区 学校町1丁目又は昭和町2丁目
- (エ) 第5分団地区 葛巻1丁目又は昭和町2丁目
- (オ) 第7・8分団地区 学校町2丁目又は昭和町2丁目

第7分団及びその他の分団の火災については、別に定めるものとする。

4 水利選定(統制)計画

消防水利選定(統制)の良否は、火災防ぎの成否を決する重要問題であるので、消防署、消防団を問わず異常気象時においては、次の水利選定(統制)計画に従い、災害の規模状勢と自己隊の到着順位を考慮し、独善をさけ、自己隊はもちろん、他隊の有効放水をも確保するよう努めなければならない。

(1) 先着隊

出火地点消火隊の先着隊は、原則的に消火栓及び防火水槽に部署するが、自己隊の到着時に、後着隊のポンプ車が消火栓等に部署が予想され、かつ、現場の配管口径が100mm以下であるときは、できる限り直近の多量放水に堪える自然水利を選ぶこと。

(2) 後着隊

消火隊のうち後着隊は、原則的に消火栓を使用しない。延焼阻止に有効な近接水利を選ぶか、適当な水利のない時は中継送水を行なうようにし、独善的部署はさけ、水利の共倒れを防ぐよう相互に協力しなければならない。

(3) 飛火警戒隊

原則的に自然水利とし、急迫な状況下では消火栓を例外的に使用が、消火栓を使用しての予備注水は極力避けること。

(4) 防ぎよ部隊(延焼阻止隊)

強圧多量の放水に堪える近接の自然水利を選び部署する。

付近に接近した適当な水利のないときは、中継送水を行なう。

以上の場合において、消火栓を使用し他の水利に転戦する場合は、無駄な漏水をさけるため必ず消火栓はよく締め付けて撤収すること。

出火場所とその状況によっては、高圧送水となることから、水道配管系統について状況をよく把握しておかなければならない。

5 警戒態勢の解除

原則的に警報の解除をもって警戒態勢を解く。ただし、警報が解除されても警戒態勢は第2警戒態勢から第1警戒態勢とすることがあるから、市街地の第1、7分団及び消防署は命令を持って解散すること。

第3 消 火 活 動

異常気象時の有効な消火活動を行なうため、下記事項に留意するとともに、被害の軽減のため相互に協力し、全力をつくして住民の安寧を図らなければならない。

1 火災の特異性

- (1) 風上は延焼しない。

強風時は風上延焼を生ずるが、烈風時にはおおむね延焼しない。

- (2) 飛火は必然である。

風下へ飛火することは必然であって、その最初の飛火による着火距離が風下数千メートルに及ぶ危険性がある。

- (3) 延焼速度が迅速である。

飛火の延焼拡大と相まって、風下の延焼速度は強風時に比べ、はるかに速く帯状に進展する。

- (4) 台風時の風向は変化する。

台風時には、季節風と違いその中心の移動により風向が変化する。

2 消火活動に及ぼす影響

- (1) 出火地点の確認。

火点の火煙が風下へなびくので、出火場所の目算を誤ることが多い。

- (2) 火勢の判断が困難である。

現場到着時、火煙が風下へはっているので、火勢の真相を把握しにくい。

- (3) ホースの延長が容易でない。

風下、風横よりのホース延長は、特に風に妨害され、ホースを容易に延長できない。

- (4) 風下からの注水効果は薄い。

風下からの正面注水は、噴霧状況となり注水効果が薄弱となる。

- (5) 飛火に対する措置を欠きやすい。

消防隊が出火地点の鎮圧に集中するので、風下の飛火火災に対する消防手段を欠きやすくなる。

- (6) 消火活動の統一を欠きやすい。

延焼が迅速なため、鎮圧に必要なとする消防力が不足となり、消火活動の統一を欠きやすい。

3 出火時の消火活動要領

- (1) 出火地点の活動要領

ア 出動隊は、すべて火災の風下方面を主たる目標として出動すること。

イ 水利選定は、各隊有効放水確保のため原則として自然水利の選定を行ない、消火栓にあっては水利選定(総制)計画により有効水利に部署するものとする。

ウ 風上方面には原則として部隊の進入を避け、出動隊は風横の風下方面よりにホースを延長し、集中する。

エ 火点制圧の部隊は、風横より高圧注水を行なう。

オ 現場集結部隊は、その主力をもって風下一帯の建物にも予備注水を行ない、延焼阻止と飛火の飛散防止に努める。

(2) 飛火警戒の要領

飛火警戒本部は、風下の概ね 500 メートル以上千メートル以内の適当な場所に置き、次の措置を行なう。

ア 飛火警戒のため所要部隊の誘導を行なう。

イ 風下方面の高所を利用し、消防団員を見張勤務にあて飛火の早期発見に努めるとともに、飛火の消火を行なう。

ウ 予備広報隊として消防団員の一部をもって巡ら隊を編成し、積載車等で風下一帯の飛火警戒と消火態勢の強化を広報すること。

エ 風下の木造大規模建築物、危険物貯蔵所、空き家など火の粉飛散が激しく出火の危険が予想される場所は、消防団員を派遣し警戒させる。

オ 飛散する火の粉に対し、必要があれば予備注水を断行する。

(3) 火災拡大後の措置

消防署指揮隊及び消防団長をもって構成する現場本部は、大延焼の状況となったときは、速やかに風下火勢の最先端付近、又は風横風下の重要方面に位置して次の指揮を行なう。

ア 延焼進展の速度と部隊結集の所要時間並びに道路、空き地、河川等の地物関係、水利関係を考慮し、堅守すべき防ぎょ線（延焼阻止線）を決定、現場各隊の移動結集を命令し、防ぎょ部隊を配置し、防ぎょ隊を中心とした風上風下一帯の建物に徹底した予備注水を行ない、延焼阻止飛火防止の徹底を図る。

イ 飛火警戒隊は、延焼の進展に伴いさらに転戦し、防ぎょ線以降の風下において飛火警戒の所要措置の徹底を図るとともに、避難民の誘導についても注意すること。

ウ 消防隊の不足又は水利不十分等で、大火流を阻止するために他に手段がなく有効と認めるときは、破壊消防を断行する。破壊隊は防ぎょ隊がこれにあたり、破壊すべき建物は命令によって指定する。

また、破壊に使用する重機等の要請については、あらかじめ関係機関と協議すること。

エ 現場本部は、総括的指揮を行なうとともに風下方面を担当、風横 2 方面の飛火警戒隊の防ぎょ担当指揮者として、副団長 1 名がそれぞれ指揮にあたる。なお、消防署部隊は直接現場本部の指揮により行動する。

オ 住民の安全を図るため、飛火警戒隊のみならず全部隊は、住民を風上の安全なる空き地、又は安全なる建物(主として学校、病院、公共用建築物)に避難させる。

(4) 応援部隊

ア 応援要請

火災が大延焼に発展する恐れがあり、又は発展したときは、現場本部の要請により近接市町村、中部消防応援協定、県消防相互応援協定及び緊急消防応援隊に対し応援要請を行なう。この場合において状況を勘案し、県知事に状況を報告するとともに応援要請その他について依頼する。

イ 応援部隊の集結場所及び誘導

応援部隊の集結場所は、原則として県中部産業団地とする。ただし、東方面から進入する応援部隊は、細越2丁目三叉路とする。

なお、誘導隊の指揮者は消防本部の情報を基に、応援部隊に対する的確に情報を提供すること。

(5) 人命救助及び避難民の誘導

ア 人命救助

現場本部は、要救護者が多数発生した場合、又は負傷者が多く見込まれる状況のときは、現場に臨時救護所を設置するとともに、直近の医療機関から順次現場への医師派遣要請を行うものとする。

また、速やかに要救護者の人数及び負傷状況等の把握に務め、必要により近隣市町村の医療機関に対し、収容状況を照会・確認し搬送態勢の確立を図るものとする。

イ 避難民の誘導

出動した全部隊員は、消防活動に従事することはもちろん、避難民を誘導し、安全な場所に避難させるものとする。

(6) 関係機関との連携

ア 市役所

火災の状況については、本部より随時報告するものとし、市長の所在地は原則として市役所であるが、市役所被災時の場合は、市の施設の中から市長が指定する施設とする。

イ 警察署

消防組織法第42条の規定による協力を要請、避難民の誘導、消防隊の活動性確保その他の協力を得るため出動要請する。

ウ 見附市立病院

救急業務について協力を要請する。

エ 東日本電信電話㈱

災害が拡大し、消防専用電話等が不通となったときは、直ちに特設電話の緊急架線を依頼するか、又は緊急を要する関係方面への連絡は、直接東日本電信電話㈱の電話を使用する。

オ 東北電力㈱

消防活動上支障となる高圧線の送電停止を依頼し、消防活動上必要なる送電を依頼する。

(7) 鎮火

ア 出動の全部隊は、自己隊部署の周囲を再燃する恐れがなくなるまで消火し、現場本部にその旨及び人員、機械器具等の異状の有無を報告し、指示を受けた後に引き揚げるものとする。

イ 原則的に災害地区の分団は、鎮火後も警戒部隊として被災地に残留し、現場本部の指示を受け、引き続き警戒にあたる。ただし、気象条件によっては、被災地地元部が残留警戒にあたる。

ウ 現場本部は、延焼が阻止され危険がなくなったときに、応援部隊を解散するが、その際、出動人員、出動機器台数、活動概要を聴取するものとする。

第4 事後措置

1 給食措置

庶務係長は、あらかじめ定めた計画により必要のある場合は、出動の全部隊(応援隊を含む)に給食の措置を行なう。

2 火災概要の作成

警防課長は、出動各部隊の活動状況等を早急に取りまとめ火災概要書の作成を行なう。

3 火災原因ならびに損害調査

予防課長は、あらかじめ定めた計画により消防活動と併行して、火災の原因並びに損害調査を行なう。

4 市民に対する活動

(1) 被災証明等の事務

庶務係長は、被災市民よりの要求のあったときは、直ちに罹災証明等を発給できるようその措置を行なう。

(2) 被災見舞客の利便を図るため、あらかじめ警察、鉄道等関係機関と協議し、被災地及び避難所等への誘導等の万全を図る。

1-11 見附市消防本部水防計画

1 目 的

この計画は、見附市地域防災計画及び見附市水防計画に基づき、市内河川の増水時における水害予防、警戒防ぎょ活動及び災害に備えた教育・訓練等、特に必要な事項を定め、その被害を軽減することを目的とする。

2 意 義

消防機関は、河川が増水し、被害の出る恐れがある場合は、この計画に基づき水防活動に従事し、被害の軽減と地域住民の安全を図るものとする。

3 消防本部（署）の部隊非常配備

(1) 警戒準備体制

次のいずれかの基準に達した場合、警戒準備体制を取るものとする。

天気予報	市内浸水対応が取られたとき			(株)ウェザーニューズからの情報
大雨警報又は洪水警報が発令された場合	ポンプ通報があった場合 ・アクセスアンダー ・国道8号線(今町～芝野)アンダー	市民から通報があった場合	30分以内の降雨量が10mmに達した場合	1時間に20mm以上の降雨予報があった場合
状況により、消防司令以上、消防隊4名・救急隊3名を招集				

(2) 第1次警戒体制

次のいずれかの基準に達した場合、第1次警戒体制を取るものとする。

見附市雨量	観測地点水位	栃尾巻測水位計	刈谷田川ダム
1時間雨量：20mm以上 又は 3時間雨量：40mm以上	・本明町：22.34m (堤防高：28.45m) ・大堰：16.02m (堤防高：21.41m)	水位：49.22m	流域に強雨が続き、洪水警戒体制に入った場合
各係長・職員の一部を招集			

(3) 第2次警戒体制

次のいずれかの基準に達した場合、第2次警戒体制を取るものとする。

見附市雨量	観測地点水位	枋尾巻渕水位計	刈谷田川ダム
3時間雨量：60mm以上	・本明町：23.36m (堤防高：28.45m) ・大堰：16.72m (堤防高：21.41m)	水位：49.72m	流域に強雨が続き、 ただし書き操作の予 告連絡が入った場合
全職員を招集			

※ 消防長は、上記非常配備の各基準に限らず、災害の発生が予想される場合に適宜、部隊の配備をすることができる。

4 消防本部（署）の活動マニュアル

(1) 警戒準備体制

- ア 警防課と通信指令係は連絡を密にし、水位状況及び気象情報を消防長に報告する。
- イ 調査隊及び広報隊を編成し、適宜、状況調査・避難準備等の広報を行う。
- ウ 非番員等を招集した場合、出動態勢を強化し機械器具の点検整備を行う。
- エ 消防長は消防団長と今後の水防活動について協議する。

(2) 第1次警戒体制

- ア 警戒危険箇所に出動して、警戒防ぎょ及び資材の輸送を行う。
- イ 被害の状況を調査し、逐次、消防長に報告する。

(3) 第2次警戒体制

- ア 全職員は防ぎょ活動を行う。
- イ 緊急消防援助隊等の各応援可能機関に対して応援要請の準備をする。

(4) 気象情報措置

通信指令係長は、警防係長と連絡を密にし、気象に関する情報の収集と記録に努めるとともに、30分ごとに雨量の観測を行わなければならない。

(5) サイレンの吹鳴と音声放送

通信指令係員は、災害対策本部から指示があった場合、市内の消防防災サイレンを吹鳴し、避難に関する情報を伝達すること。

また、必要に応じ、音声放送を活用し具体的な情報伝達を行うこと。

(6) 部隊の編成及び水防区（防ぎょ区域）

消防本部（署）の任務分担及び部隊の編成は別表1のとおりとする。

(7) 人命救助

要救助者が発生した場合、又は住民の生命、身体に危険が及んでいる場合は、速やかに救助隊を出動させるとともに、消防団員や市民の協力を得て、これらの救助活動に当たらせるものとする。

(8) 人命救護

要救護者が多数発生した場合、又は負傷者が多く見込まれる状況のときは、現場に臨時救護所を設置するとともに、直近の医療機関から順次現場への医師派遣要請を行うものとする。また、速やかに要救護者の人数及び負傷状況等の把握に努め、必要により市内医療機関あるいは近隣市町村の2次医療機関に対し収容状況を照会、確認して搬送体制の確立を図るものとする。

(9) 資機材の管理、調達

警防係長は、水防活動で使用する資機材を準備すること。

また、建設課と速やかに連絡体制を構築し、建設課の保有資機材を使用する手配を行うこと。この場合、使用した資機材の種類と数について把握しておくこと。

(10) 車両の借り上げ措置

人員搬送及び資機材輸送等が速やかにできるよう車両借上げ等の準備を行う。

(11) 団員の移動

各水防区の事態に応じて一部の団員を他の水防区に移動を命じ、水防活動をさせることができる。

(12) 給食措置

庶務係長は、あらかじめ定められた計画により、必要の場合は全出動部隊に給食の措置を行う。この場合、建設課に連絡し協議するものとする。

(13) 報告及び調査書類の作成

ア 警防課長は、消防本部（署）と消防団の活動について、早急に報告書を作成する。

イ 予防課長は、水害による損害を調査のうえ、早急に報告書を作成する。

(14) その他

この計画に定めるもののほか、消防本部の水防活動については、見附市地域防災計画の定めに基づき行動する。

5 消防本部（署）の活動マニュアル

(1) 配置基準及び行動要領

平成27年4月1日策定の別添資料「見附市消防団水害活動マニュアル」に基づき、活動するものとする。

(2) 部隊の編成及び水防区（防ぎょ区域）

消防団の任務分担及び部隊の編成と、消防団各部の担当する水防区（防ぎょ区域）は別表２及び別図のとおりとする。

(3) 警戒区域の設定

各水防区の責任者は、水防上緊急の必要があるときは警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の区域内への立ち入りの禁止、制限又は退去を命ずることができる。

(4) 堤防の決壊及び橋脚が流出する恐れのある場合

各水防区の責任者は、堤防の決壊及び橋脚が流出する恐れのある場合は、直ちに消防本部に連絡し、必要により応援部隊及び資機材の輸送を要請すること。

また、堤防の決壊及び橋脚が流出した場合は、直ちに消防本部にその時間及び状況を報告し、その後の水防活動の指示を受けるものとする。

(5) 出動部隊の解散

各水防区の責任者は、河川の水位が危険の状態から去ったとき及び水防活動が終了したときは、消防本部に報告し、消防本部の指示により出動部隊を解散する。

(6) 報告事項

各水防区の責任者は、出動部隊を解散させた後、消防本部に水防活動を詳細に報告すること。

6 教育・訓練

(1) 防災教育

消防職団員は、国・県等が実施する研修会に積極的に参加すること。また、研修、教育を受けた者は、他の職団員に復命し、組織全体の防災力向上に努めること。

(2) 市民への指導

消防機関は、自主防災組織をはじめ、地域住民に対し、災害時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有の防災対策などの教育に努めること。

(3) 危険箇所の把握

洪水や土砂災害の被害は広範囲かつ長期に及ぶことから、消防機関は各地域における重要水防箇所や土砂災害危険箇所などの把握に努めること。

(4) 訓練の実施

災害対策活動の円滑を期するため、以下のことに留意して訓練を実施する。

ア 過去の災害と水防活動を教訓とする。

イ 消防団の参加する訓練は、消防団長と協議して時期を決定する。

ウ 自主防災組織、町内会との連携した訓練を実施し、相互の理解と協力を深めること。

エ 訓練は次の項目に重点を置き実施する。

- ・本部設立、運営訓練
- ・情報収集、伝達訓練

- ・水防工法の実施
- ・安全管理体制の確保
- ・人命検索、救助方法
- ・けが人の保護、応急手当
- ・資機材の取り扱い習熟
- ・必要資機材の輸送
- ・関係機関、応援機関への連絡

《参考》

第3次配備(災害対策本部設置)

- ・ 次のいずれかの基準に達することが想定されるとき配備を検討する。

見附市雨量	観測地点水位	長岡市栃尾地域の雨量	刈谷田川ダム
3時間雨量：80 mm以上	・本明町：24.39m (堤防高：28.45m) ・大堰：18.11m (堤防高：21.41m)	3時間雨量：90 mm以上	ただし書き操作に入り放流量が 70 m ³ /s 以上になった場合

避難準備情報

- ・ 次のいずれかの基準に達することが想定されるとき発令を検討する。

見附市雨量	観測地点水位	長岡市栃尾地域の雨量	刈谷田川ダム
3時間雨量：90 mm以上	・本明町：24.39m (堤防高：28.45m) ・大堰：18.11m (堤防高：21.41m)	3時間雨量：100 mm以上	

避難勧告

- ・ 次のいずれかの基準に達することが想定されるとき発令を検討する。

見附市雨量	観測地点水位	長岡市栃尾地域の雨量	刈谷田川ダム
3時間雨量：100 mm以上	・本明町：26.06m (堤防高：28.45m) ・大堰：19.01m (堤防高：21.41m)	3時間雨量：130 mm以上	

避難指示

- ・ 避難勧告の発令基準を基に、災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要性が非常に高いと市長が判断した場合に発令する。

水防信号

- 1 第1信号 はん濫注意水位に達したことを知らせるもの
- 2 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 3 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 4 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

別表(1)

水 防 信 号			
方法 区分	警 鐘 信 号	余いん防止付きサイレン信号	
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	○—— 休止 (約5秒) (約15秒)	○—— 休止 (約5秒) (約15秒)
第2信号	○—○—○ ○—○—○ (3点打)	○—— 休止 (約5秒) (約6秒)	○—— 休止 (約5秒) (約6秒)
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ (4点打)	○—— 休止 (約10秒) (約5秒)	○—— 休止 (約10秒) (約5秒)
第4信号	乱 打	○—— 休止 (約1分) (約5秒)	○—— 休止 (約1分) (約5秒)
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。		

通報水位とはん濫注意水位

河川名	水位観測所	水 位				堤防高
		通報水位	はん濫注 意水位	避難判断 水位	はん濫危 険水位	
刈谷田川	本明観測所	22.60m	26.87m	26.06m	26.87m	右岸 28.61 左岸 28.88
刈谷田川	今町大堰観測所	14.33m	18.11m	19.01m	20.00m	右岸 21.10 左岸 21.20

1-12 関係機関防災担当部課一覧

機関名	災害担当部課	電話番号	FAX 番号	所在地
国土交通省長岡国道事務所 長岡維持出張所		33-4690	36-1689	長岡市川崎 2246-2
長岡地域振興局 地域整備部	計画調整課	38-2614	38-2676	長岡市沖田 2 丁目 173-2
長岡地域振興局 農林振興部	農村計画課	38-2606	38-2672	長岡市沖田 2 丁目 173-2
三条地域振興局 健康福祉環境部	庶務課	0256-36-2360	0256-36-2365	三条市興野 1-13-45
新潟県防災局	危機対策課	025-282-1636	025-282-1640	新潟市中央区新光町 4-1
新潟県消防防災航空隊		025-270-0263, 0264, 0395 090-8943-9409,	025-270-0265	新潟市松浜町新潟空港内
見附警察署	地域課	63-0110	62-5071	見附市昭和町 2-2-1
陸上自衛隊高田駐屯地司令	第 2 普通科連隊	0255-23-5117	0255-23-5117	上越市南城町 3-7-1
海上自衛隊新潟基地分遣隊警備科		025-273-7771	025-273-7771	新潟市臨海町 1-1
航空自衛隊新潟救難隊		025-273-9211	025-273-9211	新潟市船江町 3-135
日本郵便(株)見附郵便局	総務課	62-0177	62-3784	見附市学校町 1-7-38
JR 東日本見附駅		62-0090	62-0636	見附市本所 2-4-35
NTT 東日本長岡営業支店		38-2390	32-2141	長岡市坂之上町 3-2-2
NTT 東日本新潟支店	災害対策室	025-227-6801	025-226-8770	新潟市東掘通 7-1017
東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センター	総務課	35-8301	35-8405	長岡市城内町 3-1
北陸ガス株式会社長岡供給センター	総務課	39-9006	39-3203	長岡市西神田町 2-1-2
刈谷田川土地改良区		66-2210	66-2544	見附市上新田町 3085
中越よつば森林組合刈谷田川事務所		63-2451	63-3048	見附市神保町 218
見附市南蒲原郡医師会		62-1364	62-1597	見附市本所 1-2-64
見附商工会		62-1365	63-1656	見附市本町 1-4-41
日本通運(株)見附営業支店		66-2822	66-1400	見附市上新田町 52-1
越後交通(株)栃尾営業所		52-3028	52-3528	栃尾市栄町 2-4-32
石油資源開発(株)見附鉱場事務所		62-3165	63-4730	見附市葛巻 2-7-1
長岡市	危機管理防災課	39-2262	39-2283	長岡市大手通 1-4-10
長岡市 (栃尾支所)	地域振興課	52-5815	52-3990	長岡市金町 2-1-5
長岡市 (中之島支所)	地域振興課	61-2010	66-2238	長岡市中之島 788
村上市	総務課総務危機管理室	0254-53-2111	0254-53-3840	村上市三之町 1-1
妙高市	総務課防災係	0255-72-5111	0255-72-9841	妙高市栄町 5-1
富山県入善町	総務課	0765-72-1100	0765-74-0067	富山県下新川郡入善町入善 3255

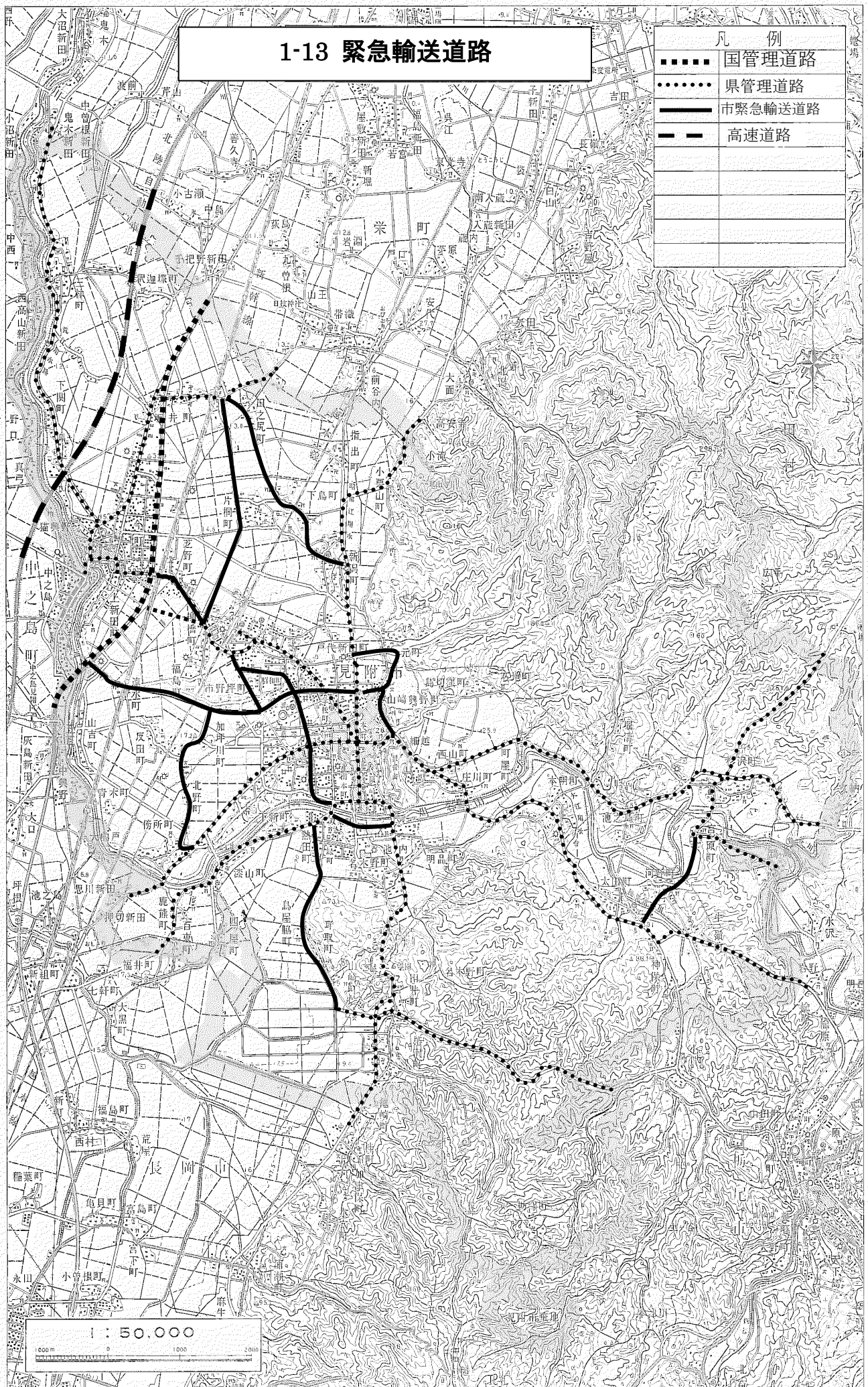
機関名	災害担当部課	電話番号	FAX 番号	所在地
福島県伊達市	市民生活部消防防災課	024-575-1197	0274-575-1222	福島県伊達市保原字舟橋 180
群馬県渋川市	総務部防災安全課	0279-22-2130	0279-24-6541	群馬県渋川市石原 80
福岡県田川市		0947-44-2000	0947-49-0124	福岡県田川市中央町 1-1

(空白)

1-13 緊急輸送道路

凡 例

- 国管理道路
- 県管理道路
- 市緊急輸送道路
- 高速道路



この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1
地形図を複製したものである。(承認番号)平9・北地第312号

1-14 見附市国民保護協議会条例

平成18年3月22日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、見附市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び委員30人以内で組織する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第4条 協議会は、その定めるところにより、幹事15人以内を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1-15 見附市国民保護協議会委員

法定区分	説明	所属機関	職名
会長		見 附 市	市長
第 1 号委員	当該市町村の区域を管轄する 指定地方行政機関の職員	北陸地方整備局 長岡国道事務所	所長
第 2 号委員	自衛隊に所属する者	陸上自衛隊 第 2 普通科連隊	第 2 中隊長
第 3 号委員	当該市町村の属する 都道府県の職員	長岡地域振興局 地域整備部	部長
		見附警察署	署長
第 4 号委員	当該市町村の副市長	見 附 市	副市長
第 5 号委員	当該市町村の教育長及び当該 市町村の区域を管轄する消防長 又はその指名する消防吏員	見 附 市	教育長
			消防長
第 6 号委員	当該市町村の職員	見 附 市	企画調整課長
			まちづくり課長
			総務課長
			市民税務課長
			健康福祉課長
			地域経済課長
			農林創生課長
			建設課長
			都市環境課長
			上下水道局長
			教育総務課長
			病院長
第 7 号委員	当該市町村の区域において業 務を行う指定公共機関又は指 定地方公共機関の役員または 職員	J R 長岡駅	駅長
		N T T 東日本(株) 新潟支店	支店長
		"東北電力ネットワーク株式会社	所長
		長岡電力センター"	所長
		越後交通(株) 栃尾営業所	支店長
		日本通運(株) 見附支店	局長
		日本郵便(株) 見附郵便局	センター長
第 8 号委員	国民の保護のための措置に 関し知識又は経験を有する者	見附市南蒲原郡医師会	会長
		見附市消防団	団長
		見附商工会	会長
		J A えちご中越 見附東支店	支店長

平成18年10月10日

告示第128号

(趣旨)

第1条 この規程は、見附市国民保護協議会条例（平成18年見附市条例第6号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、見附市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集等)

第2条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 協議会の会議の招集通知には、会議の日時、場所及び附議すべき事項を記載するものとする。

3 会長は、必要と認めるときは、協議会の会議に専門委員、幹事、その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

..

第3条 委員（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第4項第1号から第7号までの規定により市長が任命したものに限る。以下この条及び第6条第5項において同じ。）は、やむを得ず協議会の会議に出席できない場合は、委員の属する機関の職員のうちから当該委員が指名する者をもつて代理出席させることができる。

(協議会の会議の公開)

第4条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、必要があるときは、会長が協議会に諮って、公開しないことができる。

(幹事会)

第5条 会長は、必要に応じ、条例第4条に規定する幹事の会議（以下「幹事会」という。）を招集することができる。

2 幹事会の議長は、幹事のうちから会長があらかじめ指名する者をもつて充てる。

3 幹事会の議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する幹事が、その職務を代理する。

4 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもつて決し、可否同数のときは、幹事会の議長の決するところによる。

6 幹事は、やむを得ず幹事会に出席できない場合は、幹事の属する機関の職員のうちから当該幹事が指名する者をもつて代理出席させることができる。

(部会)

第6条 条例第5条に規定する部会の名称、部会で調査及び審議する事項等については、会長が協議会の会議に諮って定める。

2 部会の会議は、部会長が会長の承認を得て招集し、部会長が議長となる。

3 部会の会議は、当該部会に属する委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、

部会の会議の議長の決するところによる。

- 5 部会に属する委員は、やむを得ず部会の会議に出席できない場合は、委員の属する機関の職員のうちから当該委員が指名する者をもつて代理出席させることができる。
- 6 部会長は、調査及び審議のため必要があるときは、会長の承認を得て、当該部会に属しない委員及び専門委員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 部会長は、部会において調査及び審議する事項が終了した場合には、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(会議の記録)

第7条 協議会の会議、幹事会及び部会の会議の状況は、その概要を記録し、保存しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、企画調整課において行なう。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(空白)

2 緊急給水機材に関する資料

2-1 給水用車両

種別	所有者	容量(ℓ)	台数(台)	備考
トラック	上下水道局	1,500	1	トラックに取付 給水車として使用
トラック	上下水道局	1,000	6	トラックに取付 給水車として使用
消防車	消防署	2,000	1	水槽付消防 ポンプ車
消防車	消防署	1,500	1	化学消防 ポンプ車
消防車	消防署(今町出張所)	1,500	1	水槽付消防 ポンプ車

(平成27年4月1日現在)

2-2 水道給水能力

水道名	1日最大能力	給水区域
上水道	24,400 m ³	杉沢町の一部、栃窪町を除く全 地域

(令和6年4月1日現在)

3 食料及び生活必需品等に関する資料

3-1 米穀販売業者

小売業者の所在地	販売所の名称	電話番号
南本町 2 丁目 4 番 11 号	(株)柴久商店	62-0592
今町 3 丁目 3 番 9 号	佐々吾商店	66-2059
今町 3 丁目 2 番 33 号	(株)岡丈商店	66-2043
新町 1 丁目 2 番 2 号	(有)吉乃川酒店	62-0354
今町 1 丁目 5 番 20 号	新潟 辰巳屋	66-2058
新町 1 丁目 11 番 45 号	黒坂屋(株)新町米穀店	62-0565
本町 2 丁目 4 番 1 号	黒坂屋(株)本町米穀店	62-0725
嶺崎 1 丁目 9 番 66 号	やまさく商店	63-4321
今町 4 丁目 3 番 15 号	岡敬米店	66-2243
新町 1 丁目 15 番 13 号	山崎屋商店	62-0134
嶺崎 1 丁目 2 番 8 号	三原米店	62-1137
本町 2 丁目 3 番 26 号	水富屋酒店	62-0023
本所 2 丁目 1 番 70 号	(資)富取商店	62-3191
杉沢町 419 番地 1	北村農園	63-2960
本町 3 丁目 4 番 34 号	森山米店	62-0570
学校町 1 丁目 12 番 67 号	島影酒店	62-5639
市野坪町 76 番地 2	味彩工房	62-7177
紬越 1 丁目 5 番 40 号	(株)富栄	62-0553
本町 2 丁目 2 番 7 号	鬼木屋	62-0233
南本町 1 丁目 9 番 23 号	武田屋酒店	62-1670
今町 4 丁目 12 番 56 号	(有)マルタケ商店	66-7428

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

3-2 パン製造業者

業 者 名	住 所	電話番号
しあわせパン工房 pain de Navel	葛巻 1 丁目 1679-1	84-7005
ラ・クレア	本所 2 丁目 5 番 40 号	63-3326
大黒製パン	本町 1 丁目 1 番 36 号	62-8808

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

3-3 食肉販売業者

業 者 名	住 所	電話番号
肉のなかざわ	本町 3 丁目 9 番 23 号	62-0575
(株)マルイ見附店	新町 2 丁目 5 番 13 号	63-1885
(株)マルイ国道店	今町 5 丁目 34 番 20 号	66-6333
ウオロク見附店	葛巻 1655 番地	63-5400
P L A N T - 5 見附店	上新田町 157 番地	61-4400
(株)原信 見附店	新町 1 丁目 14 番 20 号	61-3630
ひらせい生鮮広場見附店	芝野町字赤田 894 番地 1	66-1850
道の駅パティオにいがた	今町 1 丁目 3358 番地	94-6211

(平成 2 7 年 4 月 1 日現在)

4 運送に関する資料

4-1 バス・タクシー事業者

会社名	電話番号	車両数		
		普通	ジャンボ	福祉
(株)みつけタクシー	62-1500	9	2	4
中越交通(株) 見附営業所	62-0022	16※	2	0

※うち1台は車いすの積載が可能 (令和5年4月1日現在)

4-2 一般貨物自動車運送事業者

会社名	電話番号	車両数 (台)			
		普通	小型	牽引	被牽引
日本通運(株) 三条見附営業支店	66-2822	8	0	3	4
大信物流輸送(株) 新潟営業所	66-7333	17			
日本海運輸(株)	62-6548	18	38		
ヤマト運輸(株) 見附宅急便センター	66-6842	11	1		
三陸運送(株) 見附営業所	66-8558	44	1		
大虎運輸(株) 新潟営業所	61-5155	20	5	6	6

(令和5年4月1日現在)

5 通信施設に関する資料

5-1 市内無線局一覧表

免許人	局の種別	呼出名称 呼出符号	周波数 (Hz)	空中線 電力 w	設置場所 (通 信 所)	電話番号等
新潟県	固定	ぼうさいみつけ	F3 61.67M	5	昭和町2丁目1番1号 (見附市役所企画調整課)	(62)1700
見附市	固定(1) 基地(1) 移 動 局 (61)	見附市消防本部	F3 149.61M 152.77M 153.55M 全国波 150.73M 防災波 158.35M	10	昭和町2丁目6番33号	(62)0555
	基地(18)	見附市	F3E 466.825M	10	昭和町2丁目1番1号	(62)1700
石油資源開発(株)	固定 基地(4)	石油開発見附	F3 154.01M	50	葛巻町2丁目5番35号 (石油資源開発(株) 長岡鉱業所見附鉱場)	(代) (62)3165
みつけタクシー	基地(22)	みつけ	F3 458.375M	2	学校町1丁目8番50号	(62)1500
中越交通	基地(24)	中越見附	F3 451.3M	2	本所1丁目19番10号	(62)0022

局の種別欄で () 内の数字は移動局の数

(令和5年4月1日現在)

5-2 災害時優先電話

No	電話番号	設置場所
1	62-2381	市長室
2	62-3729	企画調整課
3	62-6170	水防組合
4	62-6198	議会事務局
5	62-1707	上下水道局
6	62-3451	上下水道局
7	62-1171	ガス供給所（学校町）
8	62-2359	ガス供給所（南本町）
9	63-3021	ガス供給所（葛巻）
10	62-0555	消防本部
11	62-0001	消防本部
12	63-5773	4F 大会議室
13	63-5774	4F 大会議室

合計 13 回線

災害等が発生した場合、被災地等へ全国から通話が集中することから重要な通話を確保するため、通話を規制する場合があるが、予め災害時優先電話として登録してある電話から発信する通話については優先的に取り扱われる。

6 指定避難所及び医療防疫等に関する資料

6-1 指定避難所施設一覧表（指定緊急避難場所と兼ねる）

地区別	指定避難所名	対象の災害			電話番号	校舎 保育室 (㎡)	屋体 遊戯室 (㎡)	集会室 (㎡)	給食 施設の 有無	収容人員 (通常時)	収容人員 (感染症 流行時)	ペット 同行 可否
		洪水	地震	土砂								
見附地区	見附小学校	○	○	○	62-0141	2,966.83	1,430.40		無	2,664	922	○
	見附中学校	○	○		62-0319	1,841.02	1,362.00		無	1,941	667	
	見附高校	○	○		62-0080	2,176.02	2,516.01		無	2,843	977	
	見附第二小学校	○	○	○	62-0314	729.93	661.60		無	843	290	
	本所保育園	○	○		62-1899	243.25	130.07		有	226	77	
	庄川平ふるさとセンター		○		62-2267	81.30	72.73		有	93	31	
	わかば保育園	○	○		62-6514	120.96	105.60		有	137	47	
	中央公民館	○	○	○	62-1058			1,603.00	有	971	333	○
	中央公民館分館	○	○		62-6011			163.00	無	101	33	
	見附市図書館	○	○		62-3759			328.00	無	198	68	
	勤労者家庭支援施設	○	○		62-1915			647.73	有	392	134	
葛巻地区	葛巻小学校	○	○		62-0689	3,252.36	979.38		無	2,564	881	
	西中学校	○	○		62-0688	1,704.01	1,562.12		無	1,979	681	
	葛巻地区ふるさとセンター	○	○		62-0222			336.00	無	203	70	
	葛巻公民館											
新潟地区	新潟小学校	○	○	○	62-0685	909.00	904.24		無	1,098	377	
	新潟地区ふるさとセンター	○	○		62-2305			523.02	有	316	108	
	新潟公民館											
北谷地区	名木野小学校	○	○		62-0091	1,835.38	737.27		有	1,559	535	
	田井小学校	○	○	○	62-0479	1041.38	514.00		無	942	324	
	南中学校	○	○		62-0987	1,631.16	1,192.26		有	1,711	588	
	名木野保育園	○	○	○	62-0356	134.87	84.78		有	133	45	
	北谷北部地区ふるさとセンター	○	○		63-2346			598.00	有	362	124	
	北谷公民館											
	総合体育館		○		62-3661		1,476.00	780.00	無	1,367	470	
上北谷地区	上北谷小学校	○	○		61-1150	874.54	848.72		無	1,044	359	
	上北谷地区ふるさとセンター	○	○	○	62-5129		544.62		有	330	113	
	上北谷公民館											

地区別	指定避難所名	災害の対象			電話番号	校舎 保育室 (㎡)	屋体 遊戯室 (㎡)	集会室 (㎡)	給食 施設 の有無	収容人員 (通常時)	収容人員 (感染症 流行時)	ペット 同行 可否
		洪水	地震	土砂								
今町地区	今町小学校	○	○		66-2069	2,901.16	1,018.28		無	2,375	816	○
	今町中学校	○	○		66-2371	1,271.65	1,517.74		有	1,690	581	
	今町町部地区ふるさとセンター											
	今町公民館	○	○		66-2313			405.47	有	245	84	○
	老人いこいの家今町荘	○	○		66-2224			155.52	有	94	32	
	今町地区体育館		○		66-0003		1,064.00		無	644	221	

(令和5年4月1日現在)

6-2 福祉避難所一覧表

福祉避難所名	電話番号	面積 (㎡)	収容人 員(人)
保健福祉センター（見附市健康福祉課内）	61-1350	437.00	264

6-3 避難地一覧表

施設名	所在地	電話番号
見附市立見附小学校グラウンド	学校町 1-3-89	62-0141
見附市立見附第二小学校グラウンド	杉沢町 3561 番地	62-0314
見附市立名木野小学校グラウンド	月見台 1-10-75	62-0091
見附市立田井小学校グラウンド	田井町 306 番地	62-0479
見附市立上北谷小学校グラウンド	牛ヶ嶺町 1292 番地	62-0986
見附市立葛巻小学校グラウンド	反田町 10 番地	62-0689
見附市立新潟小学校グラウンド	新潟町 2478 番地	62-0685
見附市立今町小学校グラウンド	今町 6-19-1	66-2069
見附市立見附中学校グラウンド	島切窪町 644 番 2	62-0319
見附市立見附南中学校グラウンド	名木野町 714 番地	62-0987
見附市立今町中学校グラウンド	今町 4-1-7	66-2371
見附市立西中学校グラウンド	市野坪町 127 番地	62-0688

6-4 病院診療所一覧表

病院・診療所名	診療科目	住 所	電話番号
いぐち耳鼻咽喉科	耳鼻咽・アレ	柳橋町 274-6	61-2200
石川医院	内・小・呼・消・循	今町 6-3-45	66-2140
十字堂医院	耳鼻咽	本町 1-1-35	62-0805
内島医院	内・循	今町 1-10-9	66-2446
おがわ眼科クリニック	眼	柳橋町 266-9	61-5333
貝瀬皮膚科	皮	柳橋町 274-25	66-6100
金井医院	外・胃	本町 1-4-7	62-0116
杏仁堂医院	内・小・循	本町 1-2-50	62-0123
霜島内科医院	内	新町 1-8-3	62-0579
田崎医院	内・小	本町 2-9-23	62-1122
星整形外科医院	外・整外・リハ	柳橋町 274-6	66-8808
星野医院	内・小・放	本町 4-2-37	62-0998
山谷クリニック	内・胃・小	本所 1-12-10	61-1388
県央メジカルセンター	内	本所 1-2-64	62-8000
林俊壺クリニック内科胃腸科	内・胃・消	柳橋町 274-23	66-3000
わたなべ皮膚科クリニック	皮	昭和町 2-21-22	62-7750
見附市立病院	内・神経内・外・整外・放・小 ・形成	学校町 2-13-50	62-2800
お元気でクリニック	脳外・心内	学校町 2-13-76	63-3800
水澤眼科	眼	学校町 2-13-70	63-0230
みつけこどもクリニック	小	新町 3-8-5-1	84-7900
見附たなはしクリニック	内・糖尿病・内分泌	新町 3-8-7-1	86-7227
見附メンタルクリニック	精・心内	新町 3-8-8-1	86-4195

(令和6年4月1日現在)

※県央メジカルセンターは受信できる診療所としての機能はない

6-5 見附薬業組合名簿

店 名	住 所	電話番号
扇慶薬店	本町 2-3-2	62-0734
にわさき薬局	学校町 1-8-33	62-0242
渋谷薬局セレスしぶや	上新田町 4553	66-7838
内山薬局	細越 1-2-5	62-0237
渋谷薬局	今町 1-6-10	66-2025
扇長薬局	今町 1-14-33	66-2274

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

6-6 清掃消毒用機械一覧表

品名	在庫場所	数量
動力噴霧機	市民生活課	6
手動式噴霧器	健康福祉課	1

(平成 2 7 年 4 月 1 日現在)

6-7 し尿処理業者一覧表

名称	住所	電話番号	機械保有台数
(有)中部設備工業	南本町 1-8-26	62-1464	4

(平成 2 7 年 4 月 1 日現在)

6-8 塵芥収集車一覧表

車両名称	積載量	台数
ごみ収集車	2t	2 0 台

(平成 2 7 年 4 月 1 日現在)

7 災害危険区域に関する資料

7-1 土石流発生危険渓流

No	位置		河川名			保全対象		備考
	(大字)	(小字)	水系名	河川名	溪流名	人家	公共施設等	
1	小栗山町	石原	信濃川	貝喰川	下の沢	5		211-Ⅰ-001
2	小栗山町	石原	信濃川	貝喰川	小栗山川	5		211-Ⅰ-002
3	新潟町	羽黒	信濃川	貝喰川	羽黒沢	27	白銀集会所	211-Ⅰ-003
4	新潟町	小久保	信濃川	貝喰川	小久保沢	13	浄覚寺	211-Ⅰ-004
5	内町	館谷	信濃川	貝喰川	館谷沢	12	元町公会堂	211-Ⅰ-005 (新記載)
6	内町	国峰	信濃川	貝喰川	元町一	0	大平森林公園管理棟	211-Ⅰ-007
7	島切窪町	牛ヶ沢	信濃川	三阡川	牛ヶ沢	20		211-Ⅰ-008
8	石地町	裏山	信濃川	石地川	裏山谷一	13		211-Ⅰ-009
9	石地町	裏山	信濃川	石地川	裏山谷二	16		211-Ⅰ-010
10	石地町	裏山	信濃川	石地川	東山沢	9	石地公会堂	211-Ⅰ-011
11	堀溝町	西谷乙	信濃川	堀溝川	西谷沢	10		211-Ⅰ-012
12	堀溝町	小寺沢	信濃川	堀溝川	小寺沢	9		211-Ⅰ-013
13	堀溝町	東谷	信濃川	堀溝川	東谷	5		211-Ⅰ-014
14	河野町	下原	信濃川	刈谷田川	河野沢	6	河野公民館	211-Ⅰ-015
15	牛ヶ嶺町	滝ノ沢	信濃川	稚児清水川	滝ノ沢一	15		211-Ⅰ-016
16	牛ヶ嶺町	滝ノ沢	信濃川	稚児清水川	滝ノ沢二	15		211-Ⅰ-017
17	牛ヶ嶺町	稲葉	信濃川	稚児清水川	稲葉沢	12		211-Ⅰ-018
18	神保町	村下	信濃川	稚児清水川	神保沢	8		211-Ⅰ-019
19	明晶町	八十刈	信濃川	刈谷田川	八十刈沢	0		211-Ⅲ-005
20	田井町	入谷	信濃川	頭無川	入谷沢	22	田井公民館	211-Ⅰ-022
21	田井町	長坂	信濃川	田井川	田井川	40	田井公民館	211-Ⅰ-023
22	椿澤町	東村	信濃川	田井川	東村谷	13		211-Ⅰ-024
23	椿澤町	内山	信濃川	椿田川	大沢	64	弘法院、観音堂	211-Ⅰ-025
24	椿澤町	城山	信濃川	椿田川	がまがいり沢	4		211-Ⅱ-010
25	椿澤町	城山	信濃川	椿田川	しょうじがいり沢	7		211-Ⅰ-026
26	椿澤町	城山	信濃川	椿亀川	あみだいり沢 (城山沢)	43	弘法院	211-Ⅰ-027
27	明昌町	前田	信濃川	刈谷田川	前田沢	0		211-Ⅲ-006
28	内町	館谷	信濃川	貝喰川	城山沢	2	総持寺	211-Ⅰ-006
29	明昌町	観音坂	信濃川	刈谷田川	本明沢	5		211-Ⅰ-020 (新記載)
30	田井町	入谷	信濃川	頭無川	田井川一	22	田井公民館	211-Ⅰ-021

								(新記載)
No	位置	河川名				保全対象		備考
	(大字)	(小字)	水系名	河川名	溪流名	人家	公共施設等	
31	小栗山町	黒坂	信濃川	貝喰川	黒坂沢	3		211-Ⅱ-001 (新記載)
32	山崎興野	牛ヶ沢	信濃川	三阡川	牛ヶ沢	2		211-Ⅱ-002 (新記載)
33	山崎興野	腰巻	信濃川	三阡川	腰巻沢	3		211-Ⅱ-003 (新記載)
34	島切窪町	梨ノ木	信濃川	三阡川	梨ノ木沢	3		211-Ⅱ-004 (新記載)
35	石地町	中田	信濃川	石地川	中田沢	2		211-Ⅱ-005 (新記載)
36	神保町	村下	信濃川	稚児清水川	村下沢	1		211-Ⅱ-006 (新記載)
37	太田町	大坪	信濃川	刈谷田川	大坪沢	4		211-Ⅱ-007 (新記載)
38	本明町	田ノ入	信濃川	刈谷田川	田ノ入沢	1		211-Ⅱ-008 (新記載)
39	本明町	長坂	信濃川	刈谷田川	長坂沢	1		211-Ⅱ-009 (新記載)
40	内町	鷺ヶ沢	信濃川	才川	鷺ヶ沢	0		211-Ⅲ-001 (新記載)
41	内町	円明寺	信濃川	才川	円明寺沢	0		211-Ⅲ-002 (新記載)
42	庄川町	楯ノ入	信濃川	刈谷田川	楯ノ入沢一	0		211-Ⅲ-003 (新記載)
43	庄川町	楯ノ入	信濃川	刈谷田川	楯ノ入沢二	0		211-Ⅲ-004 (新記載)
44	田井町	楯ノ入	信濃川		三十三枚田沢	0		211-H16 災関-001 (新記載)
計	44 箇所					442		

7-2 地すべり危険箇所

No	位置 (大字)	面積 (ha)	保全対象			工事の概況			指定の有無		備考
			人家	公共施設	道路(m)	既成	着手	未着手	法律 指定	砂防 指定	
1	小栗山町	12.5	55	開発センター	県道 600 市道 960		○		○		K-211-01
2	栃窪町	246.7	11	山の家	市道 5,470		○		○	○	K-211-02
3	椿澤・田井	36.7	177		県道 1,280 市道 3,450			○		○	K-211-03
4	椿澤町	67.9	76		市道 3,350			○		○	K-211-04
5	椿澤町	20.1	49				○		○		R211-1 (新記載)
計	5箇所	383.9	368								

7-3 急傾斜地崩壊危険箇所

No	地図上の番号	位置		保全対象			工事の概況			危険地域の指定
		(大字)	(小字)	人家	公共施設	道路(m)	既成	着手	未着手	
1	I-211.001	田井町	中通	18		県道 405			○	—
2	I-211.001	名木野町		0						
3	I-211.002	田井町	坂向	14		県道 250			○	—
4	I-211.002	田井町		0						
5	I-211.003	椿澤町	東村	11		県道 190 市道 510			○	○
6	I-211.004	本町	3丁目	22	公園	県道 390	○			—
7	I-211.005	嶺崎	1丁目	132	公園 2	県道 410 市道 150	○			—
8	I-211.006	神保町		5						—
9	I-211.007	牛ヶ嶺町		0						—
10	I-211.008	堀溝町		9						—
11	I-211.009	堀溝町		3						—
12	I-211.010	堀溝町		8						—
13	I-211.011	田井町		19						—
14	I-211.012	名木野町		5						—
15	I-211.013	明晶町		1						—
16	I-211.014	元町		9						—
17	I-211.015	元町		2						—
18	I-211.016	小栗山町		10						—
19	I-211.017	新潟町		6						—
20	I-211.018	本町		1						—
21	I-211.019	庄川町		3						—
22	I-211.020	田井町		0						—
23	I-211.021	椿澤町		43						—
24	II-211.001	牛ヶ嶺町		1						—
25	II-211.001	明晶町		1						—
26	II-211.002	牛ヶ嶺町		2						—
27	II-211.003	牛ヶ嶺町		3						—
28	II-211.004	宮之原町		3						—
29	II-211.005	杉澤町		2						—
30	II-211.006	杉澤町		1						—
31	II-211.007	杉澤町		1						—
32	II-211.008	栃窪町		1						—
33	II-211.009	神保町		2						—

34	Ⅱ-211.010	神保町		1						—
No	地図上の番号	位置		保全対象			工事の概況			危険地域の指定
		(大字)	(小字)	人家	公共施設	道路(m)	既成	着手	未着手	
35	Ⅱ-211.011	太田町		4						—
36	Ⅱ-211.012	池之島町		1						—
37	Ⅱ-211.013	池之島町		1						—
38	Ⅱ-211.014	堀溝町		2						—
39	Ⅱ-211.015	堀溝町		3						—
40	Ⅱ-211.016	明晶町		2						—
41	Ⅱ-211.017	堀溝町		2						—
42	Ⅱ-211.018	堀溝町		1						—
43	Ⅱ-211.019	田井町		1						—
44	Ⅱ-211.020	名木野町		2						—
45	Ⅱ-211.021	明晶町		1						—
46	Ⅱ-211.022	明晶町		1						—
47	Ⅱ-211.023	島切窪町		1						—
48	Ⅱ-211.024	島切窪町		1						—
49	Ⅱ-211.025	島切窪町		2						—
50	Ⅱ-211.026	元町		4						—
51	Ⅱ-211.027	小栗山町		2						—
52	Ⅱ-211.028	田井町		1						—
53	Ⅱ-211.029	山崎町		1						—
54	Ⅱ-211.030	鳥屋脇町		1						—
55	Ⅱ-211.031	小栗山町		2						—
56	Ⅱ-211.032	島切窪町		1						—
57	Ⅱ-211.033	明晶町		1						—
58	Ⅱ-211.034	田井町		1						—
59	Ⅱ-211.035	栃窪町		1						—
60	Ⅱ-211.036	名木野町		1						—
61	Ⅱ-211.037	名木野町		1						—
62	Ⅱ-211.038	田井町		1						—
63	Ⅱ-211.039	神保町		1						—
64	Ⅱ-211.040	鳥屋脇町		1						—
65	Ⅱ-215.104	牛ヶ嶺町		1						—
66	Ⅲ-211.001	新潟町		0						—
67	Ⅲ-211.002	鳥屋脇町		0						—
68	Ⅲ-211.003	小栗山町		0						—

69	Ⅲ-211.004	小栗山町		0						—
70	Ⅲ-211.005	小栗山町		0						—
71	Ⅲ-211.006	明晶町		0						—
No	地図上の番号	位置		保全対象			工事の概況			危険地域の指定
		(大字)	(小字)	人家	公共施設	道路(m)	既成	着手	未着手	
72	Ⅲ-211.007	田井町		0						
73	Ⅲ-211.008	田井町		0						—
74	Ⅲ-211.009	堀溝町		0						—
75	Ⅲ-211.010	石地町		0						—
76	Ⅲ-211.011	石地町		0						—
77	Ⅲ-211.012	庄川町		0						—
78	Ⅲ-211.013	太田町		0						—
79	Ⅲ-211.014	神保町		0						—
80	Ⅲ-211.015	島切窪町		0						—
81	Ⅲ-211.016	椿澤町		0						—
82	Ⅲ-211.017	島切窪町		0						—
計		82 箇所		385						

7-4 山地に起因する災害危険箇所

(1) 崩壊土砂流出危険箇所

No	地図上の番号	位置		面積(ha)	保全対象			治山事業の進捗状況	保安林等	備考
		(大字)	(小字)		人家	公共施設	道路(m)			
1	R211-0001	小栗山	上村	4.8	24	ため池	市道 600	無		
2	R211-0002	元町	円明寺	4.62	5	大平森林公園駐車場 ため池	市道 1,750	無		
3	R211-0003	石地	裏ノ山	2.34	24		市道 1,230	無		
4	R211-0004	堀溝	西谷	13.5	8	最終処分場	市道 2,000	無		
5	R211-0005	堀溝	西谷	2.52	25	集会所	市道 650	無		
6	R211-0006	名木野	宇谷	3.96	11		県道 350 市道 500	無		
7	R211-0007	名木野	中釣銀	4.68	1		市道 1,000	一部既成		
8	R211-0008	神保	村上	0.84	21		県道 350 市道 350	無		
9	R211-0009	椿沢	内山	1.05	7		市道 600	無		
10	R211-0010	椿沢	大澤	2.10	0		市道 1,300	無		
11	R211-0011	鳥屋脇町	水上	1.00	11		市道 400	既成		新規
計		11 箇所		41.41	137					

(2) 山腹崩壊危険箇所

No	地図上の番号	位置		面積 (ha)	保全対象			治山事業の進捗状況	保安林等	備考
		(大字)	(小字)		人家	公共施設	道路 (m)			
1	R211-0001	小栗山	林割	1.0	3			無		
2	R211-0002	小栗山	松原	1.0	3			無		
3	R211-0003	白銀	前山	1.0	13	集会所	市道 300	無		
4	R211-0004	白銀	小久保	1.0	10		市道 80	無		
5	R211-0005	元町	2丁目	1.0	6		市道 100	無	有	
6	R211-0006	本町	3丁目	1.0	19	斎場	県道 120 市道 100	一部既成	有	
7	R211-0007	山崎興野	牛ヶ沢	1.0	4			一部既成	有	
8	R211-0008	本町	3丁目	1.0	19		県道 150	一部既成	有	
9	R211-0009	細越	1丁目	1.0	38	ため池	県道 250 市道 200	一部既成		
10	R211-0010	嶺崎	1丁目	1.0	11		市道 70	一部既成	有	
11	R211-0011	嶺崎	1丁目	1.0	3			一部既成	有	
12	R211-0012	嶺崎	2丁目	1.0	19		市道 250	一部既成	有	
13	R211-0013	石地	浦ノ山	1.0	1	ため池		無		
14	R211-0014	町屋	楯ノ入	1.0	6		農道 150	無		
15	R211-0015	鳥屋脇	西峯	1.0	1		市道 150	無		
16	R211-0016	鳥屋脇	西峯	1.0	5			無		
17	R211-0017	名木野	岩沢	1.0	6		県道 200	一部既成		
18	R211-0018	名木野	岩沢	1.0		ため池 民俗文化資料館		無		
19	R211-0019	河野	下原	1.0		小学校		無		
20	R211-0020	牛ヶ嶺	稲場	1.0	2			無		
21	R211-0021	牛ヶ嶺	稲場	1.0	1		市道 100	一部既成		
22	R211-0022	山崎	堤下	1.0			農道 150	無		
23	R211-0023	田井	高稲場	1.0	7		市道 100	一部既成		
24	R211-0024	田井	入谷	1.0	5		市道 60	無		
25	R211-0025	田井	中通	1.0	18		県道 170 市道 180	一部既成		
26	R211-0026	椿沢	東村	1.0	11		市道 140	無		
27	R211-0027	椿沢	東村	1.0	7		市道 40	一部既成		
28	R211-0028	椿沢	東村	1.0	17		市道 220	無		
29	R211-0029	椿沢	東村	1.0	8		市道 210	無		
30	R211-0030	椿沢	東村	1.0	17		市道 200	無		
31	R211-0031	神保町	村上	1.0	4		市道 120	無		
32	R211-0032	栃窪	花見沢	1.0		山の家	市道 100	無		
33	R211-0033	島切窪	矢櫃	1.0	10		市道 200	一部既成	有	
34	R211-0034	本町	3丁目	1.0	9		県道 20	一部既成		
35	R211-0035	田井	岩沢	1.0	7		県道 200	一部既成		

No	地図上の番号	位 置		面 積 (ha)	保全対象			治山事業の進捗状況	保安林等	備考
		(大字)	(小字)		人家	公共施設	道路 (m)			
36	R211-0036	椿沢		2.0	10	清掃センター	県道 100	未成	有	
37	R211-0037	名木野		2.0		ため池	県道 200	未成		
38	R211-0038	田井		1.0	8		県道 100 市道 300	未成		
39	R211-0039	椿沢		1.0	13		市道 100	未成		
40	R211-0040	内町	中谷	1.0	5		市道 100	既成		
41	R211-0041	内町	館谷	1.0	10		市道 150	既成		
42	R211-0042	島切窪	イリ	1.0	3			既成		
43	R211-0043	島切窪	牛ヶ沢	2.0	5		市道 100	既成		
44	R211-0044	嶺崎	1 丁目	1.0	5			既成		
45	R211-0045	明昌	前田	1.0			農道 50	既成		
46	R211-0046	明昌	滝ノ平	1.0			農道 50	既成		
47	R211-0047	鳥屋脇	玉子崎	1.0			市道 150	既成		
48	R211-0048	耳取	八保坂	3.0	17		市道 250	既成		
49	R211-0049	名木野	岩沢	1.0	2			既成		
50	R211-0050	田井	大平	1.0		まごころ学園		既成	有	
51	R211-0051	田井	入谷	1.0	3			既成		
52	R211-0052	田井	仲通	1.0	6		県道 120	既成	有	
53	R211-0053	庄川	大寺沢	1.0		ため池		既成		
54	R211-0054	堀溝	東谷	1.0	10		市道 300	既成		
55	R211-0055	堀溝	西谷	1.0	5			既成		
56	R211-0056	堀溝	東谷	1.0	5		市道 150	既成		
57	R211-0057	牛ヶ嶺	水頭	1.0	2		市道 50	既成		
58	R211-0058	椿沢	東村	1.0	12		市道 150	既成		
59	R211-0059	椿沢	滝ノ入	1.0		清掃センター		既成	有	
計	59箇所			64.0	411					

7-5 保安林指定箇所

箇所番号	位置		保安林種	指定面積(ha)	保安林台帳(No.)
	(大字)	(小字)			
1	田井町	長坂	なだれ防止	1.31	3030～1
2	〃	〃	〃	0.35	3030～2
3	本町	3丁目	土砂崩壊防備	1.12	3031
4	本町	3丁目	土砂流出防備	0.22	3032～1
5	本町 細越	3丁目 1丁目	土砂崩壊防備	0.20 0.03	3032～2
6	細越	1丁目	〃	0.22	3032～3
7	嶺崎	2丁目	〃	0.23	3033～1
8	〃	〃	〃	0.17	3033～2
9	堀溝町	西谷	〃	0.09	3034
10	〃	〃	〃	0.20	3349
11	嶺崎	1丁目	〃	0.60	3391
12	〃	2丁目	〃	0.22	3392
13	内町	諏訪の前	〃	0.04	4-0036
14	嶺崎	2丁目	〃	0.23	4-0037
15	細越	1丁目	〃	0.06	4-0038
16	本町	3丁目	〃	0.15	4-0127
17	椿沢町	内山	〃	0.41	4-0248
18	島切窪町	矢櫃	〃	0.60	4-0271
19	椿沢町	滝ノ入	〃	0.27	211-0120
20	〃	内山	土砂流出防備	19.48	211-0130
計	20箇所			26.20	

(平成18年4月1日現在)

7-6 雪崩発生危険箇所

箇所 番号	位置		選定 基準	山林の 種類	保全対象				防止施設 の状況
	(大字)	(小字)			人家		道路		
					戸数	人数	延長(m)	路線名	
1	嶺崎	1 丁目	2	民 (保)	14	48	市 80	本町嶺崎 3 号線	階段工
2	嶺崎	2 丁目	3	民 (保)	2	4	市 70	嶺崎 1 号線	
3	本町	3 丁目	2	民 (保)	10	35	県 150	長岡見附三条線	柵工
4	細越	1 丁目	2	民 (保)	1	1	県 30	見附栃尾線	柵工
5	椿沢町	東村	3	民	5	21	市 60	田井椿沢線	
6	細越	1 丁目	2	民	1	5	県 30	見附栃尾線	
7	田井町	長坂	1	民 (保)			県 80	栃尾田井線	
8	神保町	村下	1	民			県 60	見附栃尾線	
9	田井町	荒城	1	民			県 70	栃尾田井線	
10	田井町	釜ヶ入	1	民	9	44	県 150	栃尾田井線	
計					28	116			

(平成18年4月1日現在)

※ 箇所選定基準

- 過去において保全対象に影響を及ぼす雪崩が発生したことのある箇所
- 過去における雪崩は比較的小規模であったため、これまでは保全対象に影響を及ぼすまでに至らなかったが、積雪の状況等によっては、保全対象にまで影響を及ぼすと予想される箇所
- 過去において雪崩の発生はないが、山腹斜面の傾斜、植生の状況などから、積雪量、降雨、気温、強風等の気象条件の変化により、雪崩の発生が予想される箇所

7-7 山地に起因する災害危険箇所に該当する要配慮者利用施設

施設名	住所	T E L	F A X	災害区分
まごころ学園・まごころ寮	見附市田井町 4476	0258-62-1811	0258-61-0828	山腹崩壊

7-8 浸水想定区域内要配慮者利用施設

	施設名	住所	TEL	FAX	想定水深
学 校	見附小学校	見附市学校町 1-3-89	0258-62-0141	0258-62-1176	0.5～3.0m 未満
	名木野小学校	見附市月見台 1-10-75	0258-62-0091	0258-62-0104	3.0～5.0m 未満
	見附特別支援学校	見附市月見台 1-10-74	0258-63-2210	0258-63-5026	3.0～5.0m 未満
	南中学校	見附市名木野町 714	0258-62-0987	0258-62-0483	3.0～5.0m 未満
	葛巻小学校	見附市反田町 10	0258-62-0689	0258-63-5017	0.5～3.0m 未満
	西中学校	見附市市野坪町 127	0258-62-0688	0258-62-0367	0.5m 未満
	今町小学校	見附市今町 6-19-1	0258-66-2069	0258-66-2317	0.5～3.0m 未満
	今町中学校	見附市今町 4-1-7	0258-66-2371	0258-66-6846	0.5～3.0m 未満
高 齢 者 等 利 用 施 設	住宅型有料老人ホーム たんぽぽの家	見附市学校町 2-1-58	0258-61-1163	0258-61-1186	0.5m 未満
	今町ふれあいプラザ	見附市今町 3-5-24	0258-66-1885		0.5～3.0m 未満
	デイサービスセンター ラポール	見附市今町 5-17-19	0258-66-0330	0258-66-0331	0.5～3.0m 未満
	アットホーム今町	見附市今町 5-17-19	0258-66-0334		0.5～3.0m 未満
	デイサービスセンター 坂井園	見附市坂井町 81-1	0258-61-2065	0258-61-2067	0.5～3.0m 未満
	はあとふるあたご デイサービスセンター	見附市庄川町 852-1	0258-62-5505	0258-61-1780	0.5～3.0m 未満
	はあとふるあたご	見附市庄川町 852-1	0258-89-8868		0.5～3.0m 未満
	ふるまい村	見附市新幸町 7-11	0258-66-8825	0258-66-8845	0.5～3.0m 未満
	ケアガーデン新幸	見附市新幸町 7-18	0258-86-6775	0258-66-7575	0.5～3.0m 未満
	フローラ	見附市新幸町 7-9	0258-89-5880	0258-66-8630	0.5～3.0m 未満
	けんこうクラブ	見附市新町 1-17-25	0258-86-8109	0258-86-8119	0.5～3.0m 未満
	そいがあ亭	見附市南本町 3-5-22	0258-86-6065	0258-86-6083	3.0～5.0m 未満
	ふるまいプラザ	見附市本所 1-25-52	0258-63-3212		0.5m 未満
	ふるまいの家	見附市本所 1-25-53	0258-61-0750		0.5m 未満
	ハートフルケア見附	見附市本所 1-17-32	0258-61-1765	0258-61-1865	0.5～3.0m 未満
	ワールドステイ見附	見附市本町 4-2-33	0258-62-3622		0.5～3.0m 未満
	みつけケアセンターそよ風	見附市本町 4-2-25	0258-61-3090		0.5m 未満
	さわやか苑見附柳橋	見附市柳橋町 295-2	0258-61-5100		0.5～3.0m 未満
	古志乃里	見附市緑町 20-1	0258-62-1600	0258-62-1601	3.0～5.0m 未満
	きらきらホーム ここあ	学校町 2-4-59	0258-89-7335		0.5～3.0m 未満
	小規模多機能FBふるまい村	見附市新幸町 7-11	0258-86-8699	0258-66-8845	0.5～3.0m 未満

	グループホームふるまい見附	見附市本所 1-26-25	0258-86-8111	0258-86-8170	0.5m 未満
高齢者等利用施設	特別養護老人ホーム いいねか邸	見附市本所 1-25-70	0258-86-6065		0.5m 未満
	住宅型有料老人ホーム ワールドステイ見附中央	見附市葛巻町 1662-1	0258-89-6418		0.5m 未満
	デイサービスセンター 春日和見附	見附市葛巻町 1689-1	0258-86-4843		0.5～3.0m 未満
	見附市老人憩いの家 今町荘	見附市今町 1-19-6	0258-66-2224		0.5～3.0m 未満
障がい者利用施設	みのわの里ワークセンターみつけ中央	見附市葛巻 1-1840-1	0258-63-3950	0258-63-3990	0.5～3.0m 未満
	みのわの里 工房みつけ	見附市学校町 1-9-5	0258-63-0799	0258-62-7550	0.5～3.0m 未満
	にぎわいホーム わくわく	見附市本町 2-3-7	0258-63-1780		0.5～3.0m 未満
	きらきらホーム ここあ	見附市学校町 2-4-59	0258-89-7335		0.5～3.0m 未満
	みつけワークス	見附市熱田町 166-1	0258-62-7800	0258-62-7666	0.5～3.0m 未満
	あつた寮 ほんまち	見附市本町 2-4-16	0258-62-0118	0258-62-0118	0.5～3.0m 未満
	まちなかまごころ	見附市本町 4-3-34	0258-86-6555	0258-63-1313	0.5～3.0m 未満
	スノーピークウェル	見附市新幸町 5-8	0258-66-3800		0.5～3.0m 未満
	みんなの実家グリーン ンホームふたば	見附市双葉町 7-17	0258-62-3720		3.0～5.0m 未満
	地域活動支援センター あじさい	見附市本町 2-9-10	0258-63-0187		3.0～5.0m 未満
	あつた寮 あつた	見附市熱田町 163-1	0258-86-7222	0258-86-7222	0.5～3.0m 未満
	いんくる見附	見附市南本町 1-6-23	0258-84-7950		3.0～5.0m 未満
	いんくる見附 本町の家	見附市本町 2-7-7	025-311-1891 (株)いんくる		3.0～5.0m 未満
	社会福祉法人栃尾福祉 社会共同生活援助 みなみ寮	見附市南本町 3-109-4	0258-86-8600		3.0～5.0m 未満
児童等利用施設	らくらく亭	見附市今町 1-19-10	0258-86-4323		0.5～3.0m 未満
	たいようの家	見附市学校町 1-13-28	0258-62-7711	0258-62-3768	0.5～3.0m 未満
	カリタスの家	見附市学校町 2-1-39	0258-62-7711	0258-62-3768	0.5～3.0m 未満
	あすなろの家	見附市元町 2-2-39	0258-62-7711	0258-62-3768	0.5m 未満
	あかり学童クラブ	見附市学校町 2-4-10	0258-77-7629		0.5～3.0m 未満
	多機能型事業所 りんくる	見附市学校町 2-14-4	0258-62-7711		0.5m 未満

乳 幼 児 利 用 施 設	聖母愛児園・聖母乳児院	見附市学校町 2-14-4	0258-62-7711		0.5m 未満
	わかば保育園	見附市学校町 1-3-70	0258-62-6514	0258-62-6514	0.5～3.0m 未満
	見附みどりこども園	見附市学校町 2-5-1	0258-62-0004		0.5～3.0m 未満
	桜保育園	見附市今町 1-11-7	0258-66-2612	0258-66-2612	0.5～3.0m 未満
	ホップこども園	見附市今町 2-15-21	0258-66-2762	0258-66-6325	0.5～3.0m 未満
	つぐみ幼稚園	見附市今町 5-38-18	0258-66-6488	0258-66-6332	0.5～3.0m 未満
	わかくさキッズルーム	見附市漆山町 936	0258-63-0142	0258-63-0142	0.5～3.0m 未満
	すみれ保育園	見附市新町 3-10-39	0258-62-0519	0258-62-0519	3.0～5.0m 未満
	わかくさ中央こども園	見附市南本町 1-3-36	0258-62-1598	0258-89-7521	3.0～5.0m 未満
	聖愛名木野こども園	見附市名木野町 3154	0258-62-0356	0258-62-0356	0.5～3.0m 未満
	すまいる保育園	見附市新幸町 2 番 12-2	0258-86-7100		0.5～3.0m 未満
	みつけの保育園	見附市本所 1-26-27	0258-94-5785		0.5m 未満
	見附どろんこ保育園	見附市熱田町 287	0258-94-6140		0.5～3.0m 未満

参考：刈谷田川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）※新潟県長岡地域振興局

7-9 河川関係重要水防区域

河川名	No	地図上の 番号	位置 (大字)	評定 基準	重点 区間	A	B	要注意 区間	予想され る危険	対策水防工法
貝喰川	1	100	釈迦塚町	堤防高			右 2,100		越水	積み土のう工
	2	100-1	三林町				左 2,100			
	3	101	坂井町	堤防高			右 1,800		越水	積み土のう工
	4	101-1	新潟町				左 1,800			
	5	102	新潟町	堤防高			右 1,200		越水	積み土のう工
	6	102-1					左 1,200			
				(小計)			⑥ 10,200			
才川	7	110	学校町	堤防高			右 400		越水	積み土のう工
	8	111					左 400			
	9	112	本所	堤防高			右 1,000		越水	積み土のう工
	10	113					左 1,000			
	11	114	千刈町	堤防高			右 700		越水	積み土のう工
	12	115					左 700			
	13	116	元町	堤防高			右 600		越水	積み土のう工
				(小計)			⑦ 4,800			
大平川	14		元町 1,2丁目	堤防高			右 600		越水	積み土のう工
	15		元町 2丁目	堤防高			右 400		越水	積み土のう工
	16		町 2丁目				左 400			
				(小計)			③ 1,400			
椿田川	17	145	田井町	堤防高		右 1,100			越水	積み土のう工
	18	146	椿澤町	堤防高		左 1,100			越水	積み土のう工
				(小計)		② 2,200				
合計	21箇所			(合計)		② 2,200	⑩ 6,200	⑨8,100		

7-10 危険物貯蔵及び取扱施設

(1) 危険物屋外タンク貯蔵所(同一防油堤内で貯蔵容量が 100,000 ㍓以上のもの)

設置者所在地・名称	設置場所	品名・数量 (㍓)	消火設備
長岡市東蔵王 2 丁目 2-83 石油資源開発(株) 長岡鉱業所	葛巻 2 丁目 1169 番地 11	第 4 類 第 1 石油類 原油・950,000	第 3 種(泡) 2 口 第 4 種(粉) 1 基 第 5 種(粉) 3 基
		第 4 類 第 1 石油類 原油・950,000	第 3 種(泡) 2 口 第 5 種(粉) 2 基
		第 4 類 第 1 石油類 原油・950,000	第 3 種(泡) 2 口 第 5 種(粉) 2 基
		第 4 類 第 1 石油類 ベンジン原料・189,000	第 3 種(泡) 1 基 第 5 種(粉) 2 基
		第 4 類 特殊引火物 イソペンタン・189,000	第 3 種(泡) 1 基 第 5 種(粉) 2 基
		第 4 類 第 1 石油類 ベンジン原料・189,000	第 3 種(泡) 1 基
		第 4 類 第 2 石油類 灯油・300,000	第 3 種(泡) 1 口 第 5 種(粉) 2 基

(2) 高圧ガス製造施設

番号	事業所名	所在地
1	エスケイ産業株式会社見附ガス化学工場	見附市葛巻 2 丁目 5-35

(3) 毒物劇物貯蔵施設

番号	事業所名	所在地
1	株式会社サンプラスト三笠	見附市坂井1丁目2-3
2	見附市清掃センター	見附市椿沢町字滝ノ入4834
3	見附市最終処分場	見附市堀溝町東408
4	見附市青木浄水場 ※	見附市青木町318-13
5	大手薬品見附本町店	見附市本町2丁目17-10
6	見附市立新潟小学校	見附市新潟町2271
7	見附市立上北谷小学校	見附市牛ヶ嶺町1292
8	見附市立葛巻小学校	見附市反田町10
9	見附市立見附小学校	見附市学校町1丁目3-89
10	見附市立西中学校 ※	見附市市野坪町127
11	見附市立見附第二小学校	見附市杉沢町3561
12	見附市立名木野小学校	見附市月見台1丁目10-75
13	見附市立今町小学校	見附市今町6丁目19-1
14	見附市立今町中学校 ※	見附市今町4丁目1-7
15	見附市立見附中学校 ※	見附市島切窪町644-2
16	見附市立田井小学校	見附市田井町306
17	県立見附高等学校 ※	見附市本所1丁目20-6
18	見附市今町終末処理場 ※	見附市今町7丁目20-5
19	原山化成工業株式会社	見附市柳橋割前368-1
20	ホームセンタームサシ見附店 ※	見附市上新田町字下野沖404-1
21	見附染工株式会社 ※	見附市月見台1丁目3-1
22	(有)金丸整理工業	見附市本町4丁目3-48
23	見附市葛巻終末処理場	見附市葛巻町2丁目5-5
24	エヌピーシー(株)見附工場	見附市杉沢町3347番地
25	J A えちご中越見附西支店 ※	見附市葛巻1丁目1-12
26	J A えちご中越見附東支店 ※	見附市学校町1丁目2-27
27	株式会社タツミ	見附市今町8丁目3-1
28	株式会社タツミ第2工場	見附市今町8丁目1-1
29	株式会社ワゴードライ	見附市今町7丁目2-19
30	有限会社渋谷薬局	見附市今町1-6-10
31	株式会社扇長薬局	見附市今町1-14-33
32	株式会社オーティス見附工場	見附市今町8-10-2

※ うち毒劇物貯蔵取り扱い事業所の毒物を取り扱っているものの数 10

(4) 放射線使用施設

番号	事業所名	所在地
1	レンソール(株)	見附市今町7-3-19

7-11 消防機械現有台数

	消防ポン プ自動車	小型動力 ポンプ	小型動力 ポンプ付 積載車	救助 工作車	救急車	タンク車	化学車	はしご車
消防署	2	1		1	3	1	1	1
今町出張所					1	1		
第1分団	1		7					
第2分団		1	5					
第3分団		3	6					
第4分団		1	5					
第5分団		2	7					
第6分団		2	6					
第7分団	1	1	6					
第8分団		3	4					
合 計	4	14	46	1	4	2	1	1

(令和3年4月1日現在)

7-12 市内土木機械類一覧表

事業所名	住所	電話番号	大型トラック	大型ダンプ	小型トラック	小型ダンプ	ブルドーザー	掘削機械
(株)荒井建設	堀溝町 1295 番地	62-0713			2	5	3	7
麻生田開発(株)	本町 4 丁目 1 番 39 号	63-5177						
(有)五十嵐建材	芝野町 1 番地 3	66-3058	15	4	1	8	3	20
(有)石西工業	石地町甲 573 番地	62-3305	1		1	4	1	8
エムケイ開発(株)	南本町 2 丁目 9 番 28 号	63-2428				3		
(株)大久保工務店	新町 2 丁目 1 番 32 号	62-0762			2			
(株)上熊組	柳橋町 1015 番地	66-5542			1	5	1	3
(有)刈谷組	傍所町 432 番地	62-5608				2		2
(有)金子組	今町 4 丁目 3 番 7 号	66-2339				6		5
金子建設(株)	今町 4 丁目 14 番 10 号	66-2323			1	4	2	3
(有)久保田建設	傍所町 1169 番地	62-3665				3		4
(株)小林興業	宮之原町 166 番地	63-1753	1		1	4	1	4
(株)近藤建設	本所 1 丁目 17 番 20 号	62-0797	1	2		4	2	5
小出建設(株)	新町 3 丁目 3 番 10 号	62-2261			1	1		
(有)小林土木工業	新潟町 1304 番地	63-1230	1	4		2	4	6
(有)佐野工業所	昭和町 2 丁目 14 番 17 号	63-3675				2		1
(有)左甚	福島町 641	66-2706			1	2		3
(株)笹原建設	名木野町 2870 番地 2	62-0129			2	5	1	6
(株)常和	柳橋町 266 番地 21	61-5587				1	1	2
富川建設(株)	杉沢町 3532 番地	62-1745	1		1	3	1	2
(株)野崎建設	今町 3 丁目 4 番 12 号	66-3123						
橋本建設(株)	市野坪町 31-3	63-1177						
(株)邊見商会	傍所町 1181 番地 6	62-5934			7	4	1	3
(株)本間材木店	庄川町 872	62-3435	2			5		
丸勝建設(株)	本町 4 丁目 2 番 12 号	62-1446	1	13		4	3	12
(有)見附さく泉工業	鹿熊町 352 番地	62-6584			2	2		3
(株)見附舗道	市野坪町 1689-1	62-5344			3	2		
(株)目黒組	堀溝町 1047 番地	62-2977	1	1	1	4	7	5
(株)山谷建設	柳橋町 410 番地	66-2180	1		1			
(株)吉田建設見附支店	柳橋町 266 番地 21	66-3003	2		1	1		5

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

7-13 水防倉庫格納資器材

水防用応急資器材は見附市及び刈谷田川水防事務組合において各水防倉庫に備蓄してある。

7-14 災害時におけるヘリポート使用予定地

施 設 名	長さ×幅(m)	所 在 地	電話番号
見附市立見附小学校グラウンド	120×90	学校町 1-3-89	62-0141
見附市立見附第二小学校グラウンド	70×90	杉沢町 3561 番地	62-0314
見附市立名木野小学校グラウンド	100×100	月見台 1-10-75	62-0091
見附市立田井小学校グラウンド	100×60	田井町 306 番地	62-0479
見附市立上北谷小学校グラウンド	105×48	牛ヶ嶺町 1292 番地	62-0986
見附市立葛巻小学校グラウンド	80×107	反田町 10 番地	62-0689
見附市立新潟小学校グラウンド	50×90	新潟町 2478 番地	62-0685
見附市立今町小学校グラウンド	105×48	今町 6-19-1	66-2069
見附市立見附中学校グラウンド	113×106	島切窪町 644 番 2	62-0319
見附市立見附南中学校グラウンド	95×115	名木野町 714 番地	62-0987
見附市立今町中学校グラウンド	80×150	今町 4-1-7	66-2371
見附市立西中学校グラウンド	165×170	市野坪町 127 番地	62-0688
新潟県立見附高等学校グラウンド	120×150	本所 1-20-6	62-0080
見附市市民野球場	110×220	片桐町 500 番地	62-1700
見附市運動公園グラウンド	155×95	本町字焼田所 1308-3	62-1700
見附市刈谷田川防災公園	36×36	見附市今町 1 丁目 3358	94-6211

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

7-15 緊急点検する農業用ため池

(防災重点農業用ため池に指定されているため池)

施設名	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千 m ³)	水位計の 有無
石原堤	小栗山町	3.4	49.0	2.0	○
南谷堤	小栗山町	6.9	60.0	5.7	○
大平堤	元町	11.6	170.0	155.2	○
大谷堤	元町	6.1	94.0	13.8	○
梨ノ木堤	島切窪町	7.8	116.0	72.0	○
雲海堤	島切窪町	3.7	34.0	3.9	○
孫兵衛堤	池之島町	3.6	34.0	2.7	○
松之木堤	池之島町	2.7	34.0	1.1	○
高山堤	池之島町	5.3	56.0	6.1	○
十二山堤の下	池之島町	2.7	47.0	2.5	○
神保堤	神保町	4.1	29.0	5.0	○

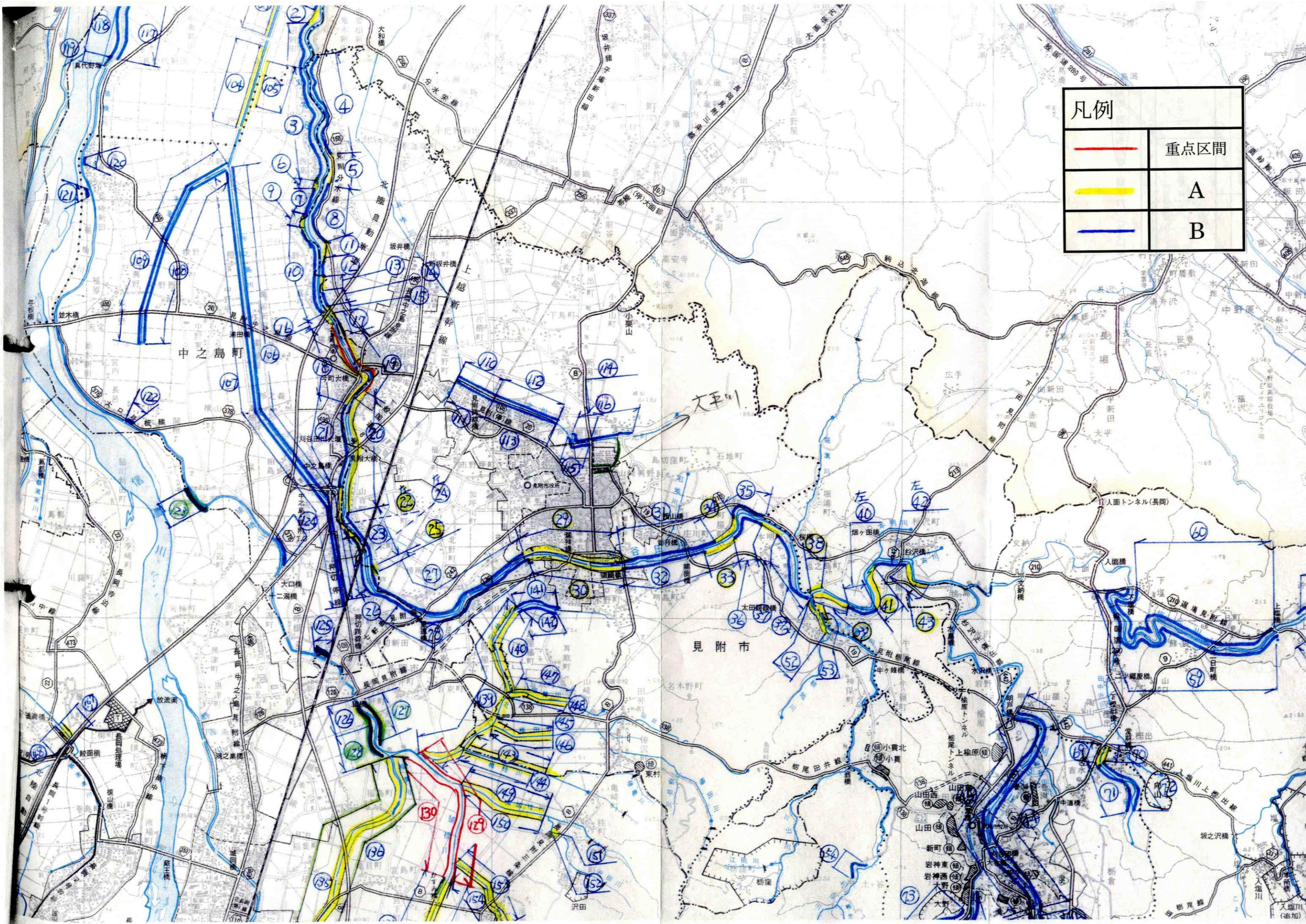
本明堤	本明町	4.1	51.0	1.5	○
岩沢堤	名木野町	3.4	158.0	15.5	○
後谷堤	田井町	7.0	27.0	24.5	○
山崎堤	山崎町	2.6	50.0	8.2	○
二ツ堤	杉沢町	6.0	54.0	22.4	—
ムジナ潟	杉沢町	6.8	65.0	19.7	○
胴ヶ池	杉沢町	2.4	32.0	0.6	—
大沢堤	杉沢町	3.1	54.0	6.3	○
温水溜池	杉沢町	1.6	44.0	0.4	○

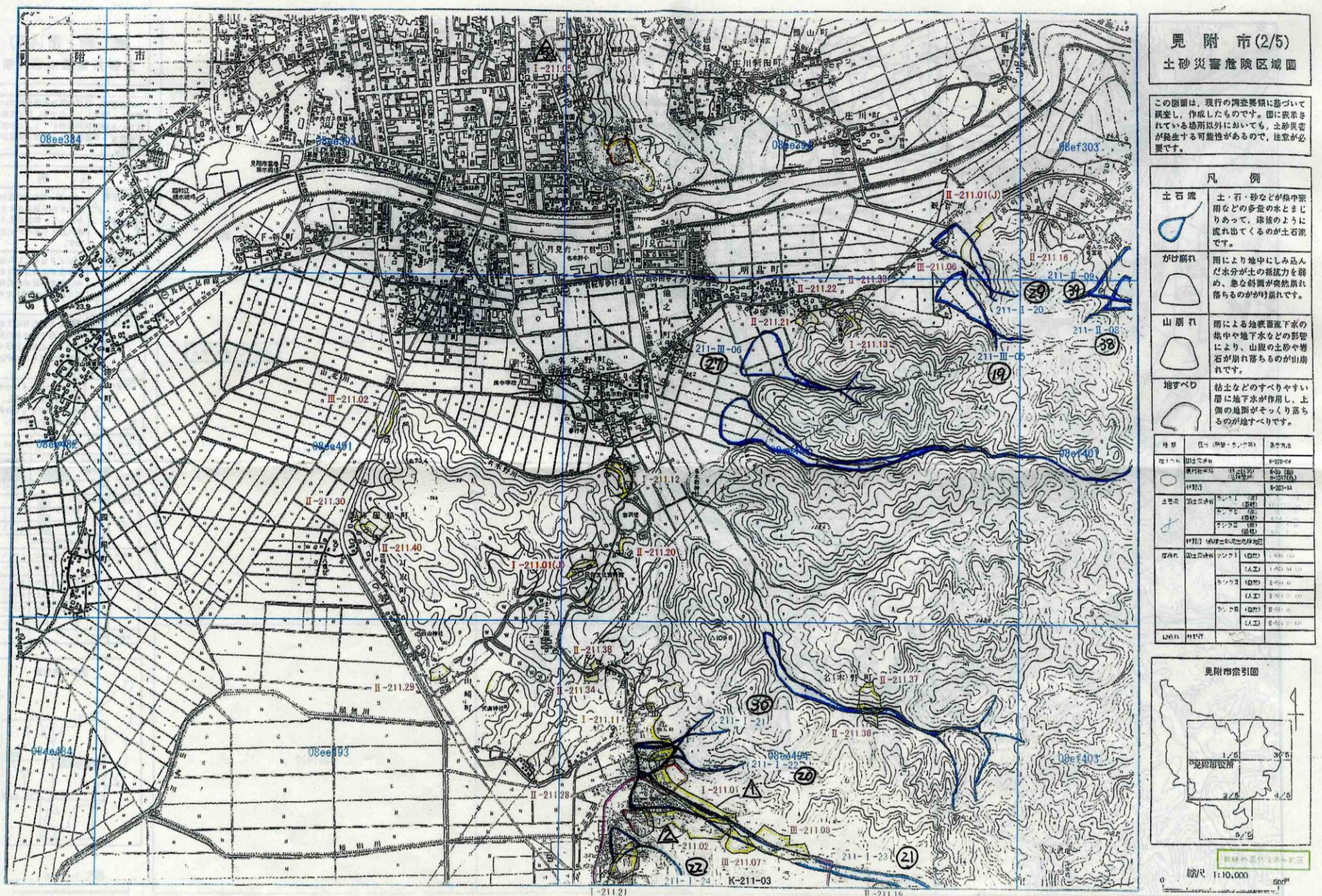
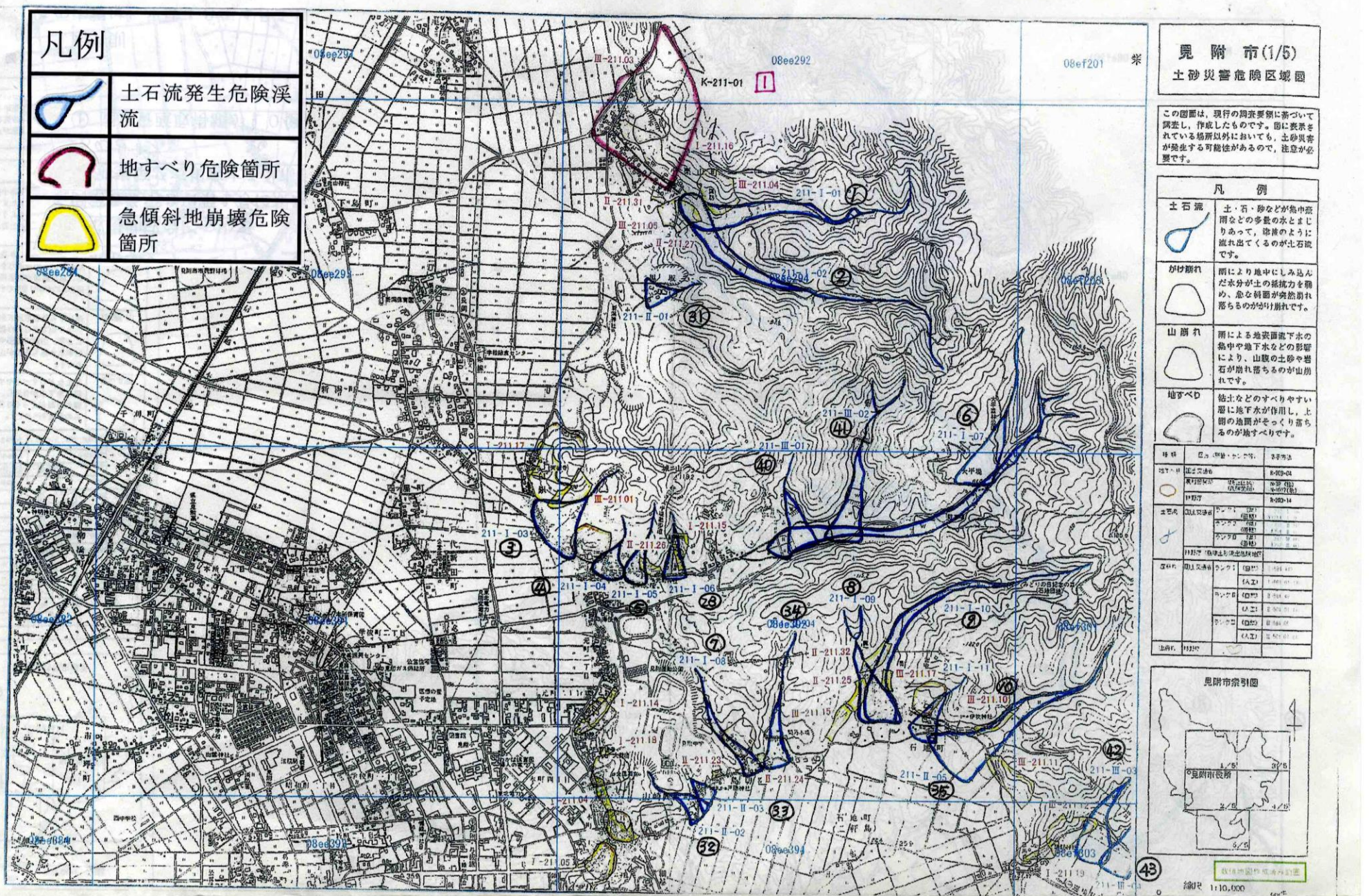
【震災について】

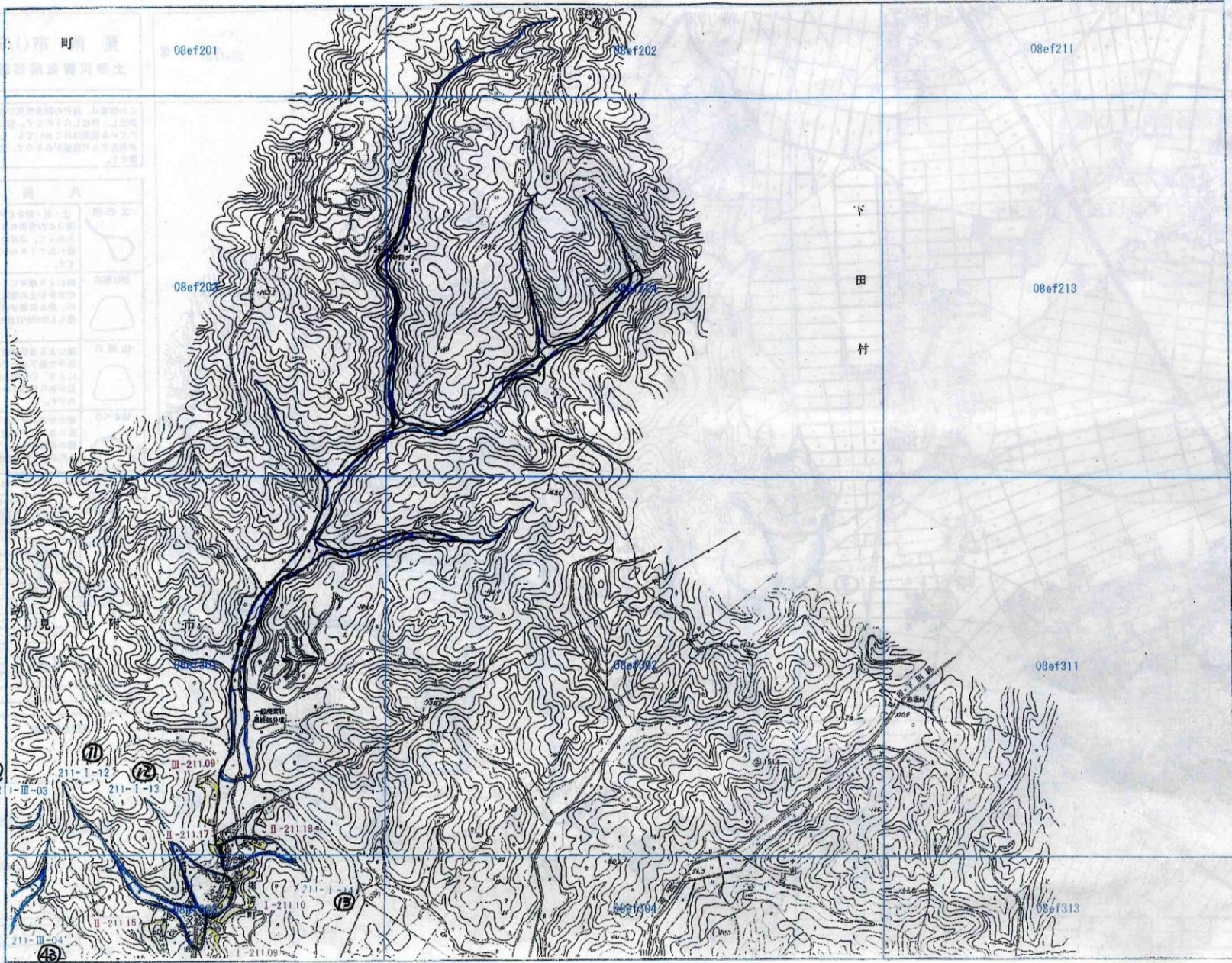
震度 5 弱以上の地震が発生した場合に、目視による緊急点検を行う。

【風水害について】

風水害に伴う 1 次配備基準に達した場合、水位計及び目視による緊急点検を行う。







見附市(3/5) 土砂災害危険区域図

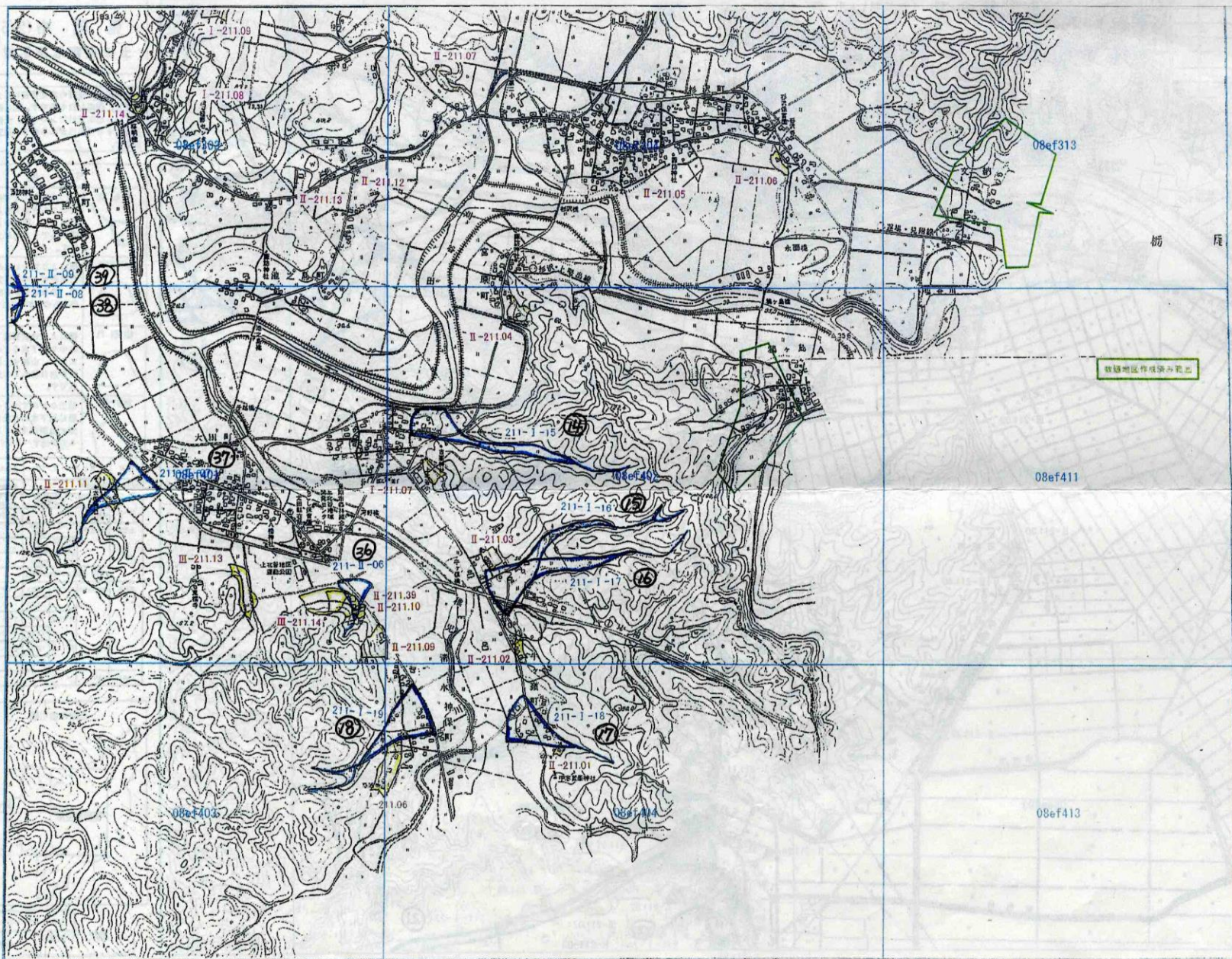
この図面は、現行の調査結果に基づいて作成したものです。図に表示されている場所以外においても、土砂災害が発生する可能性がありますので、注意が必要です。

凡 例	
土石流	土・石・砂などが集中豪雨などの多量の水とまじりあって、液状のように流れ出てくるのが土石流です。
がけ崩れ	雨により地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、急な斜面が突然崩れ落ちるのががけ崩れです。
山崩れ	雨による地表面地下水の集中や地下水などの影響により、山腹の土砂や岩石が崩れ落ちるのが山崩れです。
地すべり	粘土などのすべりやすい層に地下水が作用し、上側の地面がそっくり落ちるのが地すべりです。

番号	区画番号・名称	危険度
1	08ef201	危険
2	08ef202	危険
3	08ef211	危険
4	08ef213	危険
5	08ef311	危険
6	08ef313	危険



縮尺 1:10,000



見附市(4/5) 土砂災害危険区域図

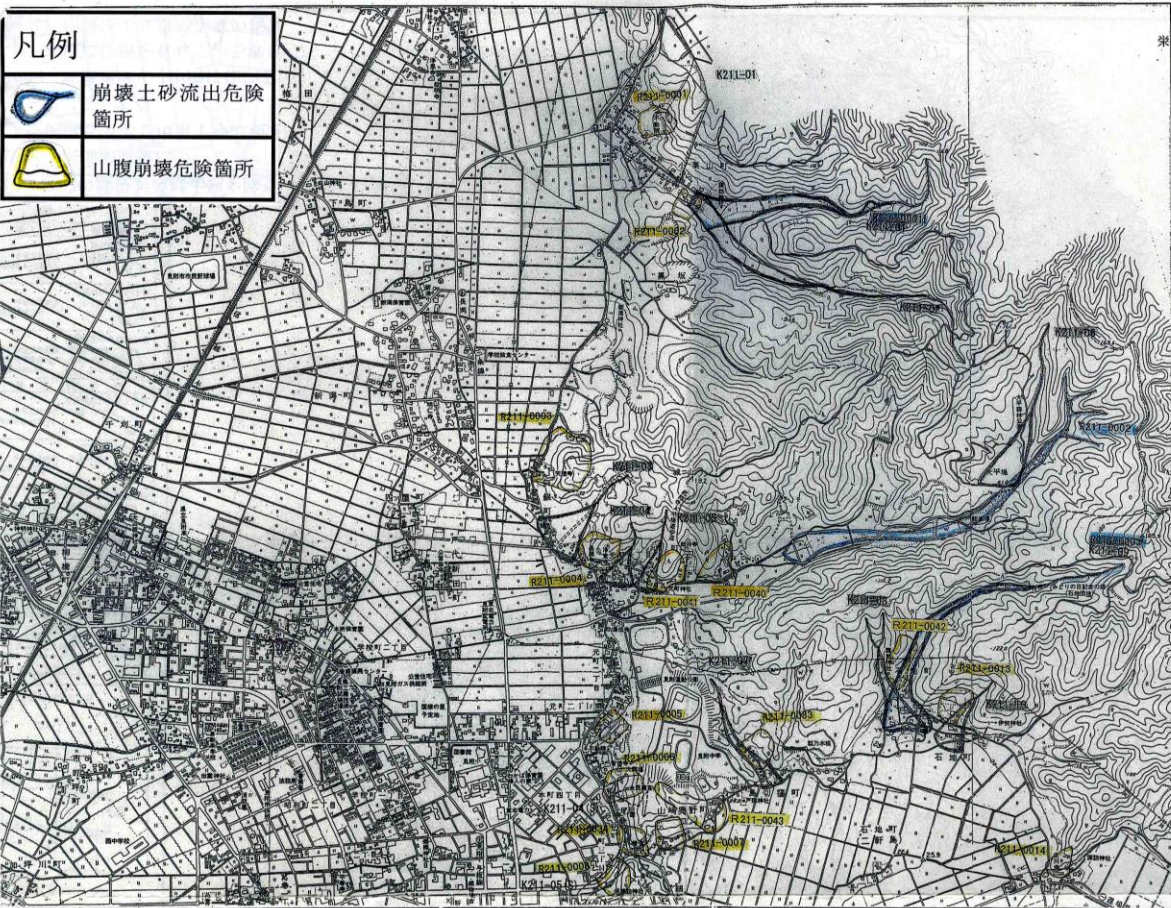
この図面は、現行の調査結果に基づいて作成したものです。図に表示されている場所以外においても、土砂災害が発生する可能性がありますので、注意が必要です。

凡 例	
土石流	土・石・砂などが集中豪雨などの多量の水とまじりあって、液状のように流れ出てくるのが土石流です。
がけ崩れ	雨により地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、急な斜面が突然崩れ落ちるのががけ崩れです。
山崩れ	雨による地表面地下水の集中や地下水などの影響により、山腹の土砂や岩石が崩れ落ちるのが山崩れです。
地すべり	粘土などのすべりやすい層に地下水が作用し、上側の地面がそっくり落ちるのが地すべりです。

番号	区画番号・名称	危険度
1	08ef313	危険
2	08ef411	危険
3	08ef413	危険



縮尺 1:10,000



見附市(1/5)
土砂災害危険区域図

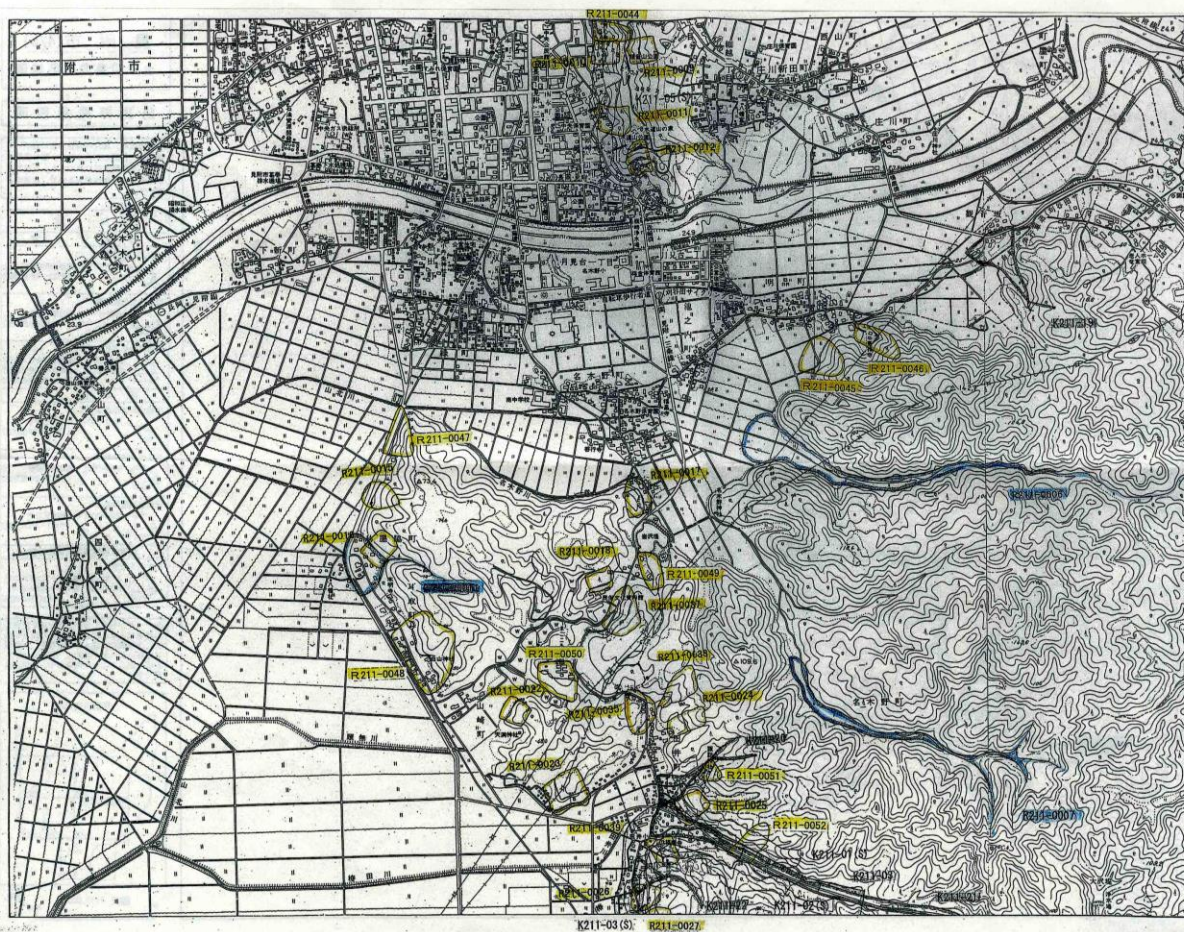
防災部局用図面

この図面は、現行の調査資料に基づいて調査し、作成したものです。図に表示されている場所以外においても、土砂災害が発生する可能性があるため、注意が必要です。

凡 例	
建設省所管	
土石流危険渓流	危険渓流水番号 R211-01 (平成2～4年度調査)
地すべり危険箇所	危険箇所番号 R211-01 (平成10年度調査)
急傾斜地崩壊危険箇所	危険箇所番号(自然) R211-01(a) 危険箇所番号(人工) (平成9年度調査)
林野庁所管	
崩壊土砂流出危険地区	危険地区番号 R211-001 (平成7～8年度調査)
地すべり危険地区	危険地区番号 R211-001 (平成7～8年度調査)
山腹崩壊危険地区	危険地区番号 R211-001 (平成7～8年度調査)
農林水産省構造改善局所管	
地すべり危険地	N 001(国) 地すべり防止区域番号 N0001(国) 地すべり危険地番号 (平成8年度調査)
地すべりが発生し移動土砂が川を閉塞した場合、この図面に示された範囲以外に、土砂堆積による浸水、下流側に浸水した水が氾濫し、土石流となり、被害を及ぼすことがあるため、注意が必要です。	



縮尺 1:10,000 X0.7



見附市(2/5)
土砂災害危険区域図

防災部局用図面

この図面は、現行の調査資料に基づいて調査し、作成したものです。図に表示されている場所以外においても、土砂災害が発生する可能性があるため、注意が必要です。

凡 例	
建設省所管	
土石流危険渓流	危険渓流水番号 R211-01 (平成2～4年度調査)
地すべり危険箇所	危険箇所番号 R211-01 (平成10年度調査)
急傾斜地崩壊危険箇所	危険箇所番号(自然) R211-01(a) 危険箇所番号(人工) (平成9年度調査)
林野庁所管	
崩壊土砂流出危険地区	危険地区番号 R211-001 (平成7～8年度調査)
地すべり危険地区	危険地区番号 R211-001 (平成7～8年度調査)
山腹崩壊危険地区	危険地区番号 R211-001 (平成7～8年度調査)
農林水産省構造改善局所管	
地すべり危険地	N 001(国) 地すべり防止区域番号 N0001(国) 地すべり危険地番号 (平成8年度調査)
地すべりが発生し移動土砂が川を閉塞した場合、この図面に示された範囲以外に、土砂堆積による浸水、下流側に浸水した水が氾濫し、土石流となり、被害を及ぼすことがあるため、注意が必要です。	



縮尺 1:10,000 X0.7



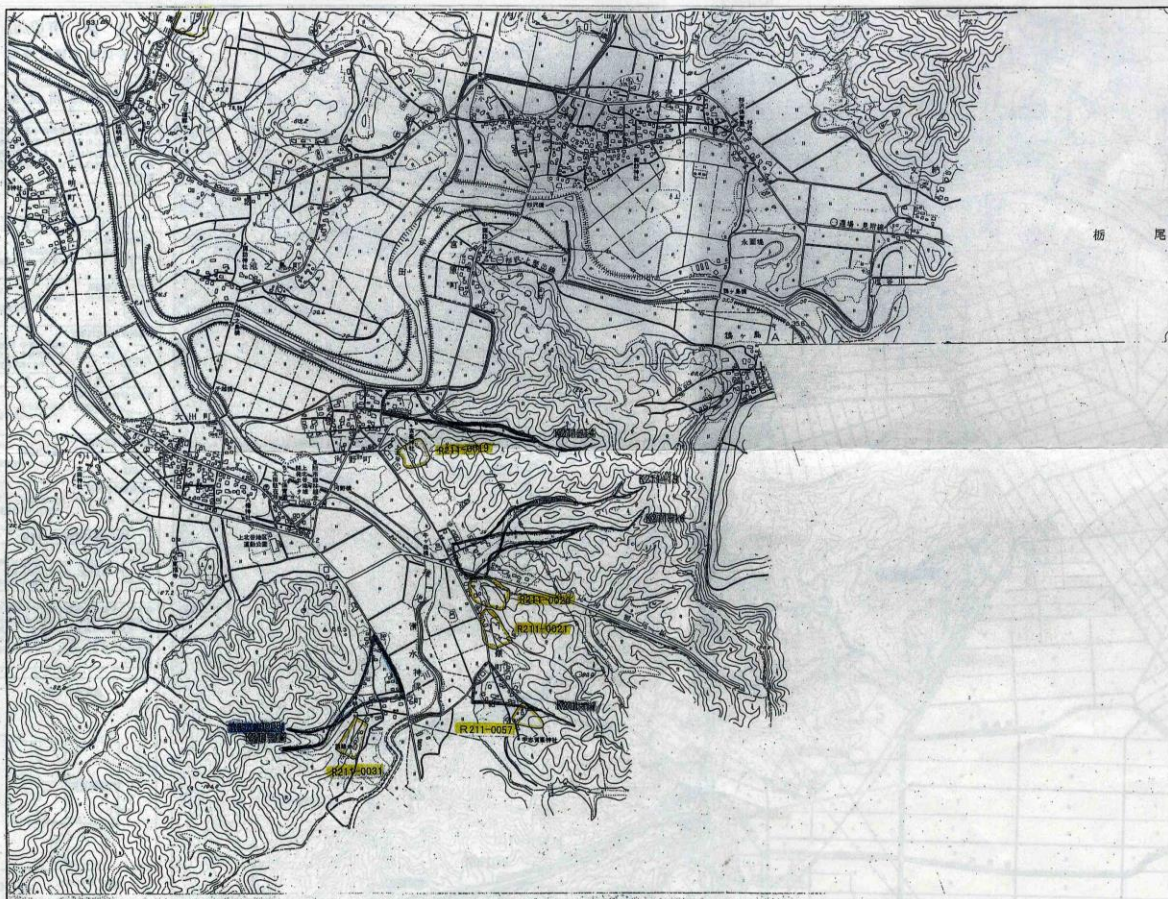
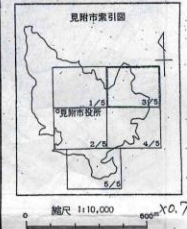
見附市(3/5)
土砂災害危険区域図

防災部局用図面

この図面は、現行の調査資料に基づいて調査し、作成したものです。図に示されている場所以外においても、土砂災害が発生する可能性があるため、注意が必要です。

凡 例	
図 説 書 所 置	
土石流危険渓流	K521-01 危険渓流番号 (平成2~4年度調査)
地すべり危険箇所	K521-01 危険箇所番号 (平成10年度調査)
急傾斜地崩壊危険箇所	K521-01(5) 危険箇所番号(自然) K521-01(6) 危険箇所番号(人工) (平成3年度調査)
特 別 庁 所 置	
崩壊土砂流出危険地区	P521-0001 危険地区番号 (平成7~9年度調査)
地すべり危険地区	P521-0001 危険地区番号 (平成7~9年度調査)
山崩壊危険地区	P521-0001 危険地区番号 (平成7~9年度調査)
農林水面管理施設整備箇所	
地すべり危険地	N 001(国) 地すべり防止区域番号 N0001(国) 地すべり危険地番号 (平成3年度調査)

地すべりが発生し移動土砂が川を閉塞した場合、この図面に示された範囲以外に、土砂堆積による被害、下流域には浸水した水が氾濫し、土砂となり、被害を及ぼすことがあるため、注意が必要です。



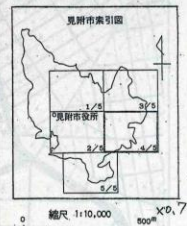
見附市(4/5)
土砂災害危険区域図

防災部局用図面

この図面は、現行の調査資料に基づいて調査し、作成したものです。図に示されている場所以外においても、土砂災害が発生する可能性があるため、注意が必要です。

凡 例	
図 説 書 所 置	
土石流危険渓流	K521-01 危険渓流番号 (平成2~4年度調査)
地すべり危険箇所	K521-01 危険箇所番号 (平成10年度調査)
急傾斜地崩壊危険箇所	K521-01(5) 危険箇所番号(自然) K521-01(6) 危険箇所番号(人工) (平成3年度調査)
特 別 庁 所 置	
崩壊土砂流出危険地区	P521-0001 危険地区番号 (平成7~9年度調査)
地すべり危険地区	P521-0001 危険地区番号 (平成7~9年度調査)
山崩壊危険地区	P521-0001 危険地区番号 (平成7~9年度調査)
農林水面管理施設整備箇所	
地すべり危険地	N 001(国) 地すべり防止区域番号 N0001(国) 地すべり危険地番号 (平成3年度調査)

地すべりが発生し移動土砂が川を閉塞した場合、この図面に示された範囲以外に、土砂堆積による被害、下流域には浸水した水が氾濫し、土砂となり、被害を及ぼすことがあるため、注意が必要です。





見附市(5/5)

土砂災害危険区域図

防災部局用図面

この図面は、現行の調査要領に基づいて調査し、作成したものです。図に表示されている場所以外においても、土砂災害が発生する可能性があるため、注意が必要です。

凡例

建設省所管	
土石流危険渓流	K521-01 危険渓流番号 (平成2～4年度調査)
地すべり危険箇所	K521-01 危険箇所番号 (平成10年度調査)
急傾斜地崩壊危険箇所	K521-01(S) 危険箇所番号(自然) K521-01(L) 危険箇所番号(人工) (平成9年度調査)
林野庁所管	
崩壊土砂流出危険地区	R521-0001 危険地区番号 (平成7～8年度調査)
地すべり危険地区	R521-0001 危険地区番号 (平成7～8年度調査)
山腹崩壊危険地区	R521-0001 危険地区番号 (平成7～8年度調査)
農林水産省構造改善局所管	
地すべり危険地	N 001(固) 地すべり防止区域番号 N 0001(固) 地すべり危険地番号 (平成8年度調査)

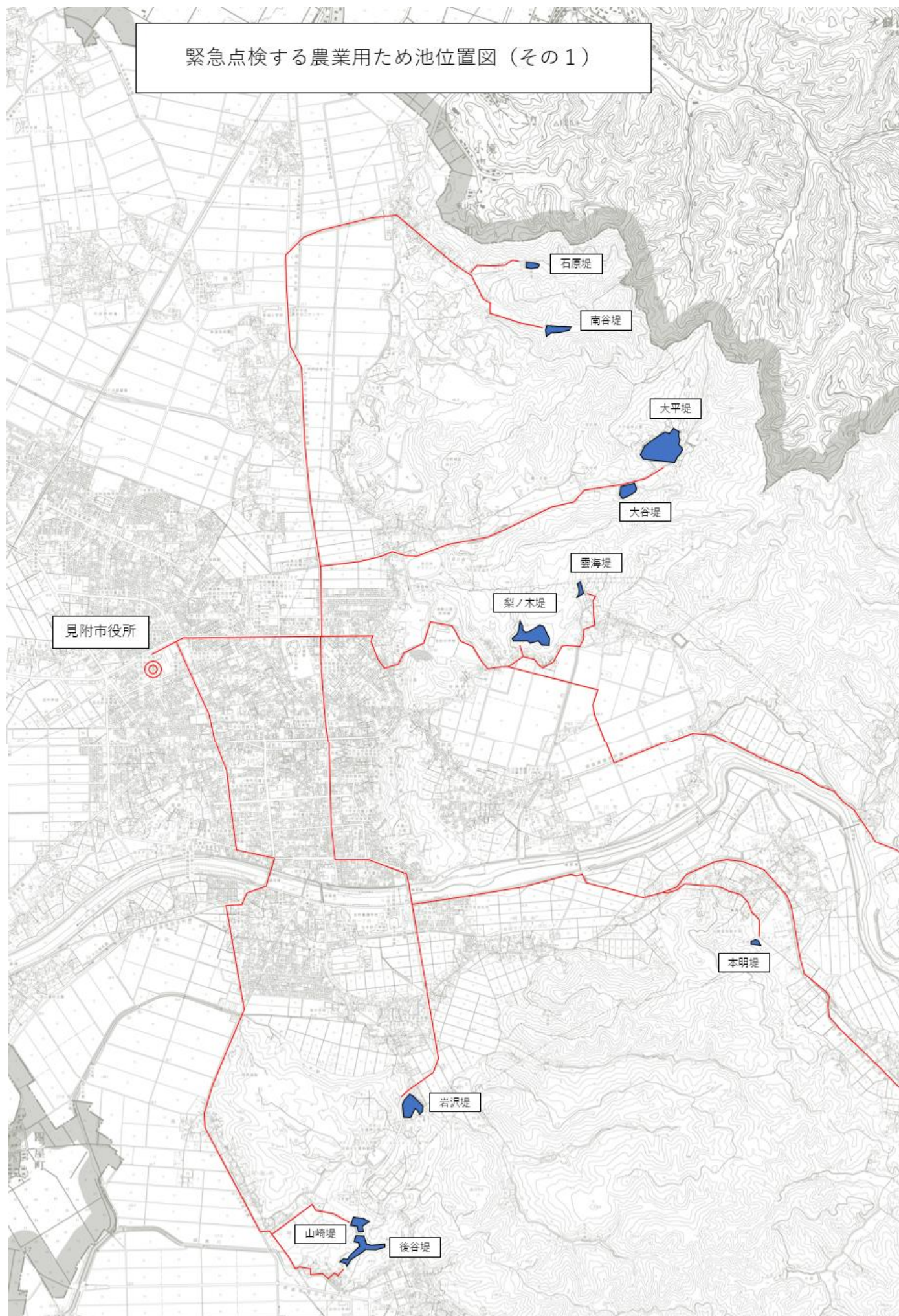
地すべりが発生し移動土砂が川を閉塞した場合は、この図面に示された範囲以外に、上流域には洪水による被害、下流域には洪水した水が氾濫し、土石流となり、被害を起こすことがあるため、注意が必要です。

見附市索引図

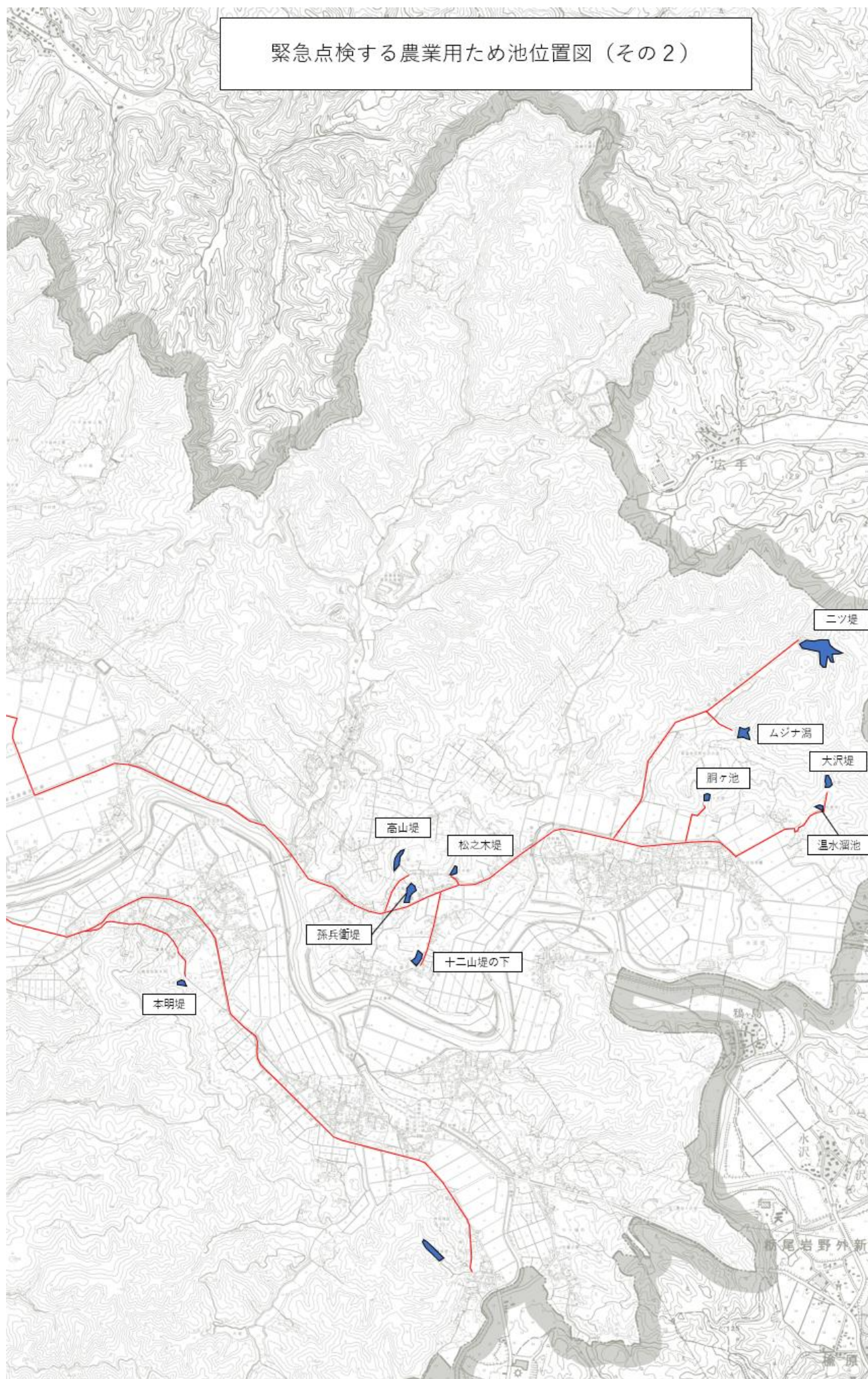


縮尺 1:10,000 X0.7
0 500m

緊急点検する農業用ため池位置図（その１）



緊急点検する農業用ため池位置図（その2）



長岡地域災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、別表に掲げる市町村（以下「協定市町村」という。）において災害が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に救援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- (2) 清掃活動
- (3) 上水道、下水道等の応急復旧活動
- (4) ボランティアのあっせん
- (5) 被災児童生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅のあっせん
- (7) その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

(応援要請)

第3条 応援を要請する市町村は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 物資等の品名、数量及び応援場所への経路
- (3) 応援の期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応援のために必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、業務に支障のない限り、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合で、応援の必要を認めたときは、協定市町村は要請を待たずに自主的に応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

(連絡責任者)

第6条 第3条の応援要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うため、各協定市町村に連絡責任者を置くものとする。

(その他)

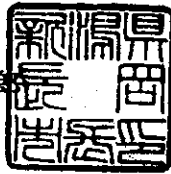
第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、協定市町村がそれぞれ記名押印の上、各自1通を所持する。

平成8年6月12日

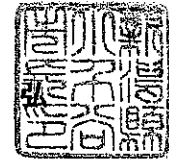
長岡市長

日浦 晴三郎



小千谷市長

小出



見附市長

大塩 満雄



栃尾市長

杵淵



中之島町長

樋山 榮男



越路町長

水島 昭



三島町長

河内 忠彦



与板町長

平澤 甚九郎



和島村長

久須美 逸郎



出雲崎町長

小林 則幸



山古志村長

酒井 省吾



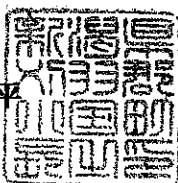
川口町長

青柳 弘



小国町長

牧野 功平



別表（災害時相互応援協定市町村）

長岡市 三島町	小千谷市 与板町	見附市 和島村	栃尾市 出雲崎町	中之島町 山古志村	越路町 川口町
------------	-------------	------------	-------------	--------------	------------

村上市、見附市、妙高市 災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条に基づき、村上市（以下「甲」という。）、見附市（以下「乙」という。）、妙高市（以下「丙」という。）間で、相互応援を実施するため必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 災害救援ボランティアのあっせん
- (6) 避難が必要な被災者の受入れ
- (7) 市役所の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、被災した市からの要請があった事項

(要請)

第3条 被災した市が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号にかかげる応援を要請する場合は、物資、車輛、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、職員の種類及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要な事項

(業務)

第4条 前項の規定による要請を受けた市は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除き原則として被災した市が負担するものとする。

- 2 被災した市が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災した市から要請があった場合は、応援を実施した市は当該費用を一時繰り替え支弁するものとする。

(連絡担当者)

第6条 甲、乙及び丙は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

(情報の交換)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以降についても同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙丙協議して定めるものとする。

平成8年8月30日締結の村上市、見附市、新井市災害時相互応援協定については、本協定の締結をもって廃止する。

この協定を証するため本協定書3通を作成し甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月30日

甲 新潟県村上市長

大滝 幸正



乙 新潟県見附市長

久住 時男



丙 新潟県妙高市長

入村 明



見附市、入善町災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策に万全を期するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、新潟県見附市（以下「甲」という。）及び富山県入善町（以下「乙」という。）の間で、相互応援を実施するため必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 災害救援ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災した市町からの要請があった事項

(要請)

第3条 被災した市町が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合は、物資、車輛、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要な事項

(業務)

第4条 前条の規定による要請を受けた市町は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡担当者)

第6条 甲及び乙は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

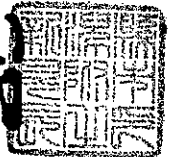
第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年7月23日

甲 新潟県見附市長

久住時男



乙 富山県入善町長

米澤政明



見附市、伊達市災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期すため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条に基づき、新潟県見附市（以下「甲」という。）、福島県伊達市（以下「乙」という。）の間に、相互応援を実施するため必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 災害救援ボランティアのあっせん
- (6) 避難が必要な被災者の受入れ
- (7) 市役所の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、被災した市からの要請があった事項

(要請)

第3条 被災した市が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号にかかげる応援を要請する場合は、物資、車輛、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、職員の種類及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要な事項

(業務)

第4条 前項の規定による要請を受けた市は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除き原則として被災した市が負担するものとする。

2 被災した市が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災した市から要請があった場合は、応援を実施した市は当該費用を一時繰り替え支弁するものとする。

(連絡担当者)

第6条 甲及び乙は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以降についても同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月28日

甲 新潟県見附市長

久保 時男



乙 福島県伊達市長

仁志 田昇司



見附市・渋川市災害時相互応援協定書

新潟県見附市と群馬県渋川市（以下「協定市」という。）とは、地震等の大規模災害（以下「災害」という。）発生時において、被害を受けた市の応急対策及び復旧活動（以下「応急対策等」という。）が円滑に遂行されるよう、相互応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条に基づき、協定市のいずれかの区域内において災害が発生した場合、応急対策等の万全を期するため、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- （3）被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- （4）救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （5）災害救援ボランティアのあっせん
- （6）避難が必要な被災者の受入れ
- （7）市役所の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- （8）前各号に掲げるもののほか、被災した市からの要請があった事項

（要請）

第3条 被災した市が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号にかかげる応援を要請する場合は、物資、車輛、資機材等の種類、品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、職員の種類及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援期間
- （6）その他必要な事項

(業務)

第4条 前条の規定による要請を受けた市は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除き原則として被災した市が負担するものとする。

2 被災した市が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災した市から要請があった場合は、応援を実施した市は当該費用を一時繰り替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第6条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市が負担するものとする。ただし、被災した市において応急治療する場合の治療費は、被災した市が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災した市への往復途中において生じたものを除き、被災した市がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡担当者)

第7条 協定市は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

(情報の交換)

第8条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに協定市のいずれからも申し出がないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以降についても同様とする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、協定市長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 5月 8日

新潟県見附市長

久住 昭男



群馬県渋川市長

阿久津 貞彦



見附市・田川市災害時相互応援協定書

新潟県見附市と福岡県田川市（以下「協定市」という。）は、災害時における相互応援協定に関し、次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの区域内において災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害発生時」という。）に同法第67条第1項の規定に基づき、被災した協定市の要請に対し、応急対策及び復旧対策が円滑かつ迅速に行われるよう、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援活動及び救助活動に必要な車両の提供
- (3) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (4) 救援、医療、防疫及び応急復旧等の実施に必要な職員の派遣
- (5) 災害救援ボランティアのあつせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請のあった事項

（応援の要請の手続）

第3条 応援を要する市（以下「要請市」という。）は、次の事項を明らかにし、災害発生時応援要請書（別記様式）により応援の要請をするものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により口頭で要請し、後日、災害発生時応援要請書を送付することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合は、必要な物資、車両、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、必要な職員の種類及び人員
- (4) 応援を要する場所及び当該場所までの経路
- (5) 応援の予定期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請市が必要とする事項

(応援の実施)

第4条 前条の規定による要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、特別な事情がある場合を除き、これに応じるものとする。

2 協定市は、災害発生時において、緊急に応援することが必要であると認められるときは、要請によらず応援をすることができるものとする。

3 協定市は、前項の規定による応援を開始したときは、速やかに応援の内容等を被災地に連絡するものとする。

(応援に要した経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除き、要請市が負担するものとする。

2 要請市に前項の費用を支弁する時間的余裕がなく、かつ、要請市から応援市にその旨の申出があった場合は、応援市は当該費用を立て替えて支弁することができる。

3 前条第2項に規定する応援に要した経費の負担については、協定市が協議して定める。

(災害補償等)

第6条 応援市が派遣した職員が要請市の業務又は通勤により負傷した場合、疾病にかかった場合又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市が負担するものとする。ただし、要請市において応急に治療する場合の治療費は、要請市が負担するものとする。

2 応援市が派遣した職員が、要請市の業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、応援市から要請市への往復途中において生じたものを除き、要請市がその賠償の責務を負うものとする。

(情報の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑かつ迅速に行われるよう、あらかじめ連絡担当者を定め、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年間とする。ただし、期間終了の1か月前までに協定市のいずれからも申出がないときには、更に3年間協定を更新するものとし、以降についても同様とする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月26日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

代表者 見附市長

久保 将男



福岡県田川市中央町1番1号

田川市

代表者 田川市長

二場 公人



(空白)



大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の2の規定に基づき、一の市町村では対応困難な大規模災害が発生した場合において、県内被災市町村からの要請及び「被災市区町村応援職員確保システム（平成30年3月23日施行）」による決定連絡等により、新潟県（以下「県」という。）と新潟県内市町村とが「チームにいがた」として連携して実施する被災市町村への人的応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において使用する次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害
- (2) 大規模災害 震度6弱以上の地震又はそれに相当する大規模な災害
- (3) 市町村 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第2項に定める普通地方公共団体である市町村及び第3項に定める特別地方公共団体である特別区
- (4) 応援 被災市町村への人的応援
- (5) チームにいがた 被災市町村を応援する際の県と県内市町村との連携体
- (6) 国要綱 「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」
- (7) 対口支援団体 前号の要綱に定める団体
- (8) 独自申出による応援 被災市町村を域内に含む都道府県からの特段の要請により実施する応援

(応援対象業務)

第3条 県内の市町村が被災した場合は、原則として本協定以外の仕組み等において応援対象とならない業務のうち当該市町村が必要とする業務を「チームにいがた」による応援対象とする。

- 2 県外の市町村が被災し、対口支援団体として「チームにいがた」による応援を実施する場合は、国要綱に基づく調整により応援が必要とされた業務を対象とする。
- 3 独自申出に対する「チームにいがた」による応援は、要請のあった業務を対象とする。

(先遣隊の派遣)

第4条 県は、県内市町村において大規模災害が発生した場合、被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、当該市町村に先遣隊を派遣する。

- 2 県は、県外市町村において大規模災害が発生し、独自申出による応援に先立ち必要がある場合は、県外被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、先遣隊を派遣する。

(応援要請等)

第5条 県内の市町村は、自らの市町村域において対応困難な大規模災害が発生し、「チームにいがた」の応援が必要となった場合は、先遣隊と調整の上、県に対して応援を要請するものとする。

2 県外被災市町村への応援は、国要綱に基づく対口支援団体としての決定連絡又は県外被災市町村を域内に含む都道府県から特段の要請があった場合とする。

(応援の調整)

第6条 前条により応援要請等があった場合は、県は速やかに県職員の派遣調整を行うとともに県内市町村に対して「チームにいがた」への参加を依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた県内市町村は、「チームにいがた」への参加の可否を県に回答するものとする。

3 前項の回答を受け、県は「チームにいがた」の応援計画を調整し、その結果を県内市町村等に連絡するものとする。

(応援の実施)

第7条 前条の調整後、県と県内市町村は、それぞれただちに被災市町村へ職員を派遣し、派遣された職員は「チームにいがた」として応援を実施するものとする。

(応援期間)

第8条 「チームにいがた」による応援は、原則として大規模災害発生から1月程度を目途とする。ただし、業務の進捗状況等により特に必要と認められる場合は、被災市町村等と県が調整した上で期間を延長することができるものとする。

2 前項により期間が延長される場合、再度第6条に定める調整を行うものとする。

(職員の派遣期間)

第9条 「チームにいがた」に参加する職員の派遣期間は各1月未満とする。

2 職員の派遣期間の決定に当たっては応援の継続性に配慮するものとする。

(県の役割)

第10条 県は、「チームにいがた」による応援が円滑に実施できるよう、先遣隊をはじめとした職員の派遣、被災地に関する情報の収集及び「チームにいがた」の応援調整等に努めるものとする。

(市町村の役割)

第11条 県内市町村は、第6条第1項による依頼があった場合は「チームにいがた」への参加を検討するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第 12 条 県内被災市町村への応援に要した経費は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)等に基づく支弁を受けた場合等を除き、「チームにいがた」に参加した県及び県内市町村がそれぞれ負担するものとする。

2 対口支援団体等として県外被災市町村への応援を実施した場合に要した経費の負担は、国要綱等の定めによるものとする。

(平時の取組)

第 13 条 県と県内市町村は、被災市町村に対する円滑な応援の実施に向け、平時から必要な取組を行うものとする。

(受援担当)

第 14 条 県内市町村は、大規模災害発生時に第 4 条第 1 項に基づいて派遣される先遣隊との調整等を行うため、平時から受援担当を決定し県及び県内市町村と共有するものとする。

(他の協定との関係)

第 15 条 この協定は、県及び県内市町村が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(協議事項)

第 16 条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、県及び県内市町村がその都度協議して定めるものとする。

(その他)

第 17 条 この協定の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1 この協定は平成 31 年 3 月 11 日から適用する。

2 この協定の成立は、県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

(空白)

○

○

災害時におけるガス水道施設の応急復旧に関する協定書

8-8

見附市（以下「甲」という。）と見附管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時におけるガス水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害の発生時においてガス水道施設を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施するガス水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害の発生時において実施するガス水道施設の応急復旧（甲が、他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に、乙の応援が必要であるときは、乙に対して応急復旧の応援を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材について、乙に連絡することにより行うものとする。

（応 援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立の上、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の組合員の従業員は、甲の職員の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した組合員を集約の上、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第6条 応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、罹患し、又は死亡した場合は、

乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者及びその代理者をあらかじめ定め、相互に報告するものとする。

2 前項に規定する連絡責任者及びその代理者を変更したときは、速やかに報告するものとする。

(報告事項)

第8条 乙は、この協定による応急復旧に出動させることができる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

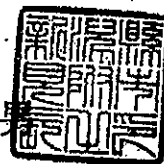
第10条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 15 年 9 月 / 日

見附市

甲 見附市長 久住時男



乙

新潟県見附市市野坪町275番地
見附管工事業協同組合

理事長 清水久男



災害時の緊急情報放送に関する協定書

見附市長(以下「甲」という。)と株式会社エフエムラジオ新潟(以下「乙」という。)は、災害時の緊急情報放送について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、見附市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、見附市民に迅速に災害情報及び防災情報を周知することにより被害の軽減を図り、もつて見附市民の安全確保に寄与することを目的とし、また、新潟県民に見附市の状況を正確かつ迅速に周知することも併せてその目的とする。

(定義)

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1)「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪、土砂崩れ、地滑りその他異常な自然現象又は大規模な火災、事故等の非常の状態をいう。
- (2)「緊急情報放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の要請に基き乙の行う、臨時の災害の発生及び防災に関する放送をいう。

(緊急情報放送の要請)

第3条 甲は、住民への災害情報及び防災情報の伝達のために必要があると判断したときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対して緊急情報放送を行うことを要請するものとする。

- (1)緊急情報放送を要請する理由
- (2)緊急情報放送の内容
- (3)前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請があったときは、放送の形式とその内容、時刻及び送信系統を自ら決定し、緊急情報放送を行うものとする。

(災害情報の提供)

第5条 甲は、甲の要請により乙が緊急情報放送を行う場合においては、災害の規模、被害の状況、復旧の見通しその他の緊急情報放送に必要となる災害に関する情報を速やかに乙に提供するものとする。

(連絡責任者等)

第6条 緊急情報放送の要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

- 2 連絡責任者を置いた場合及び連絡責任者に変更のあった場合は、そのつど相互に連絡する。
- 3 甲と乙の連絡責任者は、必要に応じて連絡会議を持つ。
- 4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認める。

(緊急情報放送体制の解除)

第7条 甲又は乙が、緊急情報放送を実施するための体制を解除しても差し支えないと判断した場合は、互いに申入れを行い、双方合意のうえで文書をもって解除する。

(費用負担)

第8条 緊急情報放送の実施に当たり乙に必要となる費用の負担については、甲乙協議検討する。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議して定める。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙いずれからも解約その他の申出がない場合は、同一条件で協定期間を更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年10月7日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市長 久住 時 男



乙

新潟市幸西4丁目3番5号

株式会社 エフエムラジオ新潟

代表取締役社長 増村 勉

災害時における物資供給に関する基本協定

新潟県見附市(以下「甲」という。)とNPO法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり基本協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は地震・風水害その他の災害が発生し又は災害の発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して物資を、迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名と数量・規格等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2. 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。甲は、災害時において乙が災害物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定に基づき乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2. 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。ただし、乙が第4条に定めるすべての物資を取扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、甲と乙は、本協定書2通を作成し、双方記名捺印の上各1通を保有する。

平成18年2月27日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号
甲 新潟県見附市長 久住 時男

新潟県新潟市清水4501番地1
乙 NPO法人コメリ災害対策センタ
理事長 捧 賢一

1. 災害時における対応可能な物資

大分類	主な品種
資材・機材等	発電機、水中ポンプ、エンジンポンプ、バキュームクリーナー、誘導灯、投光器、作業灯、ハロゲンライト、電エドラム、延長コード、パール、ヘルメット、防塵マスク、釘、針金、コースレッド、波板、塩ビパイプ、雨どい、単管パイプ、合板、2×4材、タルキ、杭呑、セメント、ブルーシート、ロープ、ガムテープ、布テープ、シール材、コーキング材、一輪車、台車、脚立、梯子、防風ネット、ダンボール箱
衣類等	軍手、ゴム手袋、長靴、雨合羽、ポケットコート、作業衣料(ズボン、ジャンパー)、下着(シャツ、パンツ、靴下)、Tシャツ、タオル、バスタオル、サンダル、スリッパ、リュック、ビニールかさ
日用品等	割箸、使捨て食器類、鍋、やかん、ナイフ、缶きり、お玉、しゃもじ、食器、ザル、ボール、ゴム手袋、ゴミ袋、たわし、ラップ、ホイール、食器洗剤、住居洗剤、トイレ洗剤、トイレトーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、生理用品、紙おむつ、マスク、哺乳瓶、救急絆創膏、シャンプー、リンス、石鹸、歯磨き、歯ブラシ、ひげそり、バケツ、ホーキ、モップ、ブラシ、雑巾、チリトリ、洗車ブラシ、使い捨てライター、ローソク、マッチ、カイロ、蚊取り、殺虫剤、文房具、筆記用具、ホイッスル、インスタントカメラ
冷暖房機器等	石油ストーブ、灯油ポリ缶、灯油ポンプ、木炭コンロ、練炭コンロ、木炭、練炭、灯油、扇風機、ガソリン携行缶、水ポリ缶、コック付水缶
電気用品等	懐中電灯、ランタン、乾電池、ポケットラジオ、携帯用充電器、カセットコンロ、カセットボンベ、ガステーブル、炊飯器、ポット、延長コード、タップ
寝具・収納等	毛布、布団、枕、システム畳、カーペット、ゴザ、マット、寝袋・テント、キャンピングマット、ゴムボート、衣装ケース、収納ケース
トイレ関係等	ポータブルトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、車内トイレ
外回り関係	スコップ、竹ホーキ、レーキ、PC杓柄、清掃器、土のう袋、消石灰、ホースリール、ノズル、噴霧器、ジョーロ
その他ホームセンター取扱い商品	

(空白)



災害時の応援業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、見附市地域防災計画に基づき、見附市役所が見附建設業協同組合に対し、見附市地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する要請をするときの必要な事項について定めるものとする。

(応援要請の窓口)

第2条 見附市（以下「甲」という。）及び見附建設業協同組合（以下「乙」という。）は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- (1) 災害対策用資材の提供及び斡旋
- (2) 見附市管理公共土木施設等の被災状況の調査
- (3) 見附市管理公共土木施設等における障害物の除去
- (4) 施設被害の応急対策工事
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

(応援要請の種類)

第4条 甲は次の事項を明らかにして、とりあえず口頭または電話により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の状況
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が業務に要した費用は適正な基準に基づき、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施にともない損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行なわれるよう随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 連絡担当者及び補助者の職、氏名ならびに連絡方法等
- (3) 災害対策用資機材の備蓄および保有の状況
- (4) その他必要事項

(その他)

第8条 この協定に定めない事項で特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成18年6月 日から適用する。

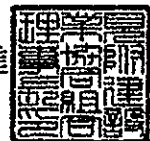
この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成18年6月15日

甲 見附市長 久住 時



乙 見附建設業協同組合
理事長 笹原 進



災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と 有限会社 あおぞら （以下「乙」という。）
とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- （2）「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

（甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）被災した要援護者の緊急受入れ要請
- （2）要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- （3）その他災害対策上必要な事項の要請

（乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- （2）その他災害対策上必要な事項の要請

（要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

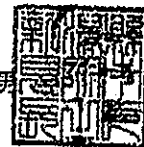
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年12月 / 日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時男



乙

新潟県見附市庄川町852-1

有限会社 あおぞら

代表取締役 柳澤 敏郎

電話(0258)62-5505



災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と 株式会社生活サポーターふるまい （以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- （2）「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

（甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）被災した要援護者の緊急受入れ要請
- （2）要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- （3）その他災害対策上必要な事項の要請

（乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- （2）その他災害対策上必要な事項の要請

（要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 2 年 / 2 月 / 日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見 附 市

見 附 市 長

久 住

時 果



乙 新潟県見附市本所1丁目25番52号

株式会社生活サポーターふるまい

代表取締役

柳澤秀樹



災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と株式会社虹祐（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行うことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。
- （2）「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

（甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生により必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）被災した要援護者の緊急受入れ要請
- （2）要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- （3）その他災害対策上必要な事項の要請

（乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- （2）その他災害対策上必要な事項の要請

（要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

（甲及び乙の責務）

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年6月13日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市長 久住 時 春



乙 見附市名木野町2870番地2

株式会社 虹 祐

代表取締役 笹 原 進



災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と 特別養護老人ホーム フローラ 以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。
- (2) 「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

（甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生により必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 被災した要援護者の緊急受入れ要請
- (2) 要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- (3) その他、災害対策上必要な事項の要請

（乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- (1) 甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- (2) その他災害対策上必要な事項の要請

（要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

（甲及び乙の責務）

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年5月4日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号
見附市長 久住 時



乙 新潟県見附市新幸町7番9号
社会福祉法人 見附福祉会
特別養護老人ホーム フロー
施設長 若井 和



災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と ~~社会福祉~~ 見附市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- （2）「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

（甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）被災した要援護者の緊急受入れ要請
- （2）要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- （3）その他災害対策上必要な事項の要請

（乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- （2）その他災害対策上必要な事項の要請

（要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

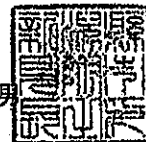
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 2 年 12 月 / 日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見 附 市

見 附 市 長 久 住 時 男



見附市学校町2丁目13番30号

乙

社会福祉法人見附市社会福祉協議会

会 長 大 原 敬 之 助



災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と 見附市介護老人保健施設ケアプラザ見附（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- （2）「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

（甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）被災した要援護者の緊急受入れ要請
- （2）要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- （3）その他災害対策上必要な事項の要請

（乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- （2）その他災害対策上必要な事項の要請

（要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

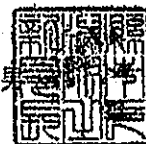
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 2 年 12 月 / 日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見 附 市

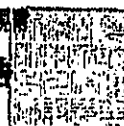
見 附 市 長 久 住 時 男



乙 新潟県見附市学校町2丁目13番30号

見附市介護老人保健施設ケアプラザ見附

施設長 遠 間 浩



災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と**社会福祉法人 見 附 福 祉 会**（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- （2）「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

（甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）被災した要援護者の緊急受入れ要請
- （2）要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- （3）その他災害対策上必要な事項の要請

（乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- （2）その他災害対策上必要な事項の要請

（要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

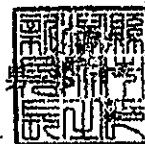
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年11月5日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時



乙 新潟県見附市学校町2丁目13番31号

社会福祉法人 見附福祉会

理事長 清水 慶



災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人人と緑の大地（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- （2）「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

（甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）被災した要援護者の緊急受入れ要請
- （2）要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- （3）その他災害対策上必要な事項の要請

（乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- （2）その他災害対策上必要な事項の要請

（要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 2 年 / 1 月 / 日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見 附 市

見 附 市 長 久 住 時 男

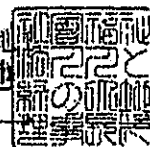


乙

新潟県見附市田井町1715番地

社会福祉法人 人と緑の大地

理事長 笹 原 進



災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

公益社団法人新潟県看護協会
訪問看護ステーションみつけ

見附市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。
- （2）「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

（甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）被災した要援護者の緊急受入れ要請
- （2）要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- （3）その他災害対策上必要な事項の要請

（乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- （2）その他災害対策上必要な事項の要請

（要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年11月17日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時男

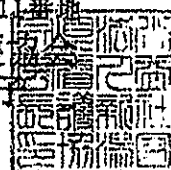


乙

新潟市中央区川岸町2丁目11番地

公益社団法人新潟県看護協会

会長 斎藤 有子



災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 ウエルネス （以下「乙」という。）
とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- （2）「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

（甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）被災した要援護者の緊急受入れ要請
- （2）要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- （3）その他災害対策上必要な事項の要請

（乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- （2）その他災害対策上必要な事項の要請

（要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 2 年 / 2 月 / 日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見 附 市

見 附 市 長 久 住 時 男



〒954-0051 新潟県見附市本所1-25-70

乙

社会福祉法人ウエルネス
理事長 佐野 守利



災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 悠 游 （以下「乙」という。）
とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- （2）「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

（甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）被災した要援護者の緊急受入れ要請
- （2）要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- （3）その他災害対策上必要な事項の要請

（乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- （2）その他災害対策上必要な事項の要請

（要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の資務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 1 年 12 月 1 日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見 附 市

見 附 市 長 久 住 時 東



〒954-0111 新潟県見附市今町5-17-19

乙

社会福祉法人 悠 游
理事長 太 田 雪 子



災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と 株式会社 クレアメディコ（以下「乙」という。）
とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- （2）「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

（甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）被災した要援護者の緊急受入れ要請
- （2）要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- （3）その他災害対策上必要な事項の要請

（乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- （2）その他災害対策上必要な事項の要請

（要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本誓2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月23日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時男



新潟県長岡市緑町1丁目38番地283

株式会社クレアメディコ

代表取締役 岡本 恒夫

乙



災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と 株式会社ワールドステイ（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- （2）「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

（甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）被災した要援護者の緊急受入れ要請
- （2）要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- （3）その他災害対策上必要な事項の要請

（乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- （2）その他災害対策上必要な事項の要請

（要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。



(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

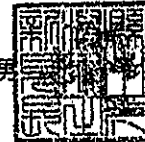
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年9月6日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時男



〒826-0831 栃木県足利市堀込町2462番地1

株式会社ワールドステ

代表取締役 岡田 隆



災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と **株式会社 こままち**（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- （2）「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

（甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）被災した要援護者の緊急受入れ要請
- （2）要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- （3）その他災害対策上必要な事項の要請

（乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- （2）その他災害対策上必要な事項の要請

（要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月19日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見 附 市

見 附 市 長 久 住 時 男



乙 新潟県見附市市野坪町1230-2
トミサビル東側3F

株式会社 こ ま ち

代表取締役 大 滝 多 門



災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と **有限会社たんぽぽ**（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- （2）「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

（甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）被災した要援護者の緊急受入れ要請
- （2）要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- （3）その他災害対策上必要な事項の要請

（乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- （2）その他災害対策上必要な事項の要請

（要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

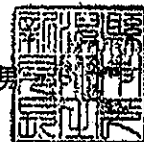
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 3年 3月 24日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見 附 市

見 附 市 長 久 住 時 男



乙 〒954-0052 新潟県見附市学校町2丁目1番58号

有限会社 たんぽぽ
代表取締役 若杉尚子



災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と 株式会社ニマト リタイアメント・コミュニティ（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- （2）「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

（甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）被災した要援護者の緊急受入れ要請
- （2）要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- （3）その他災害対策上必要な事項の要請

（乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- （2）その他災害対策上必要な事項の要請

（要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月31日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時男



東京都港区北青山二丁目7番13号
プラセオ青山ビル

株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ

代表取締役 中川 清彦



災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と株式会社 東日本福祉経営サービス（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- （2）「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

（甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）被災した要援護者の緊急受入れ要請
- （2）要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- （3）その他災害対策上必要な事項の要請

（乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- （2）その他災害対策上必要な事項の要請

（要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月25日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時男



乙 新潟県新潟市江南区下早通柳田 2-2-17
株式会社 東日本福祉経営サービス
代表取締役 五十嵐 豊



災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と、株式会社 みつけタクシ（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受け入れなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に、甲と乙が相互に援助協力することで避難救護活動を円滑に行なうことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
- （2）「要援護者」とは、災害により救護が必要な高齢者及び障害者等をいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、乙が運営する見附市内の介護保険施設、短期入所施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護施設等とする。

（甲の協力要請）

第4条 甲は、災害の発生による必要があると認めるときは、乙に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）被災した要援護者の緊急受入れ要請
- （2）要援護者が避難する際に乙が運営する施設への移送の要請
- （3）その他災害対策上必要な事項の要請

（乙の協力要請）

第5条 乙は、災害の発生により必要があると認めるときは、甲に対し次の要請を行なうことができる。

- （1）甲の要請に基づき受け入れた要援護者の介護に必要な物資の供給又は人員の派遣要請
- （2）その他災害対策上必要な事項の要請

（要請の方法）

第6条 甲・乙が前2条の要請を行なう場合、原則として文書により行なう。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲及び乙は要請があった場合、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(受入れ期間)

第8条 第4条の規定により、甲が乙に対し緊急受け入れを要請する場合の受け入れ期間は、原則として30日以内とする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

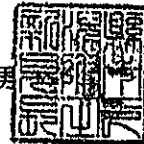
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月17日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時男



乙

新潟県見附市栄校町1丁目8番50号
株式会社 みつり多クシー
代表取締役 江田 茂



災害時の応援業務に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、見附市が社団法人新潟県農業土木技術協会に対し、見附市の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの必要な事項について定める。

(応援要請の窓口)

第2条 見附市長（以下「甲」という。）及び社団法人新潟県農業土木技術協会理事長（以下「乙」という。）は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- (1) 管内の農地・農業用施設等の被災状況の調査
- (2) 管内の農地・農業用施設等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

(応援要請)

第4条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることが出来る。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に送付しなければならない。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

(協 力)

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の会員を動員する。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙の会員が応援業務に要した費用は甲が負担する。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協議に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換する。

- (1) 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (2) その他必要事項

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は平成20年8月8日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年8月8日

甲 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号
見附市長 久住 時男



乙 新潟県新潟市中央区東大通1丁目7番10号
新潟セントラルビル4階
社団法人 新潟県農業土木技術協会
理事長 新保 仁



災害時における見附市と郵便事業株式会社見附支店の 協力に関する協定書

見附市（以下「甲」という）、郵便事業株式会社見附支店（以下「乙」という）は、見附市の地域内に発生した地震その他災害時において、甲、乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲、乙は、見附市の地域内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱および救護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- （2）収集した被災住民の避難先情報等の提供
- （3）郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供
- （4）避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- （5）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲、乙は、前条の規定による要請を受けた時は、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 前2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ協力要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

- 2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙両者が協議のうえ、負担すべき額を決定する

（見附市災害対策本部への参加）

第5条 甲は、乙に対して見附市災害対策本部への職員の派遣を要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲、乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災会議への参加）

第7条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が開催する防災会議に出席する。

(防災訓練への参加)

第8条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が行う防災訓練に参加する。

(情報の交換)

第9条 甲、乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡担当者)

第10条 甲、乙は、協力に関する事項の連絡の円滑を図るため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して生じた疑義については、甲乙両者が協議のうえ決定する。

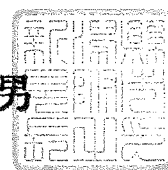
(有効期間)

第12条 本協定は調印の日から施行し、甲または乙が文書をもって終了しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

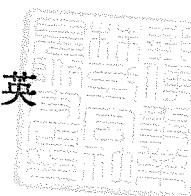
平成20年 / 〇月 / 日

甲 見附市長 久住 時 男



乙 郵便事業株式会社
見附支店

支店長 渡 辺 好 英



災害時の応援業務に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、見附市地域防災計画に基づき、見附市（以下「甲」という。）と社団法人新潟県測量設計業協会（以下「乙」という。）との災害時における協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 甲は見附市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対策について、必要があると認めるときは、乙に対して応援要請することができるものとする。

(要請に対する措置)

第3条 乙は前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の職員の指示に基づき、次の各号に掲げる災害応急対策について協力するものとする。

- (1) 市管理公共土木施設等の被災状況の調査
- (2) 市管理公共土木施設被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

(協力体制の整備改善)

第4条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、会員相互の連絡網、情報収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

(要請手続)

第5条 甲は、第2条の規定に基づく要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話等により当該要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 必要な協力の内容
- (2) 業務の実施する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要請に必要な事項

(費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙が災害応急対策の応援に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来たさないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関して必要な事項は、甲乙担当者が別途協議して定めるものとする。

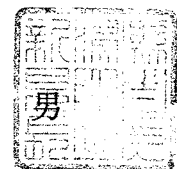
(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、平成20年10月30日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方から、この協定を延長しない旨の意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し双方押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年10月30日

甲 見附市昭和町 2-1-1
見附市長 久 住 時



乙 新潟市中央区白山浦 1-621-22
社団法人新潟県測量設計業協会
会 長 古 川 征 夫



災害時の応援業務に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、見附市地域防災計画に基づき、見附市（以下「甲」という。）と
社団法人建設コンサルタント協会北陸支部（以下「乙」という。）との災害時に
おける協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 甲は、見附市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行
う災害応急対策について、必要があると認めるときは、乙に対して応援要請す
ることができるものとする。

(要請に対する措置)

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の職員の
指示に基づき、次の各号に掲げる災害応急対策について協力するものとする。

- (1) 市管理公共土木施設等の被災状況の調査
- (2) 市管理公共土木施設被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

(協力体制の整備改善)

第4条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、会員相互の連絡網、情報収
集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

(要請手続)

第5条 甲は、第2条の規定に基づく要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を
明らかにし、口頭、電話等により当該要請を行い、後日速やかに文書を提出す
るものとする。

- (1) 必要な協力の内容
- (2) 業務を実施する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要請に必要な事項

(費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙の会員が災害応急対策の応援に要した費用は、甲が負担
するものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来たさないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関して必要な事項は、甲乙担当者が別途協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、平成20年11月17日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方からの意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し双方押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年11月17日

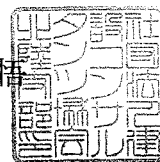
甲 見附市

見附市長 久住 時 男



乙 社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部

支部長 花市 顕 博



災害時の協力に関する協定書

見附市（以下「甲」と言う。）と東北電力株式会社長岡営業所（以下「乙」と言う。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活を維持し、その安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

（甲の災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は甲からの要請を待つことなく、必要に応じ甲が設置した災害対策本部に社員を派遣するものとする。

2 前項の規定により派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を行うものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧にあたり、電源車等の復旧設備の使用については、乙の判断によるものとする。

3 乙の地中線に被害が発生した場合、甲の道路敷等に仮設の電柱を建柱し早期復旧を図るものとする。

（電力復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

(協議)

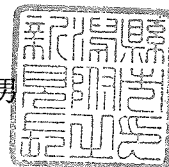
第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 22年 8 月 5 日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市長 久 住 時 男



乙 長岡市城内町3丁目1番地

東北電力株式会社

長岡営業所長 砂子田 智



災害時におけるL P ガス供給に関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と社団法人新潟県エルピーガス協会長岡支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるL P ガスの供給に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し又は災害の発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、L P ガスの調達及び安定供給の協力に関する事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（L P ガス供給の協力要請）

第3条 災害時において甲がL P ガスを必要としたときは、甲は乙に対し、L P ガスの供給について要請することができる。

（L P ガス供給の確保）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、L P ガスの供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

（L P ガスの供給）

第5条 甲が乙に要請する災害時のL P ガスは、被害の状況に応じ、乙が供給することとする。

（L P ガス供給の要請手続等）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(対価及び費用)

第7条 第2条及び第3条の規定により、乙が供給したLPガスの対価については甲が負担するものとする。

(指定避難所一覧の提出)

第8条 この協定の実施に際し、災害時に効率よく、且つ迅速にLPガス供給ができるよう、甲は乙に対し、当該地域の指定避難所の一覧を提出するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項、又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し各自記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成23年 1月11日

甲 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

見附市長 久住 時男



乙 新潟県長岡市寺泊片町7761番地

社団法人新潟県エルピーガス協会 長岡支部

支部長 解良 徳三郎



災害時の情報交換に関する協定

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と、見附市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、見附市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 見附市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 見附市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲又は乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（河川・ダム・砂防・道路・公園・下水道等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年 3月 1日

甲) 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1

新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省

北陸地方整備局長

前川 秀和



乙) 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市長

久住 時男



災害時における物資供給に関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（供給物資）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資は、乙が取り扱いする調達可能な物資とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

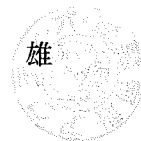
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年 7月 1日

甲 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号
見附市
見附市長 久住時男



乙 東京都中央区日本橋3丁目12番2号
株式会社 アクティオ
代表取締役 小沼光雄



災害時における緊急情報放送に関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と長岡移動電話システム株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急情報放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、本市域に密着した緊急の放送を通じて、迅速に災害情報および防災情報を周知することにより被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雨その他異常な自然現象または大規模な火災などの非常の状態をいう。
- （2）「緊急情報放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき、乙の行う臨時の災害の発生および防災に関する報道をいう。

（緊急情報の実施）

第3条 甲は、必要があると判断したときには、乙に対し、緊急情報放送の実施を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書による

3 乙は、甲の要請に基づき、速やかに緊急情報放送を行うものとする。

（緊急情報放送の内容）

第4条 甲は、緊急情報放送の内容を決定する場合は、住民ニーズを的確に反映させたものとするよう努めなければならない。

2 乙は、緊急情報放送を行う場合は、地域に密着したコミュニティー放送局としての理念に基づき放送を行うよう努めなければならない。

（費用の負担）

第5条 乙は、緊急放送に要する費用を甲に請求しない。ただし、長期間に及ぶ場合は別途協議するものとする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項および疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議し定めるものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙いずれからも解約その他の申し出がない場合は、同一条件で協定期間をさらに1年間延長できるものとし、以後この例による。

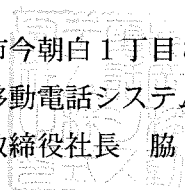
この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年4月1日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号
見附市長 久住 時 男



乙 長岡市今朝白1丁目8番18号
長岡移動電話システム株式会社
代表取締役社長 脇 屋 雄 介



災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と株式会社ひまわり食品（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の大規模災害時（以下「災害時」という。）に必要な食糧等物資（以下「食糧等」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、市民の生命、身体及び財産を守るため、食糧等の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、食糧等を必要とする場合は、乙に対し食糧等の供給を要請することができるものとする。

- （1）市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）前号に加えて、災害が広域的なものであり、市域外の災害救助のため、県又は他市町村から食糧等の調達の斡旋を要請された場合
- （3）その他市長が特に必要と認めた場合

2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する猶予がない場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、食糧等の優先的な供給及び運搬に努めるものとする。

（供給対象食糧等の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する食糧等の範囲は、乙の取り扱っている商品とする。

（食糧等の引渡し）

第5条 食糧等の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が内容及び数量等を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

2 食糧等の引渡し場所までの運搬は、乙及び乙の指定する者が行うものとする。
なお、必要に応じて乙は甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

3 乙は甲に対する食糧等の引渡し完了したときは、その設置状況等について、甲へ文書をもって報告するものとする。

（食糧等の価格）

第6条 食糧等の取引価格は、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議のうえ、速やかに決定するものとする。

（代価及び費用の負担）

第7条 第2条の規定により乙が供給した食糧等の代価及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(代価及び費用の支払い)

第8条 前条の規定による代価及び費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに代価及び費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は防災協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 3 月 / 日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号
甲 新潟県見附市
見附市長 久住 時男

乙 新潟県見附市新幸町2番8号
株式会社 ひまわり食品
代表取締役 高野と志子

災害時における緊急輸送協力に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と有限会社ひまわり観光（以下「乙」という。）は、地震、風水害及び原子力災害等の大規模災害時（以下「災害時」という。）における被災者等の避難輸送及び甲の救助計画に従事する者の移送（以下「緊急輸送」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、市民の生命、身体及び財産を守るため、緊急輸送に関する事項について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、緊急輸送を必要とする場合は、乙に対し緊急輸送の協力を要請することができるものとする。

- （1）市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）前号に加えて、災害が広域的なものであり、市域外の災害救助のため、県又は他市町村から緊急輸送の斡旋を要請された場合
- （3）その他市長が特に必要と認めた場合

2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する猶予がない場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

（緊急輸送の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力するよう努めるものとする。

（災害時の情報提供）

第4条 甲及び乙は、緊急輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（職員の同乗）

第5条 甲は、必要があると認めたときは、乙の輸送車両に甲の職員を同乗させるものとする。

（業務の報告）

第6条 乙は、第3条の規定による緊急輸送を実施したときは、当該業務の終了後速やかに甲へ報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条の規定により、乙が協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第8条 前条の規定による費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は防災協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

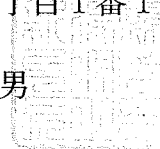
(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年3月1日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号
甲 新潟県見附市
見附市長 久住 時男



新潟県見附市今町7丁目12番1号
乙 有限会社ひまわり観光
代表取締役 岡部 高夫



災害時における畳の供給に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の大規模災害時（以下「災害時」という。）に必要な畳の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に応じ、乙が避難所等で使用する畳を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要な畳の数量、受領の日時及び場所等を明示し、乙に供給を要請するものとする。

- (1) 市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
 - (2) その他市長が特に必要と認めた場合
- 2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する猶予がない場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、畳の供給に努めるものとする。

- 2 次に掲げる作業については甲乙協議の上、協力して行うものとする。
- (1) 避難所等までの畳の輸送
 - (2) 利用後の畳の処理

（費用の負担）

第4条 乙が甲に供給する畳に係る費用は無償とし、その他畳の供給に当たり生じる費用は甲乙協議して定める。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。

- 2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（訓練への参加）

第7条 乙はこの協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月27日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

甲 新潟県見附市

見附市長

久住 啓典



神戸市兵庫区永沢町3丁目8番8号

乙 5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会

事務局長・発起人

前田 敏康



《見附市との連絡窓口》

有限会社 宮島豊産業

見附市新町3丁目1番42号

電話0258-62-1245 (連絡責任者 宮島一弘)

災害時における避難所物資等の供給協力に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と原山化成工業㈱（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の大規模災害時（以下「災害時」という。）に必要な避難所物資（発泡スチロール等）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に応じ、乙が避難所等で使用する発泡スチロール等の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、避難所開設の際に発泡スチロール等を必要とする場合は、乙に対し供給を要請することができるものとする。

- （1）市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）前号に加えて、災害が広域的なものであり、市域外の災害救助のため、県又は他市町村からを要請された場合
- （3）その他市長が特に必要と認めた場合

2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する猶予がない場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、発泡スチロール等の優先的な供給及び運搬に努めるものとする。

（供給対象の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する発泡スチロール等の範囲は、乙の取り扱っている商品とする。

（発泡スチロール等の引渡し）

第5条 引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が内容及び数量等を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

2 引渡し場所までの運搬は、乙及び乙の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて乙は甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

3 乙は甲に対する引渡し完了したときは、その設置状況等について、甲へ文書をもって報告するものとする。

（発泡スチロール等の価格）

第6条 取引価格は、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議のうえ、速やかに決定するものとする。

（代価及び費用の負担）

第7条 第2条の規定により乙が供給した代価及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(代価及び費用の支払い)

第8条 前条の規定による代価及び費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに代価及び費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙はこの協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。

2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

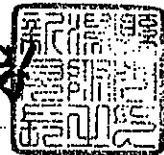
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月27日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号
甲 新潟県見附市

見附市長

久住 時男



新潟県見附市本町1丁目1番37号
乙 原山化成工業(株)

代表取締役

原山 義史



災害時における避難所物資等の供給協力に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と俣矢沢ダンボール（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の大規模災害時（以下「災害時」という。）に必要な避難所物資（段ボール等）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に応じ、乙が避難所等で使用する段ボール等の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、避難所開設の際に段ボール等を必要とする場合は、乙に対し供給を要請することができるものとする。

（1）市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

（2）前号に加えて、災害が広域的なものであり、市域外の災害救助のため、県又は他市町村からを要請された場合

（3）その他市長が特に必要と認めた場合

2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する猶予がない場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、段ボール等の優先的な供給及び運搬に努めるものとする。

（供給対象の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する段ボール等の範囲は、乙の取り扱っている商品とする。

（段ボール等の引渡し）

第5条 引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が内容及び数量等を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

2 引渡し場所までの運搬は、乙及び乙の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて乙は甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

3 乙は甲に対する引渡しが完了したときは、その設置状況等について、甲へ文書をもって報告するものとする。

（段ボール等の価格）

第6条 取引価格は、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議のうえ、速やかに決定するものとする。

（代価及び費用の負担）

第7条 第2条の規定により乙が供給した代価及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(代価及び費用の支払い)

第8条 前条の規定による代価及び費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに代価及び費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙はこの協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。

2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月27日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号
甲 新潟県見附市
見附市長 久住 時男



新潟県見附市今町4丁目13番31号
乙 株式会社矢沢ダンボール
代表取締役 矢沢 新



災害時における要配慮者用災害食の供給協力に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と有限会社エコ・ライス新潟（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の大規模災害時（以下「災害時」という。）に必要な要配慮者用災害食の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、食事制限が必要な者に対して非常食の提供が可能となるよう、乙が甲に対して行う要配慮者用災害食の調達について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要配慮者用災害食」とは、次に掲げる加工食品をいう。

- （1）越後そだちの新潟「はんぶん米」
- （2）自然がゆ「越」シリーズ
- （3）「米粉のクッキー」シリーズ
- （3）前各号に掲げるもののほか、乙が所有する加工品等で甲が指定するもの

（協力の要請）

第3条 甲は、次に掲げる場合において、要配慮者用災害食の調達及び供給を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。

- （1）市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
 - （2）前号に加えて、災害が広域的なものであり、市域外の災害救助のため、県又は他市町村から食糧等の調達の斡旋を要請された場合
 - （3）その他市長が特に必要と認めた場合
- 2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する猶予がない場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

（要請に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の供給方法）

第5条 甲は、必要がある場合には、乙に対し、供給できる物資の数量を照会することができる。

（物資の納入方法）

第6条 乙は、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

- 2 甲は、乙が物資の搬入を行うときは、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。
- 3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（物資の価格）

第7条 物資の取引価格は、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議のうえ、速やかに決定するものとする。

（代価及び費用の負担）

第8条 第3条の規定により乙が供給した食糧等の代価及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(代価及び費用の支払い)

第9条 前条の規定による代価及び費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに代価及び費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙はこの協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。

2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(訓練への参加)

第11条 乙はこの協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(被災による制限)

第12条 乙は、地震、風水害その他災害により自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて、防災活動協力及び物資提供の全部又は一部を行わないことができるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月27日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号
甲 新潟県見附市

見附市長

久保野 男



新潟県長岡市脇川新田町970番100
乙 有限会社エコ・ライス新潟

代表取締役

阿部信行



見附市における防災・減災対策等に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、見附市における防災・減災対策等の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市における地域防災力の向上を始めとする防災・減災対策等の推進を図るため、甲の要請により乙が行う協力の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を乙に対して要請できるものとし、乙は、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じるものとする。

（1）防災・災害対策に関すること

（2）その他、地方創生に資する取組に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、協力内容の詳細は、甲及び乙が協議し、合意の上で決定するものとする。

3 乙は、甲との協議により乙の関係会社に協力を実施させることができる。

（協力の要請）

第3条 甲は、前条の規定による協力の要請を原則として文書により行うものとする。

2 甲は、乙が協力を実施した場合は、文書によりその報告を求めることができる。

（費用の負担）

第4条 乙は、協力の実施に要した費用を負担するものとする。ただし、これにより難しいときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙はこの協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。

2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく事業に実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また、この協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手先の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからでも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月27日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

甲 新潟県見附市

見附市長

久住 昭男



新潟県長岡市台町2-1-15 原ビル

乙 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

長岡支店支店長

高木 孝幸



災害時における応援業務に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と「株式会社MEATUS（ミータス）」（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の大規模災害時（以下「災害時」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲の要請に応じ、乙が災害応援対策を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、見附市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応援対策について、必要があると認めるときは、乙に対して応援要請ができるものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の職員の指示に基づき、次の各号に掲げる災害応急対策について協力するものとし、安全確認等に充分留意し、乙の判断により行うものとする。

- (1) 空撮写真及びVTR撮影による被災状況調査
- (2) その他市長が特に必要と認めた場合による応援業務

（要請の手続）

第4条 甲は、第2条に基づく要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話等により当該要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 必要な協力の内容
- (2) 業務を実施する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要請に必要な事項

（協力）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により災害応急対策の応援に要した費用は、甲が負担するものとし、その他生じた費用は甲乙協議して定める。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙はこの協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡

先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(訓練への参加)

第9条 乙はこの協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとし、訓練の参加によって生じる費用は甲乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月27日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号
甲 新潟県見附市

見附市長

久保将男



新潟県見附市新幸町2-12
乙 (株)MEATUS (ミータス)

代表取締役

田中宣成



見附市の地域防災力向上に関する連携協定

見附市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社長岡支店（以下「乙」という。）は、見附市における大規模災害に備えた地域防災力の向上を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙相互の密接な連携及び協力により、大規模災害に備える見附市民や企業の地域防災力の向上を図ることを目的とし、本協定に定める業務の適正かつ円滑な遂行のために必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号にかかげる事項について連携及び協力して取り組むものとし、甲が乙に協力を要請した場合には、乙は自らの業務に支障のない範囲、関連法規に抵触しない範囲でこれに応じる。

- （1）災害時におけるドローンによる情報収集に関すること
- （2）甲が行う防災訓練をはじめとする各種防災事業に関すること
- （3）市民や企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること
- （4）地震保険等に関する情報提供に関すること
- （5）その他防災、減災及び災害対応における相互協力に関すること

2 前各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は別途協議を行うものとし、具体的な実施事項、遵守事項については、甲乙合意の上決定する。

（協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するため相互に協力が必要な場合は、原則として文書により要請を行うものとする。

2 甲及び乙は、前項に基づき協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（費用の負担）

第4条 甲及び乙が第2条の規定により協力を行うために要する費用については、双方協議の上決定する。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、本協定の円滑な実施を図るため、協定締結後速やかに連絡責任者を定め、文書により相手方に報告するものとする。

2 前項の連絡責任者に変更があった場合についても、速やかに相手方に報告するものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、管理を徹底するとともに、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用せず、また、第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 前項の情報は第三者に公表し、又は漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし有効期間満了の1か月までに、甲又は乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、同一内容でさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議するものとする。

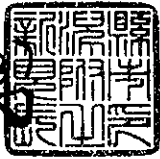
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年3月14日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

甲 新潟県見附市

見附市長

久住 将光 

新潟県長岡市殿町2丁目4番地1

乙 損害保険ジャパン日本興亜株式会社長岡支店

長岡支店長

大磯 崇雄 

災害時における消防用水の確保に関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と長岡地区生コン事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時必要な消防用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において火災等により災害が発生した場合に、甲が乙に行う消防用水の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、消防用水の供給を必要とする事態が生じた場合は、乙に対してミキサー車による消防用水の供給の協力要請を行うことができる。

（供給の協力）

第3条 乙は、協力要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、消防用水の供給の協力を行うものとする。

（協力要請の方法）

第4条 消防用水の供給の協力要請は、甲が乙に対し、次の事項を明確にして行うものとする。

- （1） 災害の状況
- （2） 消防用水の取水場所及び供給場所
- （3） 必要とする車両数

（供給協力の決定通知等）

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、速やかに出動の可否を決定し、甲に対して出動の可否及び出動できる車両数を通知するとともに、指定された場所にミキサー車を出動させるものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づく消防用水の供給に要した経費の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害の負担）

第7条 要請業務の実施にともない損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決に当たるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲、乙は、協力に関する事項の円滑を図るため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

(協議)

第9条 この協定の定めがない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(内容の変更)

第 11 条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月29日

甲 新潟県見附市昭和町2丁目
見附市長 久住 時男



乙 新潟県長岡市新産4丁目4
長岡地区生コン事業協同組
理事長 木津 信 明



災害時における消防用水の確保に関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と大湊コンクリート工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時必要な消防用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内において火災等により災害が発生した場合に、甲が乙に行う消防用水の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、消防用水の供給を必要とする事態が生じた場合は、乙に対してミキサー車による消防用水の供給の協力要請を行うことができる。

（供給の協力）

第3条 乙は、協力要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、消防用水の供給の協力を行うものとする。

（協力要請の方法）

第4条 消防用水の供給の協力要請は、甲が乙に対し、次の事項を明確にして行うものとする。

- （1） 災害の状況
- （2） 消防用水の取水場所及び供給場所
- （3） 必要とする車両数

（供給協力の決定通知等）

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、速やかに出動の可否を決定し、甲に対して出動の可否及び出動できる車両数を通知するとともに、指定された場所にミキサー車を出動させるものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づく消防用水の供給に要した経費の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害の負担）

第7条 要請業務の実施にともない損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決に当たるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲、乙は、協力に関する事項の円滑を図るため、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

(協議)

第9条 この協定の定めがない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

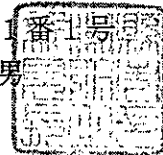
(内容の変更)

第11条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月29日

甲 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号
見附市長 久住 時 男



乙 新潟県見附市下関町100番地
大湊コンクリート工業株式会社
代表取締役 大湊 金 男



地域における協力に関する協定

見附市（以下「甲」という。）は、日本郵便株式会社見附郵便局（以下「乙」という。）と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、見附市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、情報を提供する場合には、甲が指定する部署に連絡するものとする。

(1) 道路の異状を発見した場合

(2) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

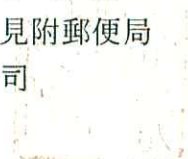
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年8月1日

甲 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号
見附市長 久住 時男



乙 新潟県見附市学校町1-7-38
日本郵便株式会社 見附郵便局
郵便局長 立浪 隆司



災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、見附市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、見附市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

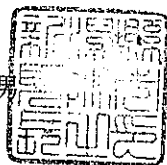
第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 31 年 1 月 22 日

甲) 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号
新潟県見附市

見附市長 久 住 時 男



乙) 新潟県新潟市中央区東大通2丁目4番10号
株式会社ゼンリン 新潟営業所

所長 小林 光晴



災害に係る情報発信等に関する協定

見附市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、見附市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、見附市が見附市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ見附市の行政機能の低下を軽減させるため、見附市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、見附市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、見附市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、見附市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 見附市が、見附市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 見附市が、見附市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 見附市が、災害発生時の見附市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 見附市が、見附市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 見附市が、見附市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 見附市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、見附市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく見附市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるもの

とし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、見附市から提供を受ける情報について、見附市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、見附市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、見附市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、見附市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2019 年 5 月 20 日

見附市：新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

新潟県見附市

見附市長 久住 時男



ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎



災害時におけるガス供給に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と北陸ガス株式会社長岡供給センター（以下「乙」という。）は、災害時におけるガス供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 甲、乙は、大規模地震等の災害発生に伴い、大規模なガス供給停止等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活を維持し、その安全を確保するためにガス供給設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模地震等が発生した場合、ガス供給停止、ガス漏えい状況等の情報を甲に提供するものとする。

（甲の災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震等の災害により大規模なガス供給停止やガス漏えい等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲の要請があった場合又は、乙が必要と判断した場合には、乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部に社員を派遣するものとする。

2 前項の規定により派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり必要に応じ各種調整を行うものとする。

（ガス供給設備の復旧）

第4条 災害により大規模なガス供給停止が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関、災害復旧対策の中核となる官公署・避難所等へのガス供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

（ガス復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路通行不能となり、乙の復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資機材置場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において乙のガス復旧作業に必要な人員を收容するための施設、資機材置場、駐車場等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協 議）

第8条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

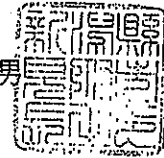
以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年7月29日

甲 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長 久住 時 男



乙 新潟県長岡市西神田町2丁目1番地2

北陸ガス株式会社長岡供給センター

長岡供給センター 田 中 聡



災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

見附市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、見附市の災害に備え、甲が見附市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、見附市の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第3者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年2月5日

甲 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号
新潟県見附市
見附市長 久住 時男



乙 東京都千代田区永田町二丁目17番地3
住友不動産永田町ビル2階

株式会社バカン
代表取締役 河野 剛進



災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

新潟県（以下「甲」という。）及び市町村（乙1から乙27まで）（以下、乙1から乙27までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

（技術支援協力の範囲）

第3条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成など甲又は乙及び丙間で協議し、必要とされる業務とする。

（技術支援協力の要請）

第4条 甲及び乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第10条の規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲及び乙自らが丙の事務局へ要請することが出来る。

2 丙は、甲又は乙から要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲又は乙に通知する。

3 甲及び乙は、丙から通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により決定し、甲及び乙は書面により技術支援協力を要請する。

4 大規模災害等において、丙が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙にて協議の上で決定する。

（委託契約の締結及び費用）

第5条 甲及び乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議するものとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求するものとする。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

4 第1項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

第7条 業務実施者は、技術支援協力が終了したときは、速やかに甲又は乙に書面をもって報告する。

（広域の被災）

第8条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による活動を優先する。

（労災及び損害補償）

第9条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険より適用するものとする。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定めるものとする。

3 業務実施者が行った技術支援協力において、瑕疵があった場合、甲又は乙は、業務実施者に修補等を請求することができる。

4 前項の請求は甲又は乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲又は乙及び業務実施者が協議して定めるものとする。

（事務局及び連絡体制）

第10条 甲及び丙の技術支援に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

（1）甲の事務局は、新潟県土木部都市局下水道課とする。

（2）丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部とする。

（3）甲、乙及び丙の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

（4）連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

（情報の保護）

第11条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（合同訓練）

第12条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

（協定の有効期間）

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和4年3月31日までとする。

2 協定の期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに1年間その効力を継続することとし、その後も同様とする。

（補則）

第14条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

2 甲、乙又は丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

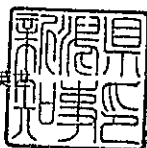
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、甲及び丙がその1通を保有する。また、乙は本協定書の写しをもって本協定の証とする。

令和3年3月8日

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事

花角 英世



乙1 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

長岡市長

磯田 達伸



乙2 新潟県三条市旭町2丁目3番1号

三条市長

滝沢 秀



乙3 新潟県柏崎市日石町2番1号

柏崎市長

櫻井 雅浩



乙4 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市長

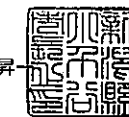
二階堂 雅



乙5 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市長

大塚 昇



乙6 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号

加茂市長

藤田 明美



乙7 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

十日町市長

関口 芳史



乙8 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

見附市長

久住 時男



乙9 新潟県村上市三之町1番1号

村上市長

高橋 邦芳



乙10 新潟県燕市吉田西太田1934番地

燕市長

鈴木 力



乙11 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市長

米田 徹



乙12 新潟県妙高市栄町5番1号

妙高市長

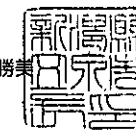
入村 明



乙13 新潟県五泉市太田1094番地1

五泉市長

伊藤 勝美



乙14 新潟県上越市木田1丁目1番3号

上越市長

村山 秀孝



乙15 新潟県阿賀野市岡山町10番15号

阿賀野市長

田中 清善



乙16 新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市長

渡辺 竜三



乙17 新潟県魚沼市小出島788番地

魚沼市長

内田 幹夫



乙18 新潟県南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市長

林 茂男



乙19 新潟県胎内市新和町2番10号

胎内市長

井畑 明彦



乙20 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

聖籠町長

西脇 道夫



乙21 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地

弥彦村長

小林 豊彦



乙22 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地

田上町長

佐野 恒雄



乙23 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

阿賀町長

神田 一秋



乙24 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町長

小林 則幸



乙25 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地

湯沢町長

田村 正幸



乙26 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地

津南町長

桑原 悠



乙27 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

関川村長

加藤 弘



丙 愛知県名古屋市中区錦1-8-6
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会

中部支部長

上田 直和



8-56

災害時ににおける下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

新潟県（以下「甲」という。）及び市町村（乙1から乙27までを総称して「乙」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理協会（以下「丙」という。）とは、甲及び乙の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関する協定を締結する。

79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請等）

第2条 甲及び乙は、災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、調査、点検、補修及び修繕）

（2）その他甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協定内容を明らかにした書面により、第10条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲又は乙自ら電話等により丙の事務局へ要請することができる。この場合は事後において書面を提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第3条 丙は、第2条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって支援協力を行うものとする。

2 大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は協議の上で決定する。

（費用）

第4条 甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

（報告）

第5条 丙は、甲及び乙の要請等により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。

2 丙は、甲及び乙の要請等により行っている復旧支援協力の業務中に適宜報告を行うものとする。

3 丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、甲の事務局に報告するものとする。変更があった場合は、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第6条 甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDFデータの電子データとして、丙に提供する。甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

2 丙は、甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

（下水道台帳データの開示）

第7条 丙は、甲及び乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出勤する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出勤する丙の会員は、甲及び乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告以外に使用してはならない。

（情報の保護）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（広域被災）

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による活動を優先する。

（事務局及び連絡体制）

第10条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

（1）甲の事務局は、新潟県土木部都市局下水道課とする。

（2）丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理協会中部支部新潟県支部とする。

（3）その他の連絡窓口については、別表に掲げるとおりとする。

（4）連絡窓口に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

（合同訓練）

第11条 甲、乙及び丙については、必要に際し、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前条項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

3 第1項の合同訓練を実施する場合は、第7条の規定を準用する。

（協定の有効期間）

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

2 甲又は乙と丙が過去に締結した災害時ににおける下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定は、この協定の締結に伴い、本協定締結日から廃止する。

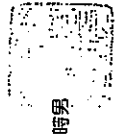
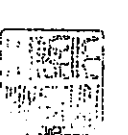
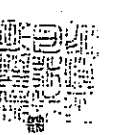
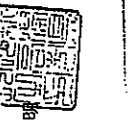
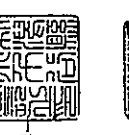
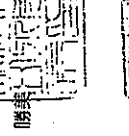
（その他）

第13条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙による協議の上で決定するものとする。

2 甲、乙又は丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を中止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、甲及び丙がその1通を保有する。また、乙は本協定の写しをもって本協定の証とする。

令和3年 月 日

甲	新潟県新潟市中央区新光町4番地1		花角 英	乙8	新潟県長岡市昭和町2丁目1番1号		久住 晴男
	新潟県知事				見附市長		
乙1	新潟県長岡市大手通1丁目4番地10		磯田 達伸	乙9	新潟県村上市三之町1番1号		高橋 邦芳
	長岡市長				村上市長		
乙2	新潟県三条市旭町2丁目3番1号		滝沢 亮	乙10	新潟県燕市吉田西太田1934番地		
	三条市長				燕市長		鈴木 力
乙3	新潟県柏崎市日石町2番1号		櫻井 雅博	乙11	新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号		米田 敏
	柏崎市長				糸魚川市長		
乙4	新潟県新発田市中央町3丁目3番3号		二階堂 壽	乙12	新潟県妙高市米町5番1号		入村 明
	新発田市長				妙高市長		
乙5	新潟県小千谷市城内2丁目7番5号		大塚 昇	乙13	新潟県五泉市太田1094番地1		伊藤 勝美
	小千谷市長				五泉市長		
乙6	新潟県加茂市幸町2丁目3番5号		藤田 明美	乙14	新潟県上越市木田1丁目1番3号		村山 秀幸
	加茂市長				上越市長		
乙7	新潟県十日町市千歳町3丁目3番地		関口 秀史	乙15	新潟県阿賀野市岡山町10番15号		
	十日町市長				阿賀野市長		田中 清吾

乙16 新潟県佐渡市千種232番地



佐渡市長

乙17 新潟県魚沼市小出島788番地



魚沼市長

乙18 新潟県南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市長 林 茂男

乙19 新潟県胎内市新和町2番10号



胎内市長

乙20 新潟県北蒲原郡聖能町大字坂訪山1635番地4

聖能町長 西脇 適夫

乙21 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地



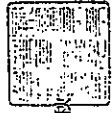
弥彦村長

乙22 新潟県南蒲原郡田上町大字原々崎新田3070番地



田上町長

乙23 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地



阿賀町長

乙24 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地



出雲崎町長

乙25 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地



湯沢町長

乙26 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地



津南町長

乙27 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地



関川村長

丙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会



会長 長谷川 健

「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定書

新潟県見附市（以下「甲」という。）と一般社団法人助けあいジャパン（以下「乙」という。）は、トイレトレーラー「みんな元気になるトイレ」（以下「本件トイレ」という。）の派遣協力等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時における本件トイレの派遣要請及び派遣協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（登録）

第2条 甲は、本件トイレの派遣要請及び設置協力を行うにあたり、別紙に掲げる事項を事前に届けるものとする。（別紙 災害派遣ガイドライン「トイレ派遣に関する事前設定事項」の登録）

（要請）

第3条 甲は、本件トイレの派遣要請をする必要が生じたときは、乙に本件トイレの派遣要請をするものとする。

2 乙は、前項による要請を受けたときには、本件トイレを所有する自治体に情報を共有するとともに、派遣について調整を行うものとする。

3 甲は、前項による派遣の調整の結果に基づき、派遣協力側自治体に対し、ファクシミリ、電話又は電信により派遣要請を行い、後日、遅滞なく文書により通知するものとする。

（協力）

第4条 甲は、本件トイレの派遣要請を受けたときは、速かに当該派遣要請に応じて、指定された場所に本件トイレの派遣を行うものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、別に災害協定を締結する自治体へ本件トイレを派遣する必要がある等やむを得ない理由で乙の派遣要請に応じることができないときは、速かにその旨を乙に通知する。

3 第1項の派遣に係る経費の負担については、別に定める。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

令和3年11月22日

甲 新潟県見附市昭和町 2-1-1

新潟県見附市

見附市長 久住 時男



乙 東京都大田区田園調布 4-44-14

一般社団法人助けあいジャパン

代表 石川 淳哉

災害時における法律相談業務に関する協定

見附市（以下「甲」という。）と新潟県弁護士会（以下「乙」という。）とは、見附市内で地震、風水害その他の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者に対して行う法律相談業務の体制確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（支援の要請）

第1条 甲は、災害時において、乙に対して、法律相談会の開催を要請することができる。

- 2 諸般の事情から、乙において緊急に法律相談を行う必要を認め、乙から甲に対しその旨の告知があったときは、甲は必要な調整を行うものとする。

（相談担当者の連絡）

第2条 乙は、前条記載の法律相談を行う場合には、速やかに法律相談担当者を選出し、甲へ法律相談担当者名簿を提出する。但し、緊急を要するなど事前に名簿を提出することができない場合は、省略することができる。

- 2 法律相談担当者は、乙の会員弁護士であることを原則とする。但し、諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合は、乙の会員でない弁護士を派遣することができる。

（相談場所の確保及び広報）

第3条 甲は、法律相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。但し、乙は、甲の行う広報とは別に広報を行うこともできる。

（報告）

第4条 乙は、実施した法律相談の件数、相談内容の概要について、随時、甲に書面で報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲と乙は、この協定に基づく法律相談業務は、被災者が費用負担しないことを相互に確認する。

- 2 甲は、乙に対し、この協定に基づく法律相談業務の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(平時における準備)

第6条 甲と乙は、この協定が想定する事態に備え、平時において、情報交換や担当窓口の連絡先等の提供に努めるものとする。

(協議解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。但し、期間満了の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

令和3年6月1日

甲 見附市昭和町2丁目1番1号

見附市

見附市長

久住 晴男

乙 新潟市中央区学校町通1番町1番地

新潟県弁護士会

会長

若槻 良宏

水害時における施設の相互利用に関する協定

長岡市及び見附市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法第61条の4に基づく協議に先立ち、協定市の住民が協定市の境界を越えて行う避難（以下「広域避難」という。）における施設の相互利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、円滑な広域避難を図るため、信濃川又は刈谷田川流域で水害が発生し、又は発生するおそれがあり、浸水想定区域の住民に対して避難に係る情報を発令する場合において、協定市相互の協力要請に基づき、協定市の所管する施設を相互利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（広域避難施設）

第2条 協定市が避難場所として相互利用することができる施設（以下「広域避難施設」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

（利用の協力要請）

第3条 協定市は、前条に規定する広域避難施設のうち、広域避難のために必要と認める施設について、当該施設を所管する市（以下「施設所管市」という。）に対して利用の協力を要請するものとする。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式により行うものとする。ただし、書面により要請する時間的余裕がないときは、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 施設所管市は、前条第1項に規定する要請を受けたときは、利用することの可否について、施設毎に速やかに検討するものとする。

2 施設所管市は、利用可能と認めるときは、別記第2号様式により承認するものとする。ただし、書面により承認する時間的余裕がないときは、電話等により承認し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 施設所管市は、前条第1項の要請を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、広域避難施設としての利用に協力するものとする。

（利用の終了）

第5条 協定市は、広域避難の必要がなくなつたと判断したときは、施設所管市に対して広域避難施設の利用の終了を書面により通知するものとする。

2 協定市は、広域避難施設の利用を終了するときは、利用した施設を原状に復し、施設所管市の確認を受けるものとする。

(災害時の情報共有)

第6条 協定市は、広域避難に関し、次に掲げる情報を適宜共有する。

- (1) 広域避難に関する避難情報等の発令状況
- (2) 広域避難施設の利用状況
- (3) 広域避難施設への職員の配置状況
- (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(費用の負担)

第7条 広域避難施設の利用は無償とする。

2 広域避難施設の利用に関して、次に掲げる費用が発生する場合は、第3条第1項の協力要請を行った市（以下「要請市」という。）が負担するものとする。

- (1) 施設の消耗品の補充に要する経費
- (2) 施設の消毒に要する経費
- (3) 前各号に定めるもののほか施設の利用に要するもので協定市による協議に基づき別に定めた費用

3 前項の費用の支払い方法等は、別に定めるものとする。

(利用に関する責任)

第8条 広域避難施設の利用において、要請市は、その責任に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、要請市の責任において処理解決に当たるものとする。

2 施設所管市は、その責任に帰すべき事由によるものを除き、この協定に基づく施設の利用がなされたことによる事故等の責任は負わないものとする。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、災害対策基本法に定める広域避難を所管する部署の担当課長とする。また、水害時における連絡体制を整え、毎年度更新する。

(平常時の活動)

第10条 協定市は、この協定に基づく広域避難が円滑に行われるよう、必要に応じ、平時から情報交換を行うとともに、住民の理解が得られるよう広域避難に関する内容について周知を図るものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに協定市のいずれかから協定の解除又は変更の申出がない限り、この協定は、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(疑義等)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、協定市による協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、協定市による記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和5年5月31日

長岡市

長岡市長

磯田達伸



見附市

見附市長

稲田亮



災害時における施設利用に関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と株式会社 ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時における施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、見附市内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗（以下「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条 乙の施設は、次のとおりとする。

店 舗 名	株式会社 ダイナム 見附店
所 在 地	新潟県見附市上新田町133番地
店 舗 責任者	ストアマネジャー
構 造 等	木造構造
店 舗 開店日	平成13年3月25日
一時避難場所及び救援活動拠点	別添区画図に示す駐車場のうち、店舗の利用客等が使用していない区画
使用可能施設	トイレ、水道施設他

2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（1）乙の施設の駐車場の一部を、一時避難場所及び救援活動拠点として甲に提供すること。

（2）甲に対し、乙のトイレ等の施設を可能な範囲で提供すること。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所及び救援活動拠点の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用要請書（様式第1号）により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定に基づき可能な範囲で協力を努めるものとする。

（施設の利用等）

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（避難者の誘導）

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用負担）

第8条 災害時における当該施設の使用料は無料とする。

2 避難者が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合には、甲が原状回復を行うものとする。ただし、原因者が不明なときは、甲乙協議の上、費用負担について取り決めるものとする。

3 乙は、甲に対して、甲がこの協定に基づき当該施設を利用することによる営業上の損失補償は求めないものとする。

(利用期間)

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、第3条の協力要請をした日から7日以内とする。ただし、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用終了連絡書(様式第2号)により通知するものとする。

(連絡体制等)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿(様式第3号)を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

2 連絡担当者名簿は、毎年1回更新するものとする。

(事故等にかかわる責任)

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定に基づき乙の施設を使用する避難者及び甲の職員による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第13条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、この協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1か月までに、甲乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 5年 8月 2日

甲 新潟県見附市昭和町2-1-1

見附市
見附市長

田 貞


乙 東京都荒川区西日暮里2-27-5

株式会社 ダイナム
代表取締役

保坂 明


災害時における応急対策業務に関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本石材産業協会新潟県支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本石材産業協会（以下「丙」という。）は、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、見附市内で災害が発生した場合の被害拡大防止を図るため、甲の要請により乙及び丙が実施する応急対策業務に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）甲が管理する道路や公園、墓地、学校等において、転倒し又は残置された石造物（石碑・墓石等）や土砂等の撤去・集積・復旧等
- （2）応急対策活動に必要な資材の提供
- （3）被害情報等の収集及び報告
- （4）石材構造物の被害に関する市民及び市内法人等からの問合せ対応
- （5）その他、甲が乙に協力を要請する業務で乙が実施可能なもの

（業務の要請）

第3条 甲は、第2条に定める業務について必要に応じて乙に対して「災害時の応急対策業務要請書」（様式第1号）により要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

乙は、甲から業務の要請があった場合、丙が作成した災害対策マニュアルに基づき、業務を実施するものとする。

（相互協力体制）

第4条 乙は、支援業務の実施に要する人員等が不足する場合は、甲乙協議の上、丙に応援を要請することができる。

2 丙は、乙から応援要請があった場合、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、業務の実施にあたり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務の完了後は、速やかに、その内容を「災害時の応急対策業務報告書」（様式第2号）により報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条第1号の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 第2条第3号の費用については、無償とする。

3 第2条第2号及び第4号に基づいた業務の費用負担については、内容に応じて甲乙協議の上、決定する。

4 甲が負担する費用については、災害発生前における適正な費用を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 前条に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(損害賠償責任)

第8条 乙が、業務の実施に際し、乙の責に帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙がその賠償の責を負うものとする。

2 乙が業務の実施に際し、乙の責に帰さない事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況等を文書により甲に報告し、その処置は、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 第4条の規定に基づき丙が業務を行った場合、前二項の規定を丙に準用する。

(災害補償)

第9条 業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じた場合、その損害賠償は、乙及び丙の責任により行うものとし、甲はその責任を負わないものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲と乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるとともに、連絡責任者の変更があった場合は、相手方の連絡責任者に対し、速やかにその旨を伝達するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙及び丙は、この協定に基づき実施する業務上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。活動を終えた後も同様とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに甲乙丙いずれからも書面による協定終了の意思表示が無い限り1年間自動的に更新され、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 6年 2月19日

甲 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

新潟県見附市

見附市長

菅田 亮



乙 新潟県長岡市村松町2354番地

一般社団法人 日本石材産業協会 新潟県支部

支部長

林 敏雄



丙 東京都千代田区神田多町2丁目9番地 日計ビル2階

一般社団法人 日本石材産業協会

会 長

木下 浩介



防災パートナーシップに関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と株式会社新潟放送（以下「乙」という。）は、災害時等における防災パートナーシップに関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が災害の発生時または発生のおそれがある場合に連携して防災情報を発信すること、ならびに平時から防災・減災活動に協力して取り組むことにより、住民の安全確保や防災意識の向上に寄与することを目的とする。

（緊急時の情報伝達の要請）

第2条 甲は、避難情報等の住民への情報提供について、急を要すると判断した場合は、乙に対し、テレビやラジオ、インターネット等による情報伝達を要請することができる。

（災害情報の提供）

第3条 甲は、乙の要請に基づき、災害の規模や被害の状況、避難所の開設及び復旧の見通しなど、災害に関する情報を乙に対し、可能な範囲で提供しよう努める。

2 甲は、乙の要請に基づき、災害発生時の状況や被害規模などを把握する担当者が、電話などの通信手段により、可能な範囲で協力しよう努める。

（災害情報の伝達）

第4条 乙は、災害の発生時又は発生のおそれがある場合は、甲の要請に基づき、提供を受けた防災情報について、テレビやラジオ、インターネット等を通じ、市民への速やかな情報伝達に努める。

2 乙は、伝達の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、住民に対して災害情報の伝達を行う。

（平常時の連携）

第5条 甲及び乙は、防災のため使用する目的で、被災の映像や写真、画像データ等の提供を互いに要請することができる。要請があった場合は、提供に関する条件等を協議の上、いずれも可能な範囲で提供する。

2 甲は、市民を対象に防災に関する学習会等を開催する場合、乙に協力を要請することができる。乙は講師の派遣や災害映像の提供等、可能な範囲でこれに協力する。

(費用負担等)

第6条 本協定に基づく甲乙それぞれの対応に掛かる費用は、各自が負担するものとする。

(連絡担当者)

第7条 甲及び乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

2 甲及び乙は、人事異動等によりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

(協定の期間)

第8条 この協定は締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和 6年 2月20日

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

甲 新潟県見附市

見附市長

橋田



新潟県新潟市中央区川岸町3丁目18番地

乙 株式会社新潟放送

代表取締役社長

島田女子



災害時における宿泊施設利用に係る協定書

見附市（以下「甲」という。）とルートインジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における宿泊施設の利用について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における見附市に居住又は滞在する者（以下「避難対象者」という。）の避難場所として、次に掲げる乙が運営するホテル（以下「本件ホテル」という。）を利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

宿泊施設名 ホテルルートイン見附一中之島見附インター
所 在 新潟県見附市上新田町160番地1

（宿泊施設の利用要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し、次の各号のいずれか又は両方の態様による本件ホテルの利用を要請（以下「利用要請」という。）することができる。

- （1）避難対象者について、本件ホテルのうち1階にあるロビー及びレストランにおいて避難させること。（以下「共用施設利用」という。）
- （2）避難及び生活に配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）について、本件ホテルの客室において避難（宿泊を伴うか否かを問わない。）させること。（以下「客室利用」という。）
- 2 甲は、前項に基づき利用要請を行うときは、利用人数、利用期間その他の必要事項ファクシミリ又は電子メールにより連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合には、甲は、電話その他適宜の方法をもって利用要請を行うことができるものとし、その後速やかに文書、ファクシミリ又は電子メールにより連絡するものとする。なお、客室利用にかかる利用要請を行うときは、必要とする客室数、付添人の有無についても連絡するものとする。
- 3 利用要請後に、当該要請にかかる利用が不要となった場合、甲は、直ちに乙に対し、その旨を連絡する。
- 4 客室利用の対象となる要配慮者の範囲は、次のとおりとする。ただし、専門的な介護等が必要な者の単身での利用は除くものとする。

- （1）妊産婦
- （2）乳幼児
- （3）満75歳以上の高齢者
- （4）その他甲が本件ホテルでの宿泊を相当と認めた者
- （5）前各号に規定する者の付添人

5 利用要請その他の手続に関する詳細並びに甲及び乙の連絡責任者及び連絡先については、甲乙別途協議して定める。

（避難場所の確保）

第3条 乙は、甲から利用要請を受けたときは、速やかに、避難対象者の受入れの可否を所定の方法により回答するものとする。

- 2 乙が確保する客室は、喫煙室又は禁煙室の別を問わないものとし、客室のタイプについては、シングル、ダブル、ツインの順に確保するものとする。但し、付添人と同宿することが必要な者については、ツインの部屋を確保するよう努めるものとする。
- 3 乙が提供する共用施設避難場所の範囲は、災害発生時における本件ホテルの宿泊稼働状況その他の各種状況を踏まえ、その都度、乙が指定するものとする。
- 4 甲は、本協定に基づく対応が災害時に行われることに鑑み、被災状況によっては、本条に定める内容を完全には履行できない場合があることをあらかじめ承諾する。
- 5 甲からの利用要請に基づき、乙が必要な人数分の客室を確保したにもかかわらず、甲から宿

泊当日の24時になる前までに、宿泊しないこととなった旨の連絡がないまま不泊となった場合、乙においては、宿泊サービスの提供が何時でもなし得るよう準備し、その状態を継続することとなることから、甲は、乙に対し、第6条及び乙所定の宿泊約款に基づき、消費税相当額を含む利用代金金額を支払うものとする。

(避難場所の利用期間)

第4条 避難対象者が本件ホテルを利用することのできる期間は、第2条第2項に基づき甲が乙に連絡した期間とする。ただし、災害の規模、被害の復旧状況等により、避難対象者が当該期間を超えて本件ホテルの利用を必要とするときは、甲は、乙に利用期間の延長を要請できるものとする。

2 前項ただし書に基づき、甲が利用期間の延長を要請した場合、乙は、避難場所の確保に努めるものとする。

(客室利用における宿泊手続)

第5条 甲は、客室利用をする要配慮者（以下「宿泊者」という。）に、本件ホテルにおいてチェックイン及びチェックアウトの手続を行わせるよう努めるものとする。

(客室利用代金)

第6条 客室利用による宿泊者の客室一室当たりの利用代金（以下「客室利用代金」という。）は、本件ホテルのホームページにおいて、乙の会員としての登録がなされていない者が本件ホテルを利用する場合におけるスタンダードプランの料金とし、各日毎に客室のタイプ別に設定された金額と同一とする。ただし、電話料金、コピー代その他宿泊者の個人的要望により生じた料金は、当該宿泊者が負担するものとする。

2 電気、ガス、水道等のライフライン及びホテル設備の復旧状況等により、乙が一般利用客に対し、宿泊料金の割引対応を行う場合には、乙は、当該割引対応を行う日における宿泊者の客室利用代金についても、一般利用客と同様の割引対応を行うものとする。

3 客室利用代金は、15時から翌日10時までの間の利用を1泊として計算するものとする。ただし、連続して宿泊（以下「連泊」という。）する場合は、15時から翌日15時までを1泊として計算するものとする。

(客室利用代金の支払い)

第7条 乙は、客室利用代金を毎月末日締めにて、翌月10日までに甲に請求書を提出する。

2 甲は、前項に基づく請求書を受領したときは、その内容を精査のうえ、請求書を受領した日の属する月の翌月末日限り、乙の指定する銀行口座に振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

(共用施設利用の費用)

第8条 共用施設利用については無償とする。ただし、乙が、甲からの要請により、避難対象者に対し、避難場所の提供以外のサービスを提供した場合、当該サービスの提供に要した費用は、甲が負担するものとする。

(客室清掃及びリネン類の交換)

第9条 甲は、乙による客室清掃及びリネン類の交換が、本件ホテルの被災状況によっては、次の各号により行われることを承諾するとともに、宿泊者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

(1) 本協定の趣旨が災害時における避難場所の確保にあることに鑑み、確保済みの客室を連泊にて宿泊者に使用させている期間中、乙は、原則として当該客室の清掃及びリネン類の交換を行わないものとし、連泊中に客室にて発生したゴミは、各宿泊者がフロントに持参して乙の従業員に手渡すことにより処分するものとする。ただし、乙は、当該客室の使用状況を勘案し、清掃又はリネン類の交換が必要であると判断したときは、当該客室の清掃又はリネン類の交換を行うことができるものとする。この場合、乙は、あらかじめ、当該宿泊者に対し、清掃等の時間を通知して行うものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、宿泊者が交代する場合には、乙は、交代後の宿泊者に対し、交換用のリネン類を手渡すものとする。

- (3) 交換用のリネン類については、災害時におけるリネン工場の稼働状況、燃料の流通状況等により提供できない場合があること並びに通常時に提供するリネン類の種類及び数とは異なる場合があることを承諾するものとする。

(食事の提供)

- 第10条 乙は、客室利用の宿泊者に対し、1日1名につき朝食1食を無料で提供する。ただし、災害時の食糧、燃料等の流通状況及び電気、水道、ガス等のライフラインの復旧状況により、朝食を提供できない場合があること又はメニューの数及び1名当たりの食事量を制限する場合があることを、甲は、宿泊者に周知するよう努めるものとする。
- 2 共用施設避難が長時間に及んだ場合、乙が、甲からの要請により、避難対象者に対し、備蓄している食糧を提供した場合、甲は、乙が避難対象者に供給した食糧にかかる費用の実費相当額を負担するものとする。

(入浴の制限)

- 第11条 乙は、災害時の燃料の流通状況及びライフラインの復旧状況等により、宿泊者の大浴場及び客室内のユニットバスの利用を制限することができるものとし、甲は、宿泊者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。
- 2 共用施設利用における避難対象者は、前項に定める状況の如何にかかわらず、原則として、本件ホテル内の大浴場を利用することができないものとする。ただし、更衣の目的に限り、脱衣所を利用することは妨げないものとする。

(サービスの低下と宿泊代金)

- 第12条 甲は、第9条、第10条第1項ただし書及び前条第1項に規定するサービスの低下が生じたことを理由として、客室利用代金の減額を求めることはできないものとする。

(救護措置)

- 第13条 本件ホテル内に滞在している避難対象者の容態に異変が生じた場合、乙は、直ちに必要と判断する必要な救護措置を行い、救急車の手配とともに甲にその旨を連絡する。
- 2 甲は、乙から前項に基づく連絡を受けたときは、当該避難対象者の滞在を継続するか否か等の必要な判断をし、その結果を乙に連絡する。

(避難対象者に対する甲の援助措置)

- 第14条 甲は、第10条の定めにかかわらず、避難対象者に対し、飲食物を提供（以下「飲食物の提供」という。）することができる。
- 2 飲食物の提供に関する具体的な手順、方法は、甲乙別途協議して定める。

(遵守事項)

- 第15条 甲は、客室利用であるか共用施設利用であるかを問わず、避難対象者に対し、本件ホテルを利用することについて、乙の定める宿泊約款（以下「宿泊約款」という。）を遵守させるよう努めるものとする。

(確認事項)

- 第16条 乙は、本協定の趣旨に基づき災害時に利用要請による避難場所の優先確保に努めるが、国又は医療機関その他の公益的観点から緊急かつ高度に必要性が高いと認められる機関等から避難場所の提供を求められた場合、乙がこれらの要請を優先する場合があることを、甲は、あらかじめ了承するものとする。

(損害賠償請求)

- 第17条 施設利用者の責に帰すべき理由により本件ホテルの設備及び備品等を滅失し、又は毀損した場合、乙は、その損害賠償請求については、当該施設利用者に対して行うものとする。
- 2 損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(有効期間)

- 第18条 本協定の有効期間は、本協定書締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による特段の意思表示のないときは、本協定は1年間同一条件をもって自動的に更新されるものとし、以後同様とする。

(反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、自らにおいて暴力団、暴力団関係者その他反社会的勢力との間において取引がないこと及び自らの役員、従業員又は関係会社の中に、これらの反社会的勢力に属する者が存在しないことを表明し、保証する。

2 甲は、乙が前項に基づく表明、保証に違反していることが判明したときは、乙に対する何らの通知催告を要せず、本協定を解除することができる。

(本協定に定めのない事項)

第20条 本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

以上の協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 6年 3月 / 3 日

(甲) 新潟県見附市昭和町三丁目1番1号
見附市長 稲田 亮



(乙) 東京都品川区大井一丁目35番3号
ルートインジャパン株式会社
代表取締役 永山 泰樹



協定締結状況一覧(R5.4.1現在)

前回調査以降、追加及び変更のあった協定を赤字で表示しています。

件数	カテゴリ	(C) 締結窓口課		(D) 協定名	(E) 相手方	(F) 主な内容	(G) 締結日	(H) 備考
1	A.F	総務部	行政改革課	新潟県と日本郵便株式会社との包括連携協定に関する協定書	日本郵便株式会社	防災士の資格を有する郵便局長等による支援、災害発生時の郵便局に配備されている「災害用備蓄食料セット」の無償提供等、帰宅困難者等の一時避難場所としての施設の提供	H30.9.4	
2	A		県民生活課	災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定書	一般社団法人日本カーシェアリング協会	被災者、被災地で活動するボランティア団体及び災害ボランティアセンターへの自動車の無償貸与	R5.3.30	
3	A		管財課	電力供給遮断時の電源車派遣について(覚書)	東北電力ネットワーク株式会社	通信指令システム等の電力確保のための電源車の優先配置	H18.2.1	H25.2.22電力供給遮断時の電源車派遣に関する確認書締結 R2.4.1東北電力(株)から地位継承
4	A		管財課	災害時等における車両提供に関する協定	新潟マツダ自動車株式会社	災害時等に県庁公用車が不足した場合における車両の貸与	H30.2.6	
5	A		管財課	災害時における仮設建築物等の提供に関する協定	株式会社ナガワ	仮設庁舎等に使用する仮設建築物等(仮設ハウス、仮設トイレ、机、椅子又は書棚)の提供	R4.2.17	
6	F	環境局	環境対策課	災害等の発生時における環境調査に関する協定	新潟県環境検査協会	災害等の発生時における環境調査の協力	R2.10.23	
7	F		資源循環推進課	災害時における一般廃棄物の収集運搬に係る救援等に関する協定書	新潟県環境整備事業協同組合	一般廃棄物の収集運搬	H16.6.16	H31.4.1協定内容の見直し(平時における協力体制の強化等)
8	F		資源循環推進課	災害廃棄物の処理に関する応援協定書	一般社団法人 新潟県産業資源循環協会	災害廃棄物の処理	H18.10.23	H31.4.1協定内容の見直し(平時における協力体制の強化等)及び名称変更
9	C		資源循環推進課	災害時における被災建築物の解体撤去等に関する応援協定書	一般社団法人 新潟県解体工事業協会	建築物その他の工作物の解体撤去等	H19.12.19	H31.4.1協定内容の見直し(平時における協力体制の強化等)
10	F		資源循環推進課	新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書	県内全市町村、加茂市・田上町消防衛生保育組合他7組合	災害廃棄物等の処理	H18.10.23	R2.3.3協定内容の見直し(平時における協力体制の強化等)
11	F		資源循環推進課	災害時における浄化槽の応急復旧等に関する協定書	一般社団法人 新潟県浄化槽整備協会	浄化槽の応急復旧	H18.10.23	H31.4.1協定内容の見直し(平時における協力体制の強化等)
12	E	防災局	防災企画課	災害発生時等の物資の緊急・救援輸送等に関する協定	社団法人新潟県トラック協会	物資の緊急・救援輸送	H17.7.14	
13	E		防災企画課	災害発生時等の物資の緊急・救援輸送等に関する協定	赤帽新潟県軽自動車運送協同組合	物資の緊急・救援輸送	H19.3.13	
14	F		防災企画課	災害発生時等の物資の保管等に関する協定書	新潟県倉庫協会	物資の保管	H17.7.19	
15	A		防災企画課	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	新潟県生活協同組合連合会	応急生活物資の供給等	H25.4.30	H25.4.30 協定内容の見直し(物資の供給部分に変更なし)
16	A		防災企画課	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	株式会社ローソン	生活必需物資の供給	H17.10.27	
17	A.F		防災企画課	災害時における協力に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	生活必需品等の提供、店舗駐車場の利用	H27.1.16	H27.1.16 協定内容の見直し(店舗駐車場利用に関する内容追加)
18	A		防災企画課	災害時における物資供給に関する協定書	イオン株式会社	食料品、生活必需品等の提供	H18.8.30	
19	A		防災企画課	災害時等における物資の提供等に関する基本協定	株式会社ブルボン	食料品、飲料水の提供	H22.7.13	
20	A		防災企画課	災害救助物資の供給等に関する協定書	株式会社ファミリーマート	食料品、飲料水、日用品等の供給	H24.12.28	
21	A		防災企画課	災害救助物資の供給等に関する協定書	株式会社セブンーイレブン・ジャパン	食料品、飲料水、日用品等の供給	H26.4.1	
22	A		防災企画課	災害救助物資の供給等に関する協定書	株式会社イトーヨーカ堂	食料品、飲料水、日用品等の供給	H26.9.1	
23	A		防災企画課	災害時における飲料水の供給に関する協定書	株式会社伊藤園	飲料水の供給	H26.3.14	
24	A		防災企画課	災害時における機材のレンタル供給に関する協定書	株式会社アクティオ	資機材のレンタル	H25.5.1	
25	A		防災企画課	災害時におけるレンタル資機材の調達に関する協定書	株式会社レンタルのニッケン	資機材のレンタル	H25.8.30	
26	A		防災企画課	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	株式会社カナモト	資機材のレンタル	H25.11.29	
27	C		防災企画課	災害時における協力に関する協定書	新潟県葦土工職組合連合会	障害物の除去等に関する協力	H19.3.16	
28	F		防災企画課	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	新潟県行政書士会	行政書士業務	H25.7.31	
29	A		防災企画課	災害時における石油燃料の供給に関する協定	新潟県石油業協同組合	石油燃料の供給	H25.3.28	
30	A		防災企画課	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	石油連盟	燃料供給施設の情報共有	H26.4.1	
31	A		防災企画課	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社バイオテックジャパン	食料品の供給	H27.4.8	
32	F		防災企画課	災害時における支援に関する協定書	新潟県土地家屋調査士会、公益社団法人新潟県公共嘱託登記士土地家屋調査士協会	相談所の開設、市町村が行う被害認定調査への協力	H27.4.22	

協定締結状況一覧(R5.4.1現在)

前回調査以降、追加及び変更のあった協定を赤字で表示しています。

件数	カテゴリ	(C) 締結窓口課	(D) 協定名	(E) 相手方	(F) 主な内容	(G) 締結日	(H) 備考
33	F	防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社ローソン	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25	
34	F	防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社吉野家	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25	
35	F	防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	山崎製パン株式会社	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25	
36	F	防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社モスフードサービス	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25	
37	F	防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	ブックオフコーポレーション株式会社	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25	
38	F	防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社ファミリーマート	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25	
39	F	防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社ドールコーヒー	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25	
40	F	防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社セブンイレブン・ジャパン	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25	
41	F	防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社ストロベリーコーンズ	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25	
42	F	防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社オートバックスセブン	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25	
43	F	防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社荅番屋	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25	
44	F	防災企画課	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	株式会社ハードオフコーポレーション	水道水、トイレ等の提供	H28.1.25	
45	F	防災企画課	災害時における法律相談業務に関する協定書	新潟県弁護士会	法律相談会の開催	H28.3.14	
46	A	防災企画課	災害時における物資供給に関する協定書	一正蒲鉾株式会社	食料品(レトルトおでん等)の供給	H28.8.1	
47	A	防災企画課	災害時における段ボール製品の調達に関する協定書	東日本段ボール工業組合	段ボール製品の供給	H29.2.1	
48	A	防災局	防災企画課 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	株式会社カインズ	生活物資(資材、日用品)の供給	H29.2.28	
49	A	防災企画課	災害時における物資供給に関する協定書	公益財団法人新潟県学校給食会	食料品等の供給	H29.3.24	
50	F	防災企画課	新潟県の防災力向上にかかる相互協力に関する協定	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	ドローンによる情報収集、地域防災イベントへの協力	H29.9.14	
51	A	防災企画課	災害時における量供給に関する協定書	新潟県量業組合連合会	量の供給	H30.2.19	
52	A	防災企画課	災害時等における応急生活物資の供給等に関する協定書	株式会社カワチ薬品	生活物資(食料、日用品等)の供給	H30.3.26	
53	A,F	防災企画課	災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給等に関する協定書	NPO法人ボランティア・アーキテツ・ネットワーク(VAN)	間仕切り・簡易ベッドの供給、防災活動(防災啓発事業、防災訓練)への協力	R2.5.28	
54	F	防災企画課	新潟県と国立大学法人長岡技術科学大学との防災・減災に関する包括的連携協定書	国立大学法人長岡技術科学大学	防災及び減災に関して、包括的な連携のもと、多様な分野で相互に協力	R3.1.21	
55	A	防災企画課	災害時における物資供給に関する協定書	ウエルシア薬局株式会社	食料品や飲料、日用品等といった店舗での取扱商品全般の提供	R3.2.9	
56	A	防災企画課	災害時におけるブルーシート・土のう袋等の供給に関する協定書	萩原工業 株式会社	ブルーシート・土のう袋等といった各種シート及び袋類全般の提供	R3.5.11	
57	E	防災企画課	災害時等におけるタクシーによる人員等の輸送に関する協定	一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会	避難行動要支援者の輸送業務等	R3.11.5	
58	A	防災企画課	災害時における物資の調達及び供給に関する協定書	株式会社 ファーストリテイリング	衣料品等の供給	R3.12.23	
59	A	防災企画課	災害時等における電動車両等の支援に関する協定書	三菱自動車工業株式会社・販売会社5社	電動車両等の貸与	R4.3.10	
60	F	防災企画課	被災者の早期・確実な生活再建を支援するための防災連携協定	三井住友海上火災保険株式会社	損害調査情報を活用した住家被害認定調査の実施、生活再建支援業務従事職員の人材育成等	R4.3.22	
61	E	防災企画課	災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定	一般社団法人AZ・COM丸和・支援ネットワーク	物資の輸送・荷役等	R4.3.28	
62	F	防災企画課	防災・減災に関する連携協定	特定非営利活動法人日本防災士会新潟県支部	防災意識向上、防災・減災に関する教育及び人材育成に関する連携・協力	R4.3.30	
63	D	危機対策課	災害時における放送要請に関する協定	日本放送協会新潟放送局長	放送要請	S57.3.31	
64	D	危機対策課	災害時における放送要請に関する協定	株式会社新潟放送	放送要請	S57.3.31	

協定締結状況一覧(R5.4.1現在)

前回調査以降、追加及び変更のあった協定を赤字で表示しています。

件数	カテゴリ	(C) 締結窓口課	(D) 協定名	(E) 相手方	(F) 主な内容	(G) 締結日	(H) 備考
65	D	防災局	危機対策課	災害時における放送要請に関する協定	株式会社新潟総合テレビ	放送要請	S57.3.31
66	D		危機対策課	災害時における放送要請に関する協定	株式会社テレビ新潟放送網	放送要請	S57.3.31
67	D		危機対策課	災害時における放送要請に関する協定	株式会社新潟テレビ21	放送要請	S58.9.30
68	D		危機対策課	災害時における放送要請に関する協定	株式会社エフエムラジオ新潟	放送要請	S62.10.5
69	D		危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	株式会社朝日新聞社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1
70	D		危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	株式会社読売新聞社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1
71	D		危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	株式会社毎日新聞社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1
72	D		危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	株式会社産経新聞社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1
73	D		危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	株式会社日本経済新聞社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1
74	D		危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	信濃毎日新聞株式会社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1
75	D		危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	一般社団法人共同通信社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1
76	D		危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	株式会社時事通信社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1
77	D		危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	株式会社日刊工業新聞社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1
78	D		危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	全国新聞情報農業協同組合連合会(日本農業新聞)	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1
79	D		危機対策課	災害時における報道要請に関する協定	株式会社スポーツニッポン新聞社	避難勧告・指示、災害応急措置等の報道要請	H9.9.1
80	F		危機対策課	災害時における災害救助犬の出勤に関する協定	NPO法人災害救助犬協会新潟	災害時におけるボランティア活動としての災害救助犬の出勤	H18.10.14
81	D		危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	日本放送協会新潟放送局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13
82	D		危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社新潟放送	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13
83	D		危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社新潟総合テレビ	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13
84	D		危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社テレビ新潟放送網	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13
85	D		危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社新潟テレビ21	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13
86	D		危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社新潟日報社	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13
87	D		危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社毎日新聞新潟支局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13
88	D		危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社読売新聞新潟支局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13
89	D		危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社産経新聞新潟支局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13
90	D		危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社朝日新聞新潟総局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13
91	D		危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	一般社団法人共同通信社新潟支局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13
92	D		危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社時事通信社新潟支局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13
93	D		危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社日本経済新聞新潟支局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13
94	D		危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社日刊工業新聞新潟支局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13
95	D		危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社スポーツニッポン新聞東京本社新潟支局	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.13
96	D		危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社ニューメディア新潟センター	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.23

協定締結状況一覧(R5.4.1現在)

前回調査以降、追加及び変更のあった協定を赤字で表示しています。

件数	カテゴリ	(C) 締結窓口課	(D) 協定名	(E) 相手方	(F) 主な内容	(G) 締結日	(H) 備考
97	D	防災局	危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	株式会社エス・ティ・ティ	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.23
98	D		危機対策課	災害時における新潟県消防防災ヘリコプターにより撮影した災害に係る映像の提供及び使用に関する協定	上越ケーブルテレビジョン株式会社	消防防災ヘリコプターで撮影した災害の映像の報道機関への提供と使用方法	H21.3.23
99	F		危機対策課	救助活動実施時及び災害時における応援業務に関する協定	株式会社エアフォートサービス	救助活動実施時・災害時の空撮による現場調査等への協力	H24.7.1
100	F		危機対策課	災害時における通信設備復旧等の協力に関する協定	東日本電信電話株式会社埼玉事業部新潟支店	通信設備の復旧作業の協力	H26.9.10
101	F		危機対策課	災害時等における協力に関する協定	公益社団法人隊友会新潟県隊友会、自衛隊新潟地方協力本部	災害時又は発生するおそれがある場合における協力	H28.9.25
102	F		危機対策課	災害時の支援等に関する協定	財務省関東財務局、財務省関東財務局新潟財務事務所	災害時に利用可能な国家公務員宿舎、未利用国有地の提供及び職員派遣	H29.6.23
103	F		危機対策課	災害時の応援業務に関する協定	にいがたGIS協議会、一般社団法人長岡GIS研究会、協同組合くびき野地理空間情報センター	災害時における災害対策本部での地図作成等に関する応援	H29.11.15
104	F		危機対策課	災害時の応援業務に関する協定	ヤフー株式会社	災害時における県HPへのアクセス集中回避への協力、防災アプリによる緊急情報配信等	R1.6.14
105	F		消防課	災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定	一般社団法人新潟県LPガス協会	LPガスに係る保安の確保及び応急仮設住宅へのLPガス供給への協力	H23.9.26
106	C		消防課	消防活動時における建築物等の解体撤去等に関する応援協定	一般社団法人新潟県解体工事業協会	市町村又は一部事務組合の消防本部が行う消防活動時において、支障となる建築物等の解体撤去等を実施	H30.5.31
107	F		原子力安全対策課	原子力災害時の応援業務に関する協定	新潟県環境検査協会	県が原子力災害時に実施する緊急時モニタリングへの協力	H25.3.27
108	E		原子力安全対策課	原子力災害時における人員の輸送等に関する協定	公益社団法人新潟県バス協会	原子力災害時の住民避難に必要となるバスの手配、運行	R2.10.14
109	A.E.F	福祉保健部	原子力安全対策課	原子力防災に関する協力協定	東京電力ホールディングス株式会社	スクリーニングに関する要員及び資機材の支援、社会福祉施設に入所する要配慮者の避難に関する要員及び車両の支援、放射性物質拡散予測情報の提供	R2.10.16
110	B		福祉保健総務課	災害時における要配慮者支援に関する協定書	新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	災害福祉支援チームの派遣	H29.9.12
111	B		地域医療政策課	災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約	日本赤十字社新潟県支部	避難所の設置、医療及び助産、死体の処理	R2.5.1
112	B		地域医療政策課	災害救助の協力に関する協定	一般社団法人新潟県医師会	医療に関する救助の実施	S57.4.1
113	B		地域医療政策課	災害救助の協力に関する協定	一般社団法人新潟県歯科医師会	医療に関する救助の実施	H9.2.14
114	B		地域医療政策課	災害救助の協力に関する協定	公益社団法人新潟県薬剤師会	医療に関する救助の実施	H9.2.14
115	F		地域医療政策課	災害時におけるボランティア活動に関する協定	公益社団法人新潟県柔道整復師会	災害時におけるボランティア活動	H18.3.30
116	B		地域医療政策課	新潟DMATの派遣に関する協定	(厚)村上総合病院	災害派遣医療チームの派遣	H20.4.1
117	B		地域医療政策課	新潟DMATの派遣に関する協定	下越病院	災害派遣医療チームの派遣	H20.4.1
118	B		地域医療政策課	新潟DMATの派遣に関する協定	新潟大学歯学部総合病院	災害派遣医療チームの派遣	H20.4.1
119	B		地域医療政策課	新潟DMATの派遣に関する協定	新潟市民病院	災害派遣医療チームの派遣	H20.4.1
120	B		地域医療政策課	新潟DMATの派遣に関する協定	長岡赤十字病院	災害派遣医療チームの派遣	H20.4.1
121	B		地域医療政策課	新潟DMATの派遣に関する協定	県立十日町病院	災害派遣医療チームの派遣	H20.4.1
122	B		地域医療政策課	新潟DMATの派遣に関する協定	県立中央病院	災害派遣医療チームの派遣	H20.4.1
123	B		地域医療政策課	新潟DMATの派遣に関する協定	(厚)佐渡総合病院	災害派遣医療チームの派遣	H20.4.1
124	B		地域医療政策課	新潟DMATの派遣に関する協定	県立新発田病院	災害派遣医療チームの派遣	H21.1.15
125	B		地域医療政策課	新潟DMATの派遣に関する協定	済生会新潟病院	災害派遣医療チームの派遣	H23.1.22
126	B		地域医療政策課	新潟DMATの派遣に関する協定	済生会三条病院	災害派遣医療チームの派遣	H23.9.18
127	B		地域医療政策課	新潟DMATの派遣に関する協定	(厚)柏崎総合医療センター	災害派遣医療チームの派遣	H24.7.5

協定締結状況一覧(R5.4.1現在)

前回調査以降、追加及び変更のあった協定を赤字で表示しています。

件数	カテゴリ	(C) 締結窓口課	(D) 協定名	(E) 相手方	(F) 主な内容	(G) 締結日	(H) 備考
128	B	福祉保健部	地域医療政策課 新潟DMATの派遣に関する協定	(厚)糸魚川総合病院	災害派遣医療チームの派遣	H25.11.16	
129	B		地域医療政策課 新潟DMATの派遣に関する協定	魚沼基幹病院	災害派遣医療チームの派遣	H27.6.1	
130	B		地域医療政策課 新潟県と新潟大学医学部総合病院との災害救助の協力に関する協定書	新潟大学医学部総合病院	災害救助法に基づく医療に関する救助の実施	H20.7.15	
131	B		感染症対策・業務課 災害時における医薬品等の供給に関する協定	新潟県医薬品卸組合	医薬品等の供給	H9.2.14	
132	B		感染症対策・業務課 災害時における医薬品等の供給に関する協定	東北新潟歯科用品商協同組合	医薬品等の供給	H9.2.14	
133	B		感染症対策・業務課 災害時における医薬品等の供給に関する協定	公益社団法人新潟県薬剤師会	医薬品等の供給	H24.12.10	
134	B		感染症対策・業務課 災害時における医療機器の供給及び修理に関する協定	新潟県医療機器販売業協会	医療機器の供給及び修理	H9.2.14	
135	B		感染症対策・業務課 災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	一般社団法人日本産業・医療ガス協会関東地域本部	医療用ガス等の供給	H24.12.10	
136	B		医師・看護職員確保対策課 新潟県と公益社団法人新潟県看護協会との災害救助の協力に関する協定書	公益社団法人新潟県看護協会	災害時における看護職員の派遣	R3.3.30	
137	B		健康づくり支援課 災害時の救護活動に関する協定書	公益社団法人新潟県栄養士会	災害時における栄養指導対策への協力	H9.2.14	
138	B		健康づくり支援課 災害時における被災者支援のための助産師業務に関する協定書	公益社団法人新潟県助産師会	災害時における妊婦、および婦若しくは新生児の保健指導に対する協力	H26.1.30	
139	A		生活衛生課 災害時における遗体保存に必要な資機材の供給に関する協定書	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	災害時における遗体保存のための資機材の供給	H18.12.27	
140	A		生活衛生課 災害時における遗体保存に必要な資機材の供給に関する協定書	新潟県葬祭業協同組合	災害時における遗体保存のための資機材の供給	H18.12.27	
141	E		生活衛生課 災害時における遗体搬送用の車両に関する協定書	公益社団法人新潟県トラック協会	災害時における遗体搬送用の車両に関する協定書	H18.3.15	
142	F		生活衛生課 災害時の愛玩動物保護対策に関する協定書	公益社団法人新潟県獣医師会 一般社団法人新潟県動物愛護協会	被災した愛玩動物の保護及び飼育支援に関する協定	H26.12.1	
143	F		生活衛生課 生活衛生関係営業に係る災害時支援協定書	新潟県生活衛生同業組合連合会	災害時における炊き出し、理美容、クリーニングの実施、宿泊施設の提供、入浴施設の提供等	H29.4.11	
144	C		生活衛生課 災害時における貯水槽に係る協力に関する協定書	一般社団法人新潟県貯水槽管理協会	災害時における貯水設備の水質調査、被害の応急対策	R3.12.23	
145	F	産業労働部	創業・イノベーション推進課 新潟県と東北電力株式会社との包括的な連携に関する協定	東北電力株式会社	災害対策の協力	H31.2.6	
146	F		しごと定住促進課 新潟県と新潟県社会保険労務士会との包括的な連携に関する協定	新潟県社会保険労務士会	災害時等における労働相談業務の実施	R3.1.27	
147	F		雇用能力開発課 災害時における施設等の利用に関する協定	新潟市	災害時における避難所利用に関する協力	R3.11.25	
148	A・F	観光文化スポーツ部	観光企画課 新潟県と株式会社スノーピークとの観光振興及び地域活性化に関する包括連携協定	株式会社スノーピーク	災害発生時における物資及び場所の提供	R3.9.15	
149	F		スポーツ課 大規模災害時の緊急消防援助隊等の出動時における施設の借用に関する協定	上越地域消防事務組合 株式会社PFI新潟県立武道館サービス	緊急消防援助隊等の宿営場所としての施設の借用	R4.11.1	
150	A・F	農林水産部	農業総務課 JAグループ新潟との包括的な連携協定に関する協定書	JAグループ新潟	災害時の物資の供給、避難所等施設の提供等	R3.6.10	
151	A		食品・流通課 災害時における災害救助用漬物の引渡しに関する覚書	新潟県漬物工業協同組合	災害時の救助用漬物の引渡し	H7.8.9	
152	A		食品・流通課 災害時における災害救助用パンの引渡しに関する覚書	新潟県パン協同組合	災害時の救助用パンの引渡し	H7.7.11	
153	A		食品・流通課 災害時における災害用牛乳等の引渡しに関する覚書	新潟県飲用牛乳協会、新潟県酪農業協同組合連合会	救助用牛乳、原料用牛乳の引渡し	H7.10.3	
154	A		食品・流通課 災害時における災害救助用味噌醤油の引渡しに関する覚書	新潟県味噌醤油工業協同組合	災害時の味噌醤油の引渡し	H29.8.8	
155	C		治山課 災害時の応援業務に関する協定	新潟県治山ボランティアセンター	土砂災害等による県管理公共施設等の点検業務等	H20.11.17	
156	C	土木部	監理課 災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人新潟県建設業協会	災害対策用資機材の提供、応急仮設住宅の建設等	H8.7.1	H23.3.28改正「地震」以外に「風水害」や「豪雪」などの自然災害も対象に追加 R1.5.10改正「口蹄疫」、「高病原性鳥インフルエンザ」に係る防疫作業を対象に追加
157	C		監理課 災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部	被災状況・復旧の調査、解析、設計等	H17.3.18	R1.5.16改正 家畜伝染病に係る防疫作業を対象に追加
158	C		監理課 災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会北陸支部	県管理橋梁の被災調査、応急対策工事等	H17.3.17	

協定締結状況一覧(R5.4.1現在)

前回調査以降、追加及び変更のあった協定を赤字で表示しています。

件数	カテゴリ	(C) 締結窓口課	(D) 協定名	(E) 相手方	(F) 主な内容	(G) 締結日	(H) 備考
159	C	監理課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人新潟県融雪技術協会	県管理公共消・融雪施設等の被災状況調査、応急対策工事等	H17.3.22	
160	C	監理課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人新潟県地質調査業協会	県管理公共土木施設等被災状況調査、地質調査、解析等	H17.3.22	R1.5.8改正 家畜伝染病に係る防疫作業を対象に追加
161	C	監理課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人斜面防災対策技術協会新潟支部	県管理公共土木施設等被災状況調査、地滑り被災箇所の応急復旧等	H17.3.22	H26.10.1～名称変更(～新潟県支部→～新潟支部)
162	C	監理課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人新潟県測量設計業協会	県管理公共土木施設等被災状況調査、測量・設計等	H17.3.28	R1.5.15改正 家畜伝染病に係る防疫作業を対象に追加
163	C	監理課	災害時の応援業務に関する協定	新潟県鋼構造協会	県管理橋梁・水門等鋼構造物の被災状況調査、応急対策工事等	H17.8.1	
164	C	監理課	防災業務の応援に関する協定	NPO法人にいがた地域創造センター	県管理公共施設の被災状況調査、平常時の応援等	H18.3.29	
165	C	監理課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人新潟県公園緑地建設業協会	県管理公園・緑地内の被害状況調査、施設の応急対策等	H18.7.20	
166	C	監理課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人全国特定法面保護協会北陸地方支部新潟	法面の被災状況調査、応急復旧工法の提案等	H18.11.14	H26.10.3改正 組織の改編に伴う名称の変更
167	C	監理課	災害時の応援業務に関する協定	一般財団法人新潟県建設技術センター	公共管理施設の被災状況調査及びその報告、応急復旧工法の提案等	H20.9.3	
168	C	監理課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人日本道路建設業協会北陸支部	県管理道路等の被災状況調査、道路施設被害の応急対策工事等	H22.7.1	R1.5.15改正 家畜伝染病に係る防疫作業を対象に追加
169	C	用地・土地利用課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人 日本補償コンサルタント協会北陸支部	県管理公共施設の応急対策及び災害復旧のための土地調査及び物件調査等	H30.3.30	
170	C	道路管理課	災害時における車両の移動等の協力に関する協定	特定非営利活動法人 全日本レッカー協会	災害時における災害応急対応業務に伴う車両の移動等	R3.3.24	
171	C	砂防課	防災業務の応援に関する協定	NPO法人新潟県砂防ボランティア協会	土砂災害等による県管理公共施設の被災状況調査、平常時の応援等	H18.3.29	
172	C	砂防課	災害時における調査の相互協力に関する協定	公益社団法人 地盤工学会北陸支部	地盤災害発生時の被災状況の調査	R3.1.8	
173	C	都市政策課	災害時の応援業務に関する協定	公益社団法人全国宅地擁壁技術協会北陸支部	被災宅地危険度判定士の派遣、被災宅地の技術的相談の相談員派遣	H21.3.25	
174	C	建築住宅課	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書	公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会	賃貸住宅の媒介	H10.5.1	
175	C	建築住宅課	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書	公益社団法人全日本不動産協会新潟県本部	災害時における民間賃貸住宅の媒介	H19.8.2	
176	C	建築住宅課	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	一般社団法人プレハブ建築協会	応急仮設住宅の建設	H8.3.15	
177	C	建築住宅課	災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人新潟県建築組合連合会	被災住宅の技術的相談の相談員派遣、応急危険度判定の判定員のとりまとめ	H20.3.24	
178	C	建築住宅課	災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人新潟県建築士会	被災住宅の技術的相談の相談員派遣、応急危険度判定の判定員のとりまとめ	H20.10.27	
179	C	建築住宅課	災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人新潟県建築士事務所協会	被災住宅の技術的相談の相談員派遣、応急危険度判定の判定員のとりまとめ	H20.10.27	
180	C	建築住宅課	災害時における応急対策業務に関する協定書	公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部新潟地域会	被災住宅の技術的相談の相談員派遣、応急危険度判定の判定員のとりまとめ	H20.10.27	
181	C	建築住宅課	災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人全日本瓦工事業連盟新潟県瓦工事業連合会	被災住宅の技術的相談の相談員派遣、応急危険度判定の判定員のとりまとめ	H25.10.9	
182	C	建築住宅課	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	独立行政法人 住宅金融支援機構	被災住宅の再建及び住宅ローンの返済などに関する支援	H27.3.20	
183	C	建築住宅課	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会	災害時における民間賃貸住宅の情報提供、応急借上げ住宅の提供に関する協力	H30.12.7	
184	C	下水道課	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	一般社団法人新潟県下水道維持改築協会	災害時における県及び市町村管理の下水道管路施設の復旧支援	R3.3.8	H21.10.1 県単独の協定締結 R3.3.8付けで27市町村を含め再締結
185	C	下水道課	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部新潟県部会	災害時における県及び市町村管理の下水道管路施設の復旧支援	R3.3.8	H17.4.1 県単独の協定締結 R3.3.8付けで27市町村を含め再締結
186	C	下水道課	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	災害時における県及び市町村管理下水道施設の復旧に関する技術支援	R3.3.8	27市町村を含めた協定
187	C	営繕課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人新潟県電設業協会	災害対策用建築電気設備資機材の提供あっせん等	H18.3.30	
188	C	営繕課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人新潟県空調衛生工事業協会	災害対策用建築機械設備資機材の提供あっせん等	H18.3.30	
189	C	営繕課	災害時の応援業務に関する協定	新潟県電気工事工業組合	災害対策用建築電気設備資機材の提供及びあっせん等	H21.10.1	
190	C	営繕課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人新潟県設備設計事務所協会	県管理公共施設のうち建築設備に関する被災状況の調査、応急対策の提案等	H21.10.1	

協定締結状況一覧(R5.4.1現在)

前回調査以降、追加及び変更のあった協定を赤字で表示しています。

件数	カテゴリ	(C) 締結窓口課		(D) 協定名	(E) 相手方	(F) 主な内容	(G) 締結日	(H) 備考
191	C	土木部	営繕課	災害時の応援業務に関する協定	新潟県建築設計協同組合	県管理公共施設のうち建築物に関する被災状況の調査、応急対策の提案等	H21.10.1	
192	C		営繕課	災害時の応援業務に関する協定	一般社団法人日本塗装工業会新潟県支部	県管理公共土木施設のうち建築物に関する汚泥の被災状況調査、高圧水による汚泥洗浄等	H23.8.24	
193	C		営繕課	災害時の応援業務に関する協定	新潟県防水工事業協同組合	県管理公共土木施設のうち建築物に関する汚泥の被災状況調査、高圧水による汚泥洗浄等	H25.1.10	
194	C	交通政策局	港湾整備課	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括協定書	国土交通省北陸地方整備局、伏木富山港湾港湾管理者(富山県)、金沢港及び七尾港湾港湾管理者(石川県)、敦賀港湾港湾管理者(福井県)、一般社団法人日本理立渡渡協会北陸支部、北陸港湾空港建設協会連合会、一般社団法人日本海上起重技術協会北陸支部、全国渡渡業協会日本海支部、一般社団法人日本潜水協会、一般社団法人海洋調査協会、一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会	災害発生時の被害の拡大防止、被災施設等の早期復旧	H28.6.1	
195	A	病院局	中央病院	災害時における職員及び外来者用の食品(非常食)提供に関する覚書	ホリカフーズ株式会社ライフケア部	災害時における職員及び外来者用の食品(非常食)提供	H25.7.3	
196	A		中央病院	災害時における職員及び外来者用の食品(非常食)提供に関する覚書	合資会社カネエ青山商店	災害時における職員及び外来者用の食品(非常食)提供	H25.9.11	
197	A		中央病院	災害時における患者給食の委託に関する覚書	有限会社かたおか	災害時における患者給食の委託	H30.3.16	
198	A		がんセンター新潟病院	災害時における患者給食の一部委託に関する覚書	株式会社オーシャンシステム	災害時における患者給食の一部委託	R2.4.28	
199	A		がんセンター新潟病院	災害時における患者給食の一部委託に関する覚書	株式会社総合フードサービス	災害時における患者給食の一部委託	R2.4.28	
200	A		新発田病院	災害時における救援物資提供に関する協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社東港セールズセンター	飲料水の優先的な供給、開放キー付き自動販売機の在庫製品の無償提供	H23.11.1	
201	F	県警	県警	大規模災害発生時における各種情報の通報連絡に関する協定	社団法人新潟県警備業協会	各種情報の通報連絡	H8.8.28	
202	F		県警	災害時における交通及び地域安全の確保に係る業務に関する協定	社団法人新潟県警備業協会	交通誘導その他警備業務の実施	H9.12.22	
203	F		県警	災害発生時における交通路の確保に関する協定	一般社団法人新潟県交通安全施設協会	交通路の確保	H23.9.9	
204	E		県警	災害等緊急事態発生時における船舶による警備部隊等の輸送に関する協定	佐渡汽船株式会社	警備部隊及び装備品の緊急輸送業務	H24.1.12	H31.3.26協定内容の見直し(災害に限定することなく、テロ、武力攻撃事態等の緊急事態発生時にも対応するため)
205	A		県警	災害発生時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	災害発生時における災害警備装備品等の提供	H24.4.11	
206	F		県警	災害時の自動車の貸渡しに関する協定	新潟県レンタカー協会	大規模災害発生時における自動車の優先貸渡し	H26.1.30	
207	F		県警	死体の身元確認等における協力体制に関する協定	新潟県歯科医師会	災害が発生した際に警察が取り扱う死体の身元確認等を連携して協力	H28.1.21	
208	E		県警	災害等緊急事態発生時における船舶による警備部隊等の輸送に関する協定	粟島汽船株式会社	警備部隊及び装備品の緊急輸送業務	H30.12.19	
209	F		県警	雪害時における出動要請に関する協定	スノーモービルランド新潟	雪害時における情報収集と警察措置の遂行	R3.3.16	

9 その他の資料

9-1 主要河川の状況

河川名	起 点	終 点	流路延 長	管理者	備考
刈谷田川	左岸 栃尾市大字栃堀字赤花松ケ下 7943 番地先 右岸 栃尾市大字栃堀字前山 8361 番の乙地先	信濃川合 流点	55,792	新潟県 知事	
稚児清水川	栃尾市大字比礼字木戸の外地先の市道堂田橋	刈谷田川 合流点	9,055	新潟県 知事	
貝喰川	見附市柳橋町字割前地先の県柳橋	信濃川合 流点	13,199	新潟県 知事	
椿桂川	左岸 長岡市亀崎町字赤太郎地先 右岸 長岡市亀崎町字大石地先	山北川合 流点	2,300	新潟県 知事	
才 川	見附市本町矢櫃地先の矢櫃橋	貝喰川合 流点	4,500	新潟県 知事	
椿田川	見附市椿沢町字大沢地先の市道大沢橋	山北川合 流点	4,500	新潟県 知事	
田井川	見附市椿沢町字滝の入地先の栃窪林道橋	椿田川合 流点	2,500	新潟県 知事	
山北川	見附市鳥屋脇町字上田地先の市道王子橋	猿橋川合 流点	4,100	新潟県 知事	
堀溝川	見附市堀溝町字東谷丁地先の市道日影橋	刈谷田川 合流点	2,500	新潟県 知事	
小出川	見附市栃窪町字釜ノ口川西地先の釜の橋	稚児清水 川合流点	2,400	新潟県 知事	
石地川	見附市島切窪町字江崎地先の市道大橋	刈谷田川 合流点	1,500	新潟県 知事	
耕地川	左岸 見附市太田町字中尾 1902 番地先 右岸 見附市太田町字中尾 1455 番地先	稚児清水 川合流点	1,800	新潟県 知事	
本明川	見附市杉沢町字反田 3866 番の 2 地先県道橋	刈谷田川 合流点	1,100	新潟県 知事	
古 川	見附市杉沢町字古川 5585 番の 3 地先県道橋	刈谷田川 合流点	1,000	新潟県 知事	
頭無川	見附市田井町字西ケ崎 170 番の 2 地先の県道橋下 流端	山北川合 流点	1,700	新潟県 知事	
大平川	左岸 見附市元町 1 丁目 1307-1 右岸 見附市元町 1 丁目 451-2	才川合流 点	1,530	見附市 長	
三阡川	左岸 見附市山崎興野町中作 118 の 2 右岸 見附市山崎興野町腰巻 24	石地川合 流点	2,100	見附市 長	戸隠 橋
大正川	左岸 見附市上新田町 右岸 見附市速水町	貝喰川合 流点	1,500	見附市 長	
椿亀川	左岸 長岡市亀崎町 右岸 見附市椿沢町	椿桂川合 流点	900	見附市 長	

9-2 気象統計

1 月別平年値

観測場所 見附市消防本部

統計期間 2006 年～2015 年

	平均気温	最高気温	最低気温	月間 降水量	日最大 降水量	平均風速	最大風速	日降雪量	最大 積雪深	平均湿度
1 月	1.6	8.9	-4.7	194.4	33.7	2.1	28.2	6.0	63.4	83.9
2 月	1.6	13.6	-5.2	129.0	24.6	2.1	21.9	4.4	62.8	80.8
3 月	4.7	20.6	-2.9	130.4	21.6	2.3	22.7	1.3	28.0	74.3
4 月	10.4	25.1	0.1	95.7	23.9	2.2	22.1	0.0	0.8	67.6
5 月	16.8	30.4	5.6	82.1	23.4	2.1	19.1	0.0	0.0	66.1
6 月	21.7	31.5	13.2	146.2	50.5	1.8	14.6	0.0	0.0	72.5
7 月	24.6	33.9	17.9	260.9	71.1	1.7	14.9	0.0	0.0	78.4
8 月	26.5	35.7	19.1	135.4	47.6	1.7	15.6	0.0	0.0	74.1
9 月	22.2	33.8	12.2	167.9	45.4	1.7	16.0	0.0	0.0	75.2
10 月	15.9	27.5	6.2	169.2	47.5	1.7	17.5	0.0	0.0	76.1
11 月	9.7	21.4	0.5	288.7	55.9	2.0	23.1	0.0	1.3	80.3
12 月	4.1	15.2	-2.3	355.7	46.0	2.2	24.4	3.2	28.9	83.4

2 月別極値

観測場所 見附市消防本部

統計期間 2006 年～2015 年

	最高気温	最低気温	日最大降水量
1 月	12.2	-7.6	53.0
2 月	17.3	-7.7	34.0
3 月	23.3	-6.1	34.0
4 月	27.9	-1.7	55.0
5 月	32.4	3.8	32.5
6 月	34.5	10.2	108.0
7 月	37.4	13.8	170.5
8 月	38.4	15.6	144.5
9 月	36.4	10.8	77.5
10 月	33.4	3.8	70.5
11 月	24.2	-1.2	109.5
12 月	19.7	-4.9	72.0

9-3 災害報告取扱要領

平成 14 年 1 月 23 日一部改正

第 1 総則

1 主旨

この要領は、災害に関する報告について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、はん濫、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災(火災報告取扱要領(平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号)に定める火災をいう。)を除いたものにより生ずる被害とする。

3 報告義務

災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定に基づき、市町村長は必要な報告を県知事に行うものとする。

4 報告すべき災害等

市町村長は、当該市町村の区域に災害が生じた場合はすべて県知事あてに報告するものとする。

- (1) 災害速報は、被害を覚知したとき、ただちに別紙様式に定める事項について判明したものから順次無線電話等により報告するものとする。
- (2) 災害確定報告は、応急対策を終了した後 10 日以内に、別紙様式により報告するものとする。
- (3) 雪害は長期にわたるので個々の被害ごとに(1)、(2)と同様に報告し、積雪期間終了後に期間全体の被害状況を別紙様式により報告するものとする。

5 報告先

新潟県県民生活・環境部消防防災課防災救助係

電話 025-285-5511(代表) 内線 2251～2253、2256、2261

025-280-5144(直通)

防災無線(発信番号)-40120-2251～2253、2256、2261

NTT FAX 025-285-4752

第 2 記入要領 :

被害報告の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1 月以上の治療を要する見込みの者とする。

具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20 パーセント以上 50 パーセント未満のものとする。

- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。

(6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

(1) 「非住家」とは、住家以外の建物をいうものとする。

(2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

4 その他

(1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

(5) 「道路」とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(6) 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7) 「河川」とは、河川法が適用(昭和 39 年法律第 167 号)され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上、必要な堤防、護岸、水利床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8) 「港湾」とは、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 2 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上、重要な臨港交通施設とする。

(9) 「砂防」とは、砂防法(昭和 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となった程度の被害とする。

(13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

(14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

(20) 「火災発生」とは、地震又は火山噴火に起因する場合のみの火災発生件数とする。

5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
- (9) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

6 その他

欄外には、災害の原因、災害の発生日時、災害の発生場所又は地域、災害対策の概要、その他について簡潔に記入するものとする。

(様式)

被 害 報 告

報
告
に
あ
つ
て
は
累
計
数
字
を
記
載
す
る

市町村名		報告者 電 話		()		現在期日		平成 年 月 日 現在		続く・最終	
死 者		行方不明		重 傷		軽 傷					
被災状況		人 数		被災状況		人 数		被災状況		人 数	
		人				人				人	
建物被害		区分		全壊 (棟)		半壊 (棟)		一部損壊 (棟)		床上浸水 (棟)	
		被災原因		土砂崩 流 失 その他		土砂崩 流 失 その他		土砂崩 流 失 その他		床上浸水 (棟)	
住家		棟数									
		世帯数									
		人数									
アパート等集合住宅		棟数									
		世帯数									
		人数									
り災世帯 (世帯)											
り災者 (人)											
非 住 家		公共建物		公立保育所							
				公民館							
				体育施設							
				その他							
		倉庫								浸水	
		車庫								浸水	
		作業所								浸水	
		その他								浸水	
文教施設		幼稚園									
		小学校									
		中学校									
		高等学校									
		養護学校等									
		その他									
病院											
社会福祉施設											
清掃施設		ゴミ処理施設								浸水	
		し尿処理施設								浸水	
その他 ()											
その他被害		被害内容		箇所数		被害内容		箇所数		被害内容	
一般道路											
農道											
林道											
河川											
農業用水路											
港湾											
砂防施設											
被害船舶											
その他 ()											
火災発生		建 物		件		危険物		件		その他	
鉄道不通区間		路線名		線		駅～ 駅		駅～ 駅		駅～ 駅	
水道		断水				世帯		配管被害		箇所	
ガス		不通				世帯		配管被害		箇所	
田		流失		ha		埋没		ha		冠水	
畑		流失		ha		埋没		ha		冠水	
崖崩れ				箇所							
土砂崩れ				箇所							
地すべり				箇所							
電話不通				世帯							
電気停電				世帯							
ブロック塀倒壊等				件							
公共文教施設被害				千円							
農林水産業施設被害				千円							
公共土木施設被害				千円							
その他公共施設被害				千円							
農産被害				千円							
林産被害				千円							
畜産被害				千円							
水産被害				千円							
商工被害				千円							
その他				千円							
被害総額				千円							

1 災害原因

2 災害の発生日時 平成 年 月 日

3 災害の発生場所 (必要により地図等を添付)

4 災害対策の概要

1 災害対策本部の名称

ア 災害対策基本法に 基づく本部・基つかない本部

イ 本部の設置日時 月 日 時 分

ウ 本部の解散日時 月 日 時 分

2 避難勧告・指示の状況

別紙避難等の状況報告のとおり

3 消防機関等の活動状況 (延べ出動人員)

消防職員 人 消防団員 人 役場職員 人

4 応急措置の概要

5 その他

9-4 自衛隊災害派遣要請依頼書

自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者					
担当課等名	課		係		
	担当者名				
	TEL 防災無線				
派遣要請依頼日時	年	月	日	時	分
災害の状況及び派遣依頼理由					
派遣を希望する期間	年	月	日から	年	月 日
	年	月	日から必要とする期間		
派遣を希望する区域	見附市		地内		
	施設等名称				
現地連絡員	課		係、担当者名		
派遣を希望する活動の内容					
その他必要な事項					

新潟県防災局危機対策課 FAX 025-282-1640

9-5 消防防災航空隊出動要請書

消防防災航空隊 電話 025(270)0263

FAX 025(270)0265

1 要 請 団 体	発信者				
2 災 害 種 別	(1)救急	(2)救助	(3)火災	(4)自然災害	
3 要 請 内 容	(1)救急	(2)救助	(3)消火	(4)偵察	(5)物資輸送
4 発生場所目標	(市・町・村)			番地	
	目標				
5 発 生 日 時	年	月	日 (曜日)	時	分頃
6 事故概要又は 災 害 概 要					
7 気 象	天候 視界	風向 m (	風速 m/s	気温 ℃	警報・注意報)
8 出 場 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町・村)			番地
	要請側病院名				
9 搬 送 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町・村)			番地
	要請側病院名				
10 傷 病 者 等	傷病者氏名	M・T・S・H	年	月	日生
	傷病名	程度 (重・中・軽)	男・女	歳	
11 現 地 搭 乗 者	(有・無) 職名	氏名			
12 地 上 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
13 他の航空機の 活 動 要 請	(有・無)	機関名	氏名		
14 要 請 日 時	年	月	日 (曜日)	時	分
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。					
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
2 到着予定時間	年	月	日 (曜日)	時	分
3 活動予定時刻	時間 分				
4 必要資機材					
※その他の特記事項					
			発信者		

9-6 新潟県災害救助法施行細則別表

(平 14 規則 13・一部改正)

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償

(1) 救助の程度、方法及び期間

救助の種類ごとに次に定めるところによる。

ただし、この定めにより難い特別の事情があるときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て、別に定めるところによる。

ア 収容施設の供与

(ア) 避難所

- a 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのあるものを収容する。
- b 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施するものとする。
- c 避難所設置のため、支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗品材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合には、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

(基本額)

100 人 1 日当たり 31,000 円

(加算額)

冬季(10 月～3 月)については、別に定める額を加算する。

- d 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

(イ) 応急仮設住宅

- a 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容する。
- b 応急仮設住宅の設置戸数は、市町村ごとに住家が全壊、全焼又は流失した世帯の 3 割の範囲内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間において設置戸数の融通をすることができる。
- c 応急仮設住宅の 1 戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,498,000 円以内とする。
- d 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1 施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は c にかかわらず別に定めるところによる。
- e 高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。
- f 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- g 応急仮設住宅を供与できる期間は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85 条第 3 項の

規定により当該応急仮設住宅を存続させることができる期間内とする。

イ たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(ア) たき出しその他による食品の給与

- a たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行なう。
- b たき出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行なう。
- c 炊出しその他による食品の給与を実施するため、支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,020円以内とすること。
- d たき出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故先へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(イ) 飲料水の供給

- a 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行なう。
- b 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
- c 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (ア) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行なう。

- (イ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行なう。

- a 被服、寝具及び身のまわり品
- b 日用品
- c 炊事用具及び食器
- d 光熱材料

(ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当り次の額の範囲内とすること。なお、季別は、災害発生の日をもつて決定すること。

a 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 4月 から9月 まで	17,700円	22,700円	33,500円	40,100円	50,900円	50,900円に5人を超える 1人ごとに7,400円を加 算した額
冬季 10 月から3月 まで	29,200円	37,700円	52,700円	61,800円	77,500円	77,500円に5人を超える 1人ごとに10,600円を加 算した額

b 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつた場合を含む。)により被害を受けた世帯

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 4月 から9月 まで	5,800円	7,700円	11,600円	14,000円	18,000円	18,000円に5人を超える 1人ごとに2,400円を加 算した額
冬季 10月 から3月 まで	9,200円	12,200円	17,400円	20,600円	25,900円	25,900円に5人を超える 1人ごとに3,400円を加 算した額

(エ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。

エ 医療及び助産

(ア) 医療

- a 医療は、災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に処置するものとする。
- b 医療は、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において、医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができる。

c 医療は、次の範囲内において行なう。

- (a) 診察
- (b) 薬剤又は治療材料の支給
- (c) 処置、手術その他の治療及び施術
- (d) 病院又は診療所への収容
- (e) 看護

d 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額

以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

e 医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

(イ) 助産

a 助産は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つた者に対して行なう。

b 助産は、次の範囲内において行なう。

(a) 分べんの介助

(b) 分べん前及び分べん後の処置

(c) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

c 助産のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の 8 割以内の額とする。

d 助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

オ 災害にかかった者の救出

(ア) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(イ) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(ウ) 災害にかかった者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

カ 災害にかかった住宅の応急修理

(ア) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、みずからの資力では応急修理をすることができない者に対して行なう。

(イ) 住宅の応急修理の対象数は、市町村ごとに住家が半壊又は半焼した世帯数の 3 割の範囲内とすること。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間において、対象数の融通をする。

(ウ) 住宅の応急修理は居室、炊事室、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1 世帯当たり 531,000 円以内とする。

(エ) 住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 月以内に完了しなければならない。

キ 生業に必要な資金の貸与

(ア) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行なう。

(イ) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込み確実な具体的な事業計画であり、償還能力のある者に対して貸与する。

(ウ) 生業に必要な資金の貸与の対象世帯数は、市町村ごとに住家が全壊、全焼又は流失した世帯数の 2 割 5 分の範囲内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間において対象世帯数の融通ができる。

(エ) 生業に必要な資金の貸与として貸付できる金額は、生業費 1 件当たり 30,000 円以内、就職支度費 15,000 円以内とする。

(オ) 生業に必要な資金の貸与には次の条件を付するものとする。

a 貸与期間 2 年以内

b 利子 無利子

(カ) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 カ月以内に完了しなければならない。

ク 学用品の給与

(ア) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により学用品をそう失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童並びに中学部生徒を含む。以下同じ。)に対して行なう。

(イ) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行なう。

- a 教科書
- b 文房具
- c 通学用品

(ウ) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

- a 教科書代

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

- b 文房具及び通学用品費

小学校児童 1 人当たり 4,100 円

中学校生徒 1 人当たり 4,400 円

(エ) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了しなければならない。

ケ 埋葬

(ア) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急処理程度のものを行なう。

(イ) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて、実際に埋葬を実施するものに支給する。

- a 棺(附属品を含む。)
- b 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
- c 骨つば及び骨箱

(ウ) 埋葬のため支出できる費用は、1 体当たり大人 179,000 円以内、小人 143,200 円以内とする。

(エ) 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

コ 死体の搜索

(ア) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者に対して行なう。

(イ) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(ウ) 死体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

サ 死体の処理

(ア) 死体の処理は、災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行なう。

(イ) 死体の処理は、次の範囲内において行なう。

- a 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置
- b 死体の一時保存
- c 検案

(ウ) 検案は、原則として救護班によつて行なう。

(エ) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

a 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1 体当たり 3,300 円以内とする。

b 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1 体当たり 5,000 円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

c 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(オ) 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

シ 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(ア) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、みずからの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行なう。

(イ) 障害物の除去の対象数は、市町村ごとに住家が半壊又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)した世帯の数の 1 割 5 分以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間における対象数の融通をすることができる。

(ウ) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1 世帯当たり 141,100 円以内とする。

(エ) 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

ス 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(ア) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

a 被災者の避難

b 医療及び助産

c 災害にかかった者の救出

d 飲料水の供給

e 死体の搜索

f 死体の処理

g 救済用物資の整理配分

(イ) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(ウ) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

(2) 実費弁償

ア 政令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

(ア) 日当

a 午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間において業務に従事した者に対しては、次に掲げる区

分に従つて日当を支給する。

(a) 医師及び歯科医師 1人1日当たり 17,900 円以内

(b) 薬剤師 1人1日当たり 12,300 円以内

(c) 保健師、助産師及び看護師 1人1日当たり 11,800 円以内

(d) 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 17,800 円以内

(e) 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 21,300 円以内

b a 以外の時間において業務に従事した者に対しては、a に掲げる日当額の 100 分の 125(業務に従事した時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 150)の額以内を支給する。

(イ) 旅費

a 医師、歯科医師、薬剤師、土木技術者及び建築技術者については、職員の旅費に関する条例(昭和 30 年新潟県条例第 58 号。以下「旅費条例」という。)に定める 7 級の職員に支給される旅費に相当する額以内の旅費を支給する。

b 保健師、助産師、看護師、大工、左官及びとび職については、旅費条例に定める 3 級の職員に支給される旅費に相当する額以内の旅費を支給する。

イ 政令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内とする。

《概要》

市では、災害発生時に自分の身を守ることが困難な方々（避難行動要支援者）を地域の方々が事前に把握し、迅速・的確な助け合いができるような仕組みづくりため、避難行動要支援者名簿を作成している。名簿はプライバシーの保護を最優先に考え、ご本人の申し出により作成している。この名簿を、自主防災組織（未結成地域においては町内会）、消防署、消防団、警察署、災害時協力団体等に事前及び災害・被害等の状況により配付し、名簿を受けた組織団体等は避難行動要支援者を支援する。

支援者の方には責任を課すものではなく、あくまでも善意により災害時や日常において困っている人を助けることにより、助け合い、支えあいのまちづくりを目指すものである。

《登録対象者》

- ① 要介護認定3以上を受けている方
- ② 身体障害者手帳1・2級（呼吸器障害以外の内部障害を除く）の交付を受けている方
- ③ 療育手帳Aの交付を受けている方

《個別計画》

【自主防災組織（町内会）】

あらかじめ自主防災組織で要援護者1名（1世帯）に対し、2～3世帯の支援者（世帯）を決めておく。避難準備情報発令とともに支援者は自家用車等により避難行動要支援者を一時避難場所や市指定の避難所へ搬送する。ただし、避難行動要支援者が多数いる地域で、緊急避難が必要な場合には、市はマイクロバス等での避難所搬送支援を行う。また、安否確認のとれない人がいる場合には、見附市 Tel 62-1700（緊急時は消防本部 Tel 62-0555）へ連絡する。

【消防（団）、警察】

自主防災組織（町内会）からの連絡で、救助の必要な避難行動要支援者がいる場合に救出・救護活動を行なう。

【民生委員】

災害時、対象者へ個別の電話連絡を行なう。状況に応じて避難支援活動も行なう。

【社会福祉協議会・福祉会】

避難行動要支援者情報を市健康福祉課と共有し、災害時には避難支援活動を行なう。

【介護保険事業所】

災害時見附市からの依頼により、避難支援活動を行なう。

【郵便局】

日常的な見廻り活動を実施する。

【災害ボランティア】

災害発生時、災害ボランティアセンターの要請等により活動。

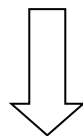
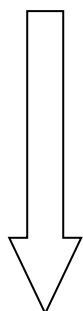
市役所 健康福祉課



①全世帯調査

登録対象者

- ① 要介護認定3以上を受けている方
- ② 身体療育手帳1・2級（呼吸器障害以外の内部障害を除く）の交付を受けている方
- ③ 療育手帳Aの交付を受けている方



民生委員



市役所 健康福祉課



②開示同意者の回答収集

提出は市役所・民生委員

③開示同意

対象者リスト提示

市役所 企画調整課



・福祉会 ・民生委員
・郵便局 ・災害ボランティア
・介護保険事業所



・自主防災組織
（救出・救護班）
・嘱託員・班長



・見附市消防署
・見附市消防団
・見附警察署



避難支援



緊急要請により活動

④災害時等の

避難誘導

避難行動要支援者



避難誘導



救出・救助

避難所

- ・対象者の確認
- ・避難者、不明者の報告（対策本部）
- ・非常時の報告（消防・警察・対策本部）

9ー8 洪水害時 非常配備・避難情報 発令基準

【情報収集体制】（情報収集・職員への共有、タイムライン確認・行動開始）	警戒レベル1
-------------------------------------	--------

●次の基準に達したときに配備

「早期注意情報(警報級の可能性)」が発表されたとき

配備要員：危機管理室（勤務時間内のみ）

【情報収集体制】（情報収集・職員への共有）	警戒レベル2
-----------------------	--------

●次の基準に達したときに配備

「大雨注意報」または「洪水注意報」が発表されたとき

配備要員：危機管理室（勤務時間内のみ）

【警戒準備体制】	（タイムライン 36時間前）	警戒レベル2
----------	----------------	--------

●次のいずれかの基準に達したときに配備

見附市雨量	市内浸水状況等		気象情報
10分以内の降雨量が8mmに達したとき または 1時間に20mm以上の雨量が予測されたとき	・元町ポンプ通報 ・アクセスアンダー ・国道8号(芝野町～今町)アンダー ・ポンプ通報	市民からの通報があったとき (南本町、嶺崎、本所ほか)	「大雨警報」 または 「洪水警報」 が発表されたとき

配備要員：大雨当番者 連絡先：危機管理室長

第1次配備 【警戒体制】	（タイムライン 12時間前）	警戒レベル2
--------------	----------------	--------

●次のいずれかの基準に達したときに配備を検討する。

見附市雨量	県水位観測所	栃尾巻測水位	刈谷田川ダム	市内浸水状況等
1時間雨量:20mm以上 または 3時間雨量:40mm以上	【河川敷高】 本明:22.34m または 大堰:16.02m	【水防団待機水位】 49.22m	「洪水警戒体制」に入ったとき	市内での浸水が確認され、気象情報等により降雨が続くと予測されるとき → かけつけ要員配備

配備要員：企画調整課補佐・危機管理室係員・秘書から市長、副市長、教育長、企画調整課長へ連絡
建設課補佐・係長・維持係員・計画工務係員・監理係員
上下水道局次長・担当係長・担当職員
農林創生課補佐・係長
農業委員会次長・係長
総務課長補佐

第2次配備 【警戒本部設置】	（タイムライン 12～6時間前）	警戒レベル2
----------------	------------------	--------

●次のいずれかの基準に達することが想定されるときに配備を検討する。

見附市雨量	県水位観測所	栃尾巻測水位
3時間雨量:60mm以上	【水防団待機水位】 本明:23.36m または 大堰:16.72m	【はん濫注意水位】 49.72m

配備要員：企画調整課全職員
建設課全職員
都市環境課 都市政策室全職員
上下水道局全職員
農林創生課全職員
農業委員会全職員
上記以外の係長以上の全職員

第3次配備【災害対策本部設置】

(タイムライン 12～6時間前)

警戒レベル2

●次のいずれかの基準に達することが想定されるときに、河川情報等の分析も行い配備を検討する。

見附市雨量	県水位観測所	栃尾雨量	河川情報等	気象情報
3 時間雨量： 80mm以上	【はん濫注意水位】 本明：24.39m または 大堰：18.11m	3 時間雨量： 90mm以上	・地域気象情報、河川現場情報 ・本明、大堰以外の観測点水位 ・水位上昇速度 ・ダム流入量、放流量及び貯水容量	・洪水警報の 危険度分布※ で「警戒(赤)」が出現したとき ・警戒レベル3の流域雨量指数(刈谷田川 29.9)に予測値が達したとき ・線状降水帯による大雨の可能性の発表(概ね半日前から6時間前まで)があったとき ※ 危険度分布とは、気象庁が発表する防災気象情報。災害の危険度を5段階で色分けして地図上に表示。

配備要員：全職員

高齢者等避難

(タイムライン 6時間前)

警戒レベル3

●次のいずれかの基準に達することが想定されるときに、河川情報等の分析も行い、新潟地方気象台の助言を踏まえ、発令を検討する。

見附市雨量	県水位観測所	栃尾雨量	河川情報等	気象情報
3 時間雨量： 90mm以上	【はん濫注意水位】 本明：24.39m または 大堰：18.11m	3 時間雨量： 100mm以上	・地域気象情報、河川現場情報 ・本明、大堰以外の観測点水位 ・水位上昇速度 ・ダム流入量、放流量及び貯水容量	・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき(夕刻前に発令)

→ 高齢者等避難の対象地区住民へ情報伝達(関連地区：サイレン、広報車)(全市：FAX、緊急情報メール)

避難指示

(タイムライン 4時間前)

警戒レベル4

●次のいずれかの基準に達することが想定されるときに、河川情報等の分析も行い、新潟地方気象台の助言を踏まえ、発令を検討する。

見附市雨量	県水位観測所	栃尾雨量	刈谷田川ダム	河川情報等	気象情報
3 時間雨量： 100mm以上	【避難判断水位】 本明：26.06m または 大堰：19.01m	3 時間雨量： 130mm以上	ダム管理者から緊急放流(異常洪水時防災操作)の通知があったとき(操作の3時間前に通知)	・地域気象情報、河川現場情報 ・本明、大堰以外の観測点水位 ・水位上昇速度 ・ダム流入量、放流量及び貯水容量	・洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現したとき ・警戒レベル4の流域雨量指数(刈谷田川 39.5)に予測値が達したとき ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令)

→ 避難指示の対象地区住民へ情報伝達(関連地区：サイレン、広報車)(全市：FAX、緊急情報メール)

緊急安全確保

(タイムライン 直前・直後)

警戒レベル5

●避難指示の基準に加え、次のいずれかの基準に達したときに発令する。

県水位観測所	河川情報等	気象情報
【堤防上面】 本明：28.94m または 大堰：21.84m	堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき(災害発生を確認したとき)	・大雨特別警報(浸水害)が発表されたとき ・洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」が出現したとき ・線状降水帯発生 of 発表があったとき

→ 緊急安全確保の対象地区住民へ情報伝達(関連地区：サイレン、広報車)(全市：FAX、緊急情報メール)

【参考】

	本明水位(m)	大堰水位(m)	見附市の対応(目安)	見附市警戒レベル
堤防上面	28.94	21.84	緊急安全確保	警戒レベル5
はん濫危険水位	26.87	20.00		警戒レベル4
避難判断水位	26.06	19.01	避難指示	
はん濫注意水位	24.39	18.11	高齢者等避難	警戒レベル3
			第3次配備 災害対策本部設置	警戒レベル2
水防団待機水位	23.36	16.72	第2次配備 警戒本部設置	警戒レベル2
河川敷高	22.34	16.02	第1次配備 警戒体制	警戒レベル2

9ー9 土砂災害時 非常配備・避難情報 発令基準

【情報収集体制】（情報収集・職員への共有、タイムライン確認・行動開始）	警戒レベル1
-------------------------------------	--------

●次の基準に達したときに配備

「早期注意情報(警報級の可能性)」が発表されたとき

配備要員：危機管理室（勤務時間内のみ）

【情報収集体制】（情報収集・職員への共有）	警戒レベル2
-----------------------	--------

●次の基準に達したときに配備

「大雨注意報」または「洪水注意報」が発表されたとき

配備要員：危機管理室（勤務時間内のみ）

【警戒準備体制】	（タイムライン 3 6 時間前）	警戒レベル2
----------	------------------	--------

●次のいずれかの基準に達したときに配備

見附市雨量	市内浸水状況等		気象情報
10 分以内の降雨量が 8mm に達したとき または 1 時間に 20mm 以上の雨量が予測されたとき	・元町ポンプ通報 ・アクセスアンダー ・国道 8 号(芝野町～今町)アンダー ・ポンプ通報	市民からの通報があったとき (南本町、嶺崎、本所ほか)	「大雨警報」 または 「洪水警報」 が発表されたとき

配備要員：大雨当番者 連絡先：危機管理室長

第1次配備 【警戒体制】	（タイムライン 1 2 時間前）	警戒レベル2
--------------	------------------	--------

●次のいずれかの基準に達したときに配備を検討する。

見附市雨量	県水位観測所	栃尾巻渚水位	刈谷田川ダム	市内浸水状況等
1 時間雨量: 20mm以上 または 3 時間雨量: 40mm以上	【河川敷高】 本明: 22.34m または 大堰: 16.02m	【水防団待機水位】 49.22m	「洪水警戒体制」に入ったとき	市内での浸水が確認され、気象情報等により降雨が続くと予測されるとき → かけつけ要員配備

配備要員：企画調整課補佐・危機管理室係員・秘書から市長、副市長、教育長、企画調整課長へ連絡
建設課補佐・係長・維持係員・計画工務係員・監理係員
上下水道局次長・担当係長・担当職員
農林創生課補佐・係長
農業委員会次長・係長
総務課長補佐

（ここまでは洪水害時の基準と同一の体制基準）

第2次配備 【警戒本部設置】	（タイムライン 1 2 ～ 6 時間前）	警戒レベル2
----------------	----------------------	--------

●次の基準に達することが想定されるときに配備を検討する。

「大雨警報(土砂災害)」及び「土砂災害前ぶれ注意情報※」が発表されたとき ※ 土砂災害前ぶれ注意情報とは、規模を問わず土砂災害が発生する恐れのある雨量である状況をいう。 大雨警報(土砂)の解除とともに解除され、個別の解除連絡はなし

→ 土砂災害前ぶれ注意情報発表について、メッシュ関連地区住民へ情報伝達
(関連地区: 広報車、FAX。サイレンは鳴らさない)(全市: 緊急情報メール)

配備要員：企画調整課全職員
建設課全職員
都市環境課 都市政策室全職員
上下水道局全職員
農林創生課全職員
農業委員会全職員
上記以外の係長以上の全職員

第3次配備【災害対策本部設置】**警戒レベル2****高齢者等避難****(タイムライン 6時間前)****警戒レベル3**

●次の①～③のすべての基準に達したとき、または④に該当するときに高齢者等避難の発令を検討する。

- ①スネークラインの「現在」が前ぶれ範囲に入っている
- ②累計雨量が 100mm 超
- ③降雨が続いている
- ④大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害の 危険度分布※ が「警戒(赤)」(警戒レベル 3 相当情報[土砂災害])となった場合

※ 危険度分布とは、気象庁が発表する防災気象情報。災害の危険度を 5 段階で色分けして地図上に表示。

→ 高齢者等避難の対象地区住民へ情報伝達
(関連地区:サイレン、広報車)(全市:FAX、緊急情報メール)

配備要員:全職員

避難指示**(タイムライン 4時間前)****警戒レベル4**

●次のいずれかの基準に達したときに発令を検討する。

- ①土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ②土砂災害の危険度分布が「危険(紫)」(警戒レベル 4 相当情報[土砂災害])となった場合
- ③災害が発生し、または発生するおそれがあり、住民を避難させる必要性が非常に高いと市長が判断したとき

→ 避難指示の対象地区住民へ情報伝達
(関連地区:サイレン、広報車)(全市:FAX、緊急情報メール)

緊急安全確保**(タイムライン 直前・直後)****警戒レベル5**

●次のいずれかの基準に達したときに発令する。

- ①大雨特別警報(土砂災害)が発表されたとき
- ②土砂災害の危険度分布が「危険(黒)」(警戒レベル 5 相当情報[土砂災害])となった場合
- ③災害が実際に発生していることを把握した場合

→ 緊急安全確保の対象地区住民へ情報伝達
(関連地区:サイレン、広報車)(全市:FAX、緊急情報メール)

9-10 地震発生時 非常配備基準

	1 次配備【準備体制】 (市内で震度 4 の地震が観測されたとき)	2 次配備【警戒体制】 (市内で震度 5 弱の地震が観測されたとき) 警戒本部設置	3 次配備【非常体制】 (市内で震度 5 強の地震が観測されたとき) 災害対策本部設置
会計課	なし	課長補佐以上の職員	全職員
企画調整課	危機管理室職員	全職員	全職員
まちづくり課	課長補佐以上と一部係長	係長以上及び一部係員	全職員
総務課	課長補佐	係長以上の職員	全職員
市民税務課	課長補佐以上	係長以上の職員	全職員
健康福祉課	課長補佐以上と一部係長	係長以上及び一部係員	全職員
地域経済課	なし	課長補佐以上の職員	全職員
農林創生課	会計任用職員を除く全職員	全職員	全職員
建設課	会計任用職員を除く全職員	全職員	全職員
都市環境課	課長補佐以上と一部係長	係長以上及び一部係員	全職員
上下水道局	会計任用職員を除く全職員	全職員	全職員
議会事務局	なし	局長・次長	全職員
監査委員事務局	なし	局長	全職員
農業委員会事務局	会計任用職員を除く全職員	全職員	全職員
教育総務課	なし	係長以上の職員	全職員
学校教育課	課長補佐	課長補佐以上の職員	全職員
こども課	課長補佐以上	係長以上及び施設管理職員	全職員
消防本部	消防司令以上	全職員	全職員
市立病院	施設管理担当係長	係長以上の職員	全職員

※上記、配備基準は災害規模、被害の発生状況により変更となる場合がある

9-12 大雪時非常配備基準・体制表

令和 5年5月更新
(平成30年1月作成)

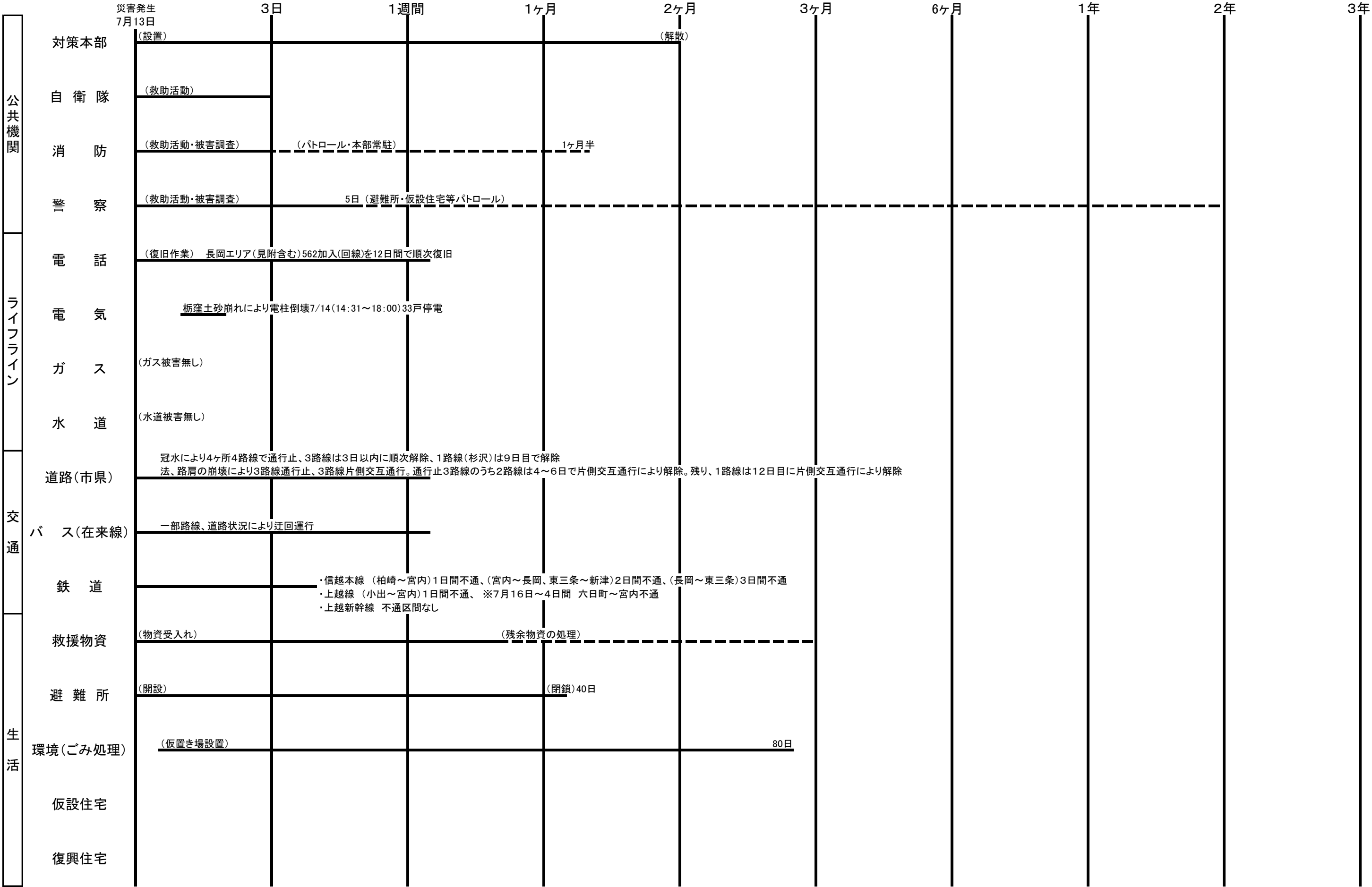
状況	見附市の動き	市民の動き
平常時	市役所 203 会議室に除雪ステーション（本部）開設 降雪深 10cm を観測したとき ↓ 除雪行動タイムラインに基づいて、除雪を指示	道路除雪への協力 食糧等の備蓄
大雪警報発表	【第一次配備】大雪警戒体制 気象庁より見附市に大雪警報が発表されたとき【消防本部より建設課維持係長へ電話連絡、企画調整課危機管理室職員は各自、県からの防災メール等で確認】 （（参考）気象庁の大雪警報発表基準は 6 時間で 35cm の降雪が予想されるとき） ↓ 建設課担当職員、企画調整課危機管理室職員登庁 ・情報収集（気象状況、道路状況、JR、バス、ライフラインの状況等） ・市内パトロール ・市ウェブサイト、緊急情報メール等による市民への情報発信（交通情報、不要不急の外出自粛呼びかけ等） ・幹線道路の優先除雪 ・早朝除雪や日中除雪の実施検討	不要不急の外出自粛 道路除雪への協力
12 時間降雪量 50cm 観測	【第二次配備】大雪警戒本部設置 12 時間降雪量が 50cm に達し、その後も警報級の降雪が見込まれるとき【消防本部より危機管理室職員に連絡】 ↓ 建設課・企画調整課全職員登庁（各課連絡網で招集、秘書係から市長、副市長、教育部長から教育長に設置報告） ・情報収集（気象状況、道路状況、JR、バス、ライフラインの状況等） ・市内パトロール ・市ウェブサイト、緊急情報メール等による市民への情報発信（交通情報、不要不急の外出自粛呼びかけ等） ・交通規制、幹線道路の優先除雪 ・学校・保育園の休校休園検討 ・必要に応じて長岡国道事務所に開設される「情報連絡本部」へ要員派遣（建設課）	不要不急の外出自粛 道路除雪への協力
裏面へ		

状況	見附市の動き	市民の動き
・警報級の降雪がつづいている ・大雪特別警報発表	【第三次配備】雪害対策本部設置（災害対策本部） 警報級の降雪が続き、甚大な社会的混乱や被害が生じるおそれがあるとき ↓ 全職員登庁（各課連絡網で招集、秘書係から市長、副市長、教育部長から教育長に連絡） ・情報収集（気象状況、道路状況、JR、バス、ライフラインの状況等） ・市内パトロール ・市ウェブサイト、緊急情報メール等による市民への情報発信（交通情報、外出自粛呼びかけ等） ・交通規制、幹線道路の優先除雪 ・学校・保育園の休校休園 ・必要に応じて長岡国道事務所に開設される「情報連絡本部」へ要員派遣（建設課）	外出自粛 道路除雪への協力

降雪量観測地点：見附市昭和町2丁目（見附市消防本部）

9-12 復旧・復興のための時系列的検証(水害)

7.13新潟豪雨 見附市・関係機関の復旧時系列検証



9-12 復旧・復興のための時系列的検証(地震)

中越大震災 見附市・関係機関の復旧時系列検証

